令和８年度第１回防災会議　資料 4-1

柏市地域防災計画

共通編
震災編
風水害等編
大規模事故編

令和９年３月
修正

目次

共通編

第１章　総則 1
第１節　計画の策定方針（目的と概要） 2
第２節　防災関係機関の役割と業務大綱 4
第３節　市の概況 15
第４節　計画の前提（災害危険性） 16
第５節　防災ビジョン（目標） 26
第２章　予防計画 28
第１節　災害に強い人づくり・組織づくり 29
第２節　災害に強いまちづくりの推進 37
第３節　被害軽減の取り組み 42
第４節　安全避難の環境整備 46
第５節　防災体制・拠点等の整備・強化 48
第６節　応急対応力の整備・強化 53
第７節　要配慮者対策 64
第８節　帰宅困難者対策 69
第９節　水害予防対策※水防計画 71
第10節　その他の災害等に関する予防対策 75

震災編

第１章　応急対策計画 1
第１節　応急活動体制 2
第２節　情報収集・伝達 4
第３節　災害時広報 6
第４節　消防・救助 8
第５節　警備・交通規制 9
第６節　医療・救護 10
第７節　応援要請 12
第８節　要配慮者支援 14
第９節　避難対策 16
第10節　帰宅困難者支援 18
第11節　緊急輸送対策 19
第12節　物資供給・給水 20
第13節　安否不明者の捜索・遺体収容 23
第14節　二次災害防止対策 22
第15節　ライフライン応急対策 27
第16節　公共施設等の応急対策 29
第17節　住宅応急対策 30
第18節　保健・衛生 31
第19節　廃棄物処理 32
第20節　応急教育・保育 33
第21節　ボランティアとの連携 34
第22節　災害救助法の適用 35
第23節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 36
第２章　復旧・復興計画 37
第１節　生活安定・安全対策 38
第２節　公共施設の災害復旧 40

第３節　災害復興 42

風水害編

第１章　応急対策計画 1
第１節　応急活動体制 2
第２節　情報収集・伝達 5
第３節　災害時広報 7
第４節　消防・救助 9
第５節　警備・交通規制 10
第６節　医療・救護 11
第７節　応援要請 13
第８節　要配慮者支援 15
第９節　避難対策 17
第10節　帰宅困難者支援 19
第11節　緊急輸送対策 20
第12節　物資供給・給水 21
第13節　安否不明者の捜索・遺体収容 22
第14節　二次災害防止対策 24
第15節　ライフライン応急対策 27
第16節　公共施設等の応急対策 29
第17節　住宅応急対策 30
第18節　保健・衛生 31
第19節　廃棄物処理 32
第20節　応急教育・保育 33
第21節　ボランティアとの連携 34
第22節　災害救助法の適用 35
第23節　水防 36
第24節　雪害対策 37
第２章　復旧・復興計画 38
第１節　生活安定・安全対策 39
第２節　公共施設の災害復旧 41
第３節　災害復興 43

大規模事故編

第１章　応急・復旧・復興対策計画 1
第１節　応急活動体制 2
第２節　大規模火災対策計画 4
第３節　危険物等災害対策計画 5
第４節　航空機災害対策計画 7
第５節　鉄道災害対策計画 8
第６節　道路災害対策計画 9
第７節　水道水質事故対策計画 10
第８節　富士山等の噴火に伴う降灰対策計画 11
第９節　放射性物質事故対策計画 13

共通編

第１章　総則

本章の基本的な考え方

市、市民、地域、事業者及び関係機関は、それぞれの役割を踏まえ、フェーズフリーの視点を持ち、平時から連携して防災・減災の取組を進めるとともに、その取組を災害時の対応及び復旧・復興につなげることで、地域防災力の向上を図る。

第１節　計画の策定方針（目的と概要）

1　計画の目的

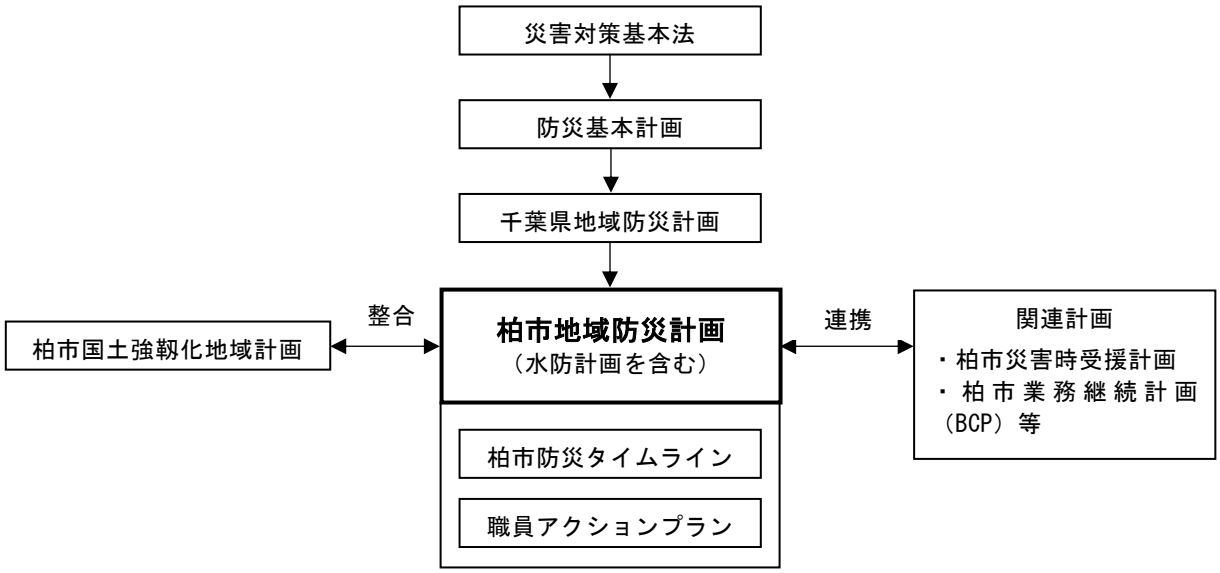
基本方針

- 本計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき柏市防災会議が作成するものであり、柏市で発生し得る地震、風水害、土砂災害、雪害、火山降灰等の自然災害に加え、大規模火災、危険物・有毒物、交通・インフラ事故、放射性物質事故等の人為・複合災害を対象として、被害の未然防止・軽減、応急対策、復旧・復興に関する基本的事項を定め、市・県・指定機関・公共的団体・市民・事業者が総力を結集して市民の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

【資料_1】柏市防災会議条例

2　計画の位置づけ

- 本計画は、災害対策基本法のもと、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画、各防災業務計画と整合を図るとともに、柏市国土強靭化地域計画[1]の基本目標等と整合を図り、ハード・ソフトの総合的な備えを推進する。また、本計画には水防計画を含むとともに、受援計画[2]及び業務継続計画（BCP）[3]等の関連計画と連携し、防災対策の実効性向上を図る。



1 大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速に復旧・復興できる強靭な地域づくりを推進するため、市の脆弱性を評価し平時からのハード・ソフト対策を計画的に進めるための基本計画。
2 大規模災害時に外部からの人的・物的応援（応援部隊、ボランティア、支援物資等）を迅速かつ円滑に受け入れ、適切な部署・現場へ効率的に配置するための受入体制や手順を定めた計画。
3 災害時において、市庁舎の損壊や職員の罹災、ライフラインの途絶等の制約がある状況下でも、災害応急業務や最優先すべき通常業務を中断せず、あるいは早期に再開・継続するための計画。

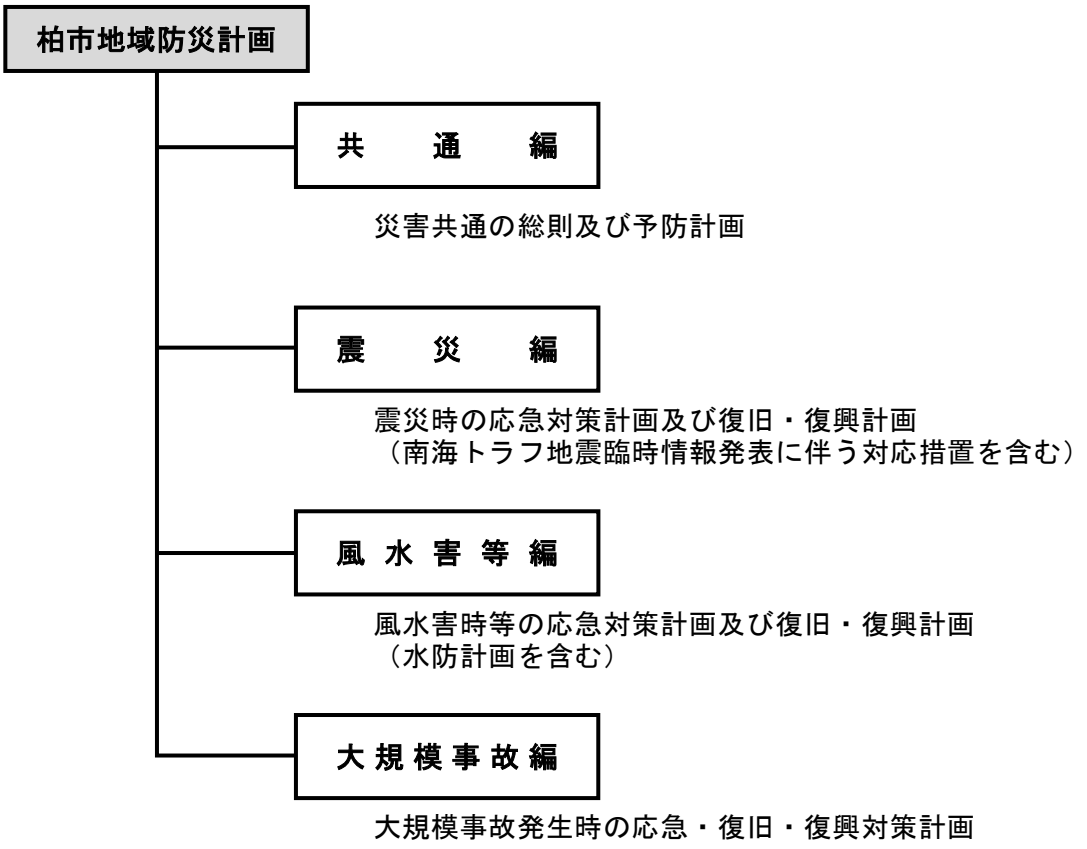
【地域防災計画と業務継続計画（BCP）の関係】

地域防災計画は、防災に関する業務を総合的に定めるもので、職員や庁舎機能等、必要資源が確保されていることを前提とする。

業務継続計画（BCP）は、災害時の応急対策に加え通常業務の継続も対象とし、資源が制限された状況下で重要業務を抽出・検討するもので、地域防災計画を実効的に補完するものである。

3　構成

・本計画は、共通編・震災編・風水害等編・大規模事故編の 4 編から構成する。共通編に「総則」及び「予防計画」、各編に「応急対策計画」、「復旧・復興計画」を基本骨格とする。



4　計画の修正

・本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年度検討を加え、防災対策に関する重要事項等、必要があると認めるときは、防災会議において修正する。なお、柏市組織及び防災関係機関の名称等変更、誤字・脱字、その他軽微な事項については、防災会議会長（柏市長）がその必要性を判断した上で修正し、修正後、防災会議に報告する。

第２節　防災関係機関の役割と業務大綱

１　防災関係機関

・各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションを図る等、「顔の見える関係＝信頼関係」を構築する。

(1)　柏市

1　防災に関する組織の整備に関すること
2　市の防災会議及び災害対策本部に関すること
3　防災思想の普及並びに市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成、　指導に関すること
4　防災知識の普及、教育及び防災に関する訓練の実施に関すること
5　防災都市づくりの推進に関すること
6　防災に関する物資等の備蓄、整備に関すること
7　防災に関する施設及び設備の設置、並びに点検及び整備に関すること
8　避難情報及び誘導に関すること
9　災害に関する情報の収集、被害の調査、報告及び災害に関する広報に関すること
10　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること
11　被災者に対する救助及び救護措置に関すること
12　災害対策要員の動員、雇上げに関すること
13　災害時の医療及び助産救護、被災ペットの救護、給水等の応急処置に関すること
14　緊急道路と緊急輸送の確保に関すること
15　公共的施設及び設備の応急復旧に関すること
16　清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること
17　災害を受けた乳幼児、児童及び生徒の文教対策に関すること
18　生活困窮者に対する保護及び救助に関すること
19　義援金品の受領及び配布に関すること
20　被災者の生活再建支援に関すること
21　災害復旧の実施に関すること
22　管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
23　災害対策における近隣市等協力機関・団体との相互応援協力に関すること

(2) 県

1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
4 災害の防除と拡大の防止に関すること
5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
8 被災県営施設の応急対策に関すること
9 災害時における文教対策に関すること
10 災害時における社会秩序の維持に関すること
11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
12 災害時における交通、輸送の確保に関すること
13 被害施設の復旧に関すること
14 市が処理する事務及び業務の指導、指示及び斡旋等に関すること
15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
17 被災者の生活再建支援に関すること
18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

【東葛飾地域振興事務所】

1 災害対策事務及び事業の指導、連絡調整に関すること
2 災害に関する情報の収集・伝達及び指示に関すること
3 災害救助に係る連絡・調整に関すること
4 その他災害の防除と拡大の防止に関すること

【柏土木事務所】

1 県管理に係る河川、道路、急傾斜地及び橋りょうの保全に関すること
2 水防に関すること

【柏警察署】

1 災害情報に関すること
2 被災者の救出及び避難に関すること
3 遺体（安否不明者）の捜索並びに検視に関すること
4 交通規制に関すること
5 交通信号施設等の保全に関すること
6 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること

【東葛飾農業事務所】

1 県管理に係る農業用施設の保全に関すること
2 農地及び農業用施設の被害調査結果のとりまとめと災害復旧の指導に関すること

(3) 指定地方行政機関

【関東管区警察局】

1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること

【千葉行政監視行政相談センター】

1 被災者への生活支援情報の提供に関すること
2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること
3 特別行政相談所の開設に関すること

【関東総合通信局】

1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
2 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること
3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること
5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

【関東財務局千葉財務事務所】

（立会関係）

1 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること

（融資関係）

1 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
2 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること

（国有財産関係）

1 市が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
2 市が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
3 市が水防、消防その他防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
4 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
5 市が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

（民間金融機関等に対する指示、要請関係）

1 災害関係の融資に関すること
2 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
3 手形交換、休日営業等に関すること
4 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること

5　営業停止等における対応に関すること

【関東信越厚生局】

1　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
2　関係職員の派遣に関すること
3　関係機関との連絡調整に関すること

【千葉労働局】

1　工場、事業所における労働災害の防止に関すること
2　労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

【関東農政局】

1　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
2　応急用食料・物資の支援に関すること
3　食品の需給・価格動向の調査に関すること
4　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
5　飼料、種子等の安定供給対策に関すること
6　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
7　営農技術指導及び家畜の移動に関すること
8　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
9　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
10　被害農業者に対する金融対策に関すること

【関東森林管理局】

1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
2　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

【関東経済産業局】

1　生活必需品、復旧資材等、防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
3　被災中小企業の振興に関すること

【関東東北産業保安監督部】

1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること

【関東地方整備局】

（災害予防）

1　防災上必要な教育及び訓練等に関すること
2　通信施設等の整備に関すること
3　公共施設等の整備に関すること
4　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
5　官庁施設の災害予防措置に関すること

（災害応急対策）

1　災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達に関すること
2　水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
3　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること

4　災害時における復旧資材の確保に関すること
5　災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
6　災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
7　災害時相互協力に関する申合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

（災害復旧）

1　災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

【関東運輸局】

1　災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
2　災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
3　災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること

【千葉国道事務所柏維持修繕出張所】

1　国道の維持修繕工事（工事、監督を含む）及びこれらの施設の保全に関すること

【利根川上流河川事務所守谷出張所、利根川下流河川事務所北千葉　導水路管理支所、江戸川河川事務所運河出張所】

1　国土交通省の所管に係る河川管理施設保全に関すること
2　洪水予報、水防警報 その他水防に関すること

【関東地方測量部】

1　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
2　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
3　地殻変動の監視に関すること
4　災害教訓の伝承に関すること

【東京管区気象台】

1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
4　市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

【関東地方環境事務所】

1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
3　放射性物質（2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
4　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

【北関東防衛局】

1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること

2　災害時における自衛隊等との連絡調整に関すること

(4)　自衛隊

【陸上自衛隊第１空挺団（習志野）】

1　自衛隊災害派遣計画の作成に関すること

2　防災資機材の整備及び点検に関すること

3　地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練に関すること

4　災害派遣時の救援活動のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

【陸上自衛隊後方支援学校需品科部（松戸駐屯地）】

1　災害派遣部隊による救助、水防活動等

2　人員・救援物資等の緊急輸送等に関すること

【海上自衛隊下総教育航空群】

1　災害派遣部隊による救助、消防及び水防活動

2　人員・救援物資の緊急輸送等に関すること

【航空自衛隊航空システム通信隊（柏送信所）】

1　災害情報通信等の協力に関すること

(5)　指定公共機関

【日本赤十字千葉県支部】

1　医療救護に関すること

2　こころのケアに関すること

3　救護物資の備蓄及び配分に関すること

4　血液製剤の供給に関すること

5　義援金の受付及び配分に関すること

6　その他応急対応に必要な業務に関すること

【日本放送協会】

1　市民（県民）に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること

2　市民（県民）に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること

3　社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

4　被災者の受信対策に関すること

【東日本高速道路（株）】

1　東日本高速道路の保全に関すること

2　東日本高速道路の災害復旧に関すること

3　災害時における緊急交通路の確保に関すること

【日本郵便（柏郵便局)】

1　災害時における郵便事業運営の確保

2　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

（1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること

（2）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること

（3）被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること

（4）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること

（5）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること

3　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

【東京電力パワーグリッド（株)】

1　災害時における電力供給に関すること

2　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

【日本通運（株）千葉支店】

1　災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

【福山通運（株)、佐川急便（株)、ヤマト運輸（株)、西濃運輸（株)、(一社）ＡＺ－ＣＯＭネットワーク】

1　災害時における物資の輸送に関すること

【東日本旅客鉄道㈱柏駅及び我孫子保線センター】

1　鉄道施設等の保全に関すること

2　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

3　帰宅困難者対策に関すること

【日本貨物鉄道（株)】

1　災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

【NTT 東日本（株)、(株）NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス（株)、KDDI（株)、ソフトバンク（株)、楽天モバイル（株)】

1　電気通信施設の整備に関すること

2　災害時等における通信サービスの提供に関すること

3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

【(特非）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク】

1　災害ボランティア団体等の活動支援・活動調整に関すること

(6) 指定地方公共機関

【千葉県手賀沼土地改良区】

1 用排水施設の整備及び管理に関すること

2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

【京葉ガス（株)、京和ガス（株)、(株）エナジー宇宙】

1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

【東武鉄道（株)、首都圏新都市鉄道（株)】

1 鉄道施設の保全に関すること

2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

3 帰宅困難者対策に関すること

【(公社）千葉県医師会】

1 医療及び助産活動に関すること

2 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

【(一社）千葉県歯科医師会】

1 歯科医療活動に関すること

2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

【(一社）千葉県薬剤師会】

1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること

2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること

3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

【(公社）千葉県看護協会】

1 医療救護活動に関すること

2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

【千葉テレビ放送（株)、(株）ニッポン放送及び（株）ベイエフエム】

1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること

2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること

3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

【(一社）千葉県トラック協会及び（一社）千葉県バス協会】

1 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

2　その他公共的団体、防災上重要な施設の管理者

【一般社団法人柏市医師会】

1　災害時の医療及び助産活動に関すること

2　医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3　救護本部の運営及び指揮統制に関すること

【一般社団法人柏歯科医師会】

1　災害時の歯科医療活動に関すること

2　歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

【一般社団法人柏市薬剤師会】

1　医薬品の調達、供給に関すること

2　薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

【公益社団法人千葉県柔道整復師会柏・我孫子支部】

1　災害時の接骨救護活動に関すること

2　柔道整復師会と接骨師との連絡調整に関すること

【柏市社会福祉協議会】

1　要配慮者支援に関すること

2　被災者生活支援に関すること

3　災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること

4　救援ボランティアの受入・派遣に関すること

【利根土地改良区】

1　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

2　たん水の防排除施設の整備と活動に関すること

【市川市農業協同組合、ちば東葛農業協同組合】

1　災害時における食料及び物資の供給に関すること

2　被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること

【柏商工会議所、大規模商業施設】

1　災害時における物価安定についての協力に関すること

2　救助物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力に関すること

【柏市赤十字奉仕団、婦人会等社会教育関係団体】

1　被災者に対する炊出し、救援物資の配分等の協力に関すること

2　その他災害応急対策についての協力に関すること

【柏市建設関連防災ネットワーク】

1　仮設住宅、トイレの建設の協力に関すること

2　倒壊住宅等の撤去の協力に関すること

3　その他災害時における建設活動の協力に関すること

【柏市防火安全協会】

1　防災対策の充実と危険物の安全確保に関すること

2　地域における防災活動の向上に関すること

【病院等管理者】

1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること

2　災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること

【社会福祉施設管理者】

1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること

2　災害時における収容者の保護に関すること

【金融機関】

1　被災事業者等に対する資金の融資に関すること

【北千葉広域水道企業団】

1　取水・導水施設及び送水・配水に関すること

2　応急給水用水の供給に関すること

【柏市管工事協同組合】

1　管路施設に関すること

2　応急給水活動に関すること

【公益社団法人日本水道協会千葉県支部】

1　応急給水活動に関すること

2　応急復旧活動に関すること

3　他水道事業体と水道関連団体との連絡調整に関すること

3　市民及び事業者等

【市民】

1　自らの生命・身体・財産の被害を食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図ること

2　食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等適切な取扱い等の出火防止等、各家庭で身近な震災発生時に備えを講じること

3　市民は町会・自治会・区等の構成に参加しその活動に協力すること

4　知事及び市長等が実施する防災対策に協力するとともに、積極的に防災活動に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

【町会・自治会・区等、自主防災組織】

1　自主防災活動の推進に関すること

2　避難誘導、救出救護の協力に関すること

3　初期消火活動の協力に関すること

4　被災者に対する炊出し、救援物資の配分等の協力に関すること

5　被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関すること

【事業者】

1　事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に関すること

2　地域の防災活動に積極的に参加し、災害の未然の防止、自主防災組織、町会・自治会・区等との連携を図る等、地域における防災力の向上に関すること

3　集客施設を保有する施設にあっては、来客者の安全確保に関すること

4　災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

5　帰宅困難者発生の抑制に関すること

【ボランティア団体】

1　平時から構成員間の連携を密にした活動体制の整備に関すること

2　災害時の救援救護活動の迅速な実施に関すること

第３節　市の概況

【資料_2】市の社会条件

1　自然条件

(1)　位置・面積

- 本市は、東京都心から 30km 圏の県北西部に位置する。東に我孫子市及び印西市、利根川を挟んで茨城県取手市及び守谷市、南に鎌ケ谷市及び白井市、西に松戸市及び流山市、北に野田市が隣接する。東西約 18km、南北約 15km、面積は 114.74km2 で、周囲は約 92km である。

(2)　地形・地質

- 本市は下総台地の北西部に位置し、その大部分は台地上にある。市の北東部には利根川が流れ、利根川沿いには沖積低地が広がっている。約 7 割を占める台地面と 3 割の沖積面の割合で、階段状の形をしている。標高差は、最大 32m でほぼなだらかな地形である。
- 本市のほとんどが「下総台地」にあたり、更新世の下末吉期の海進時に形成された、砂がちの海成層からなる下総層群（成田層群）と、その上位の層厚 2m～5mの関東ローム層によって構成されている。

【資料_3】市の概況（河川・沼）

(3)　気象

- 本市の気象概況は、県北西部の関東平野内陸部に位置し、おおむね平坦な地形条件のもと、年間を通じて、比較的温暖な気候を示している。気象庁が公表する関東甲信地方各地の平年値との比較では、本市周辺の気温は、北関東や甲信の内陸部・山間部より高く、千葉市や横浜市等の沿岸部よりはやや低い水準にあり、関東甲信地方の中では中間的な特徴を示している。また降水量についても、関東甲信地方の中では、甲府、前橋、熊谷、長野等の比較的少雨な内陸部より多い一方で、東京、千葉、横浜等の沿岸部よりは少ない水準にあり、これも地域内では中間的な特徴といえる。
- 市街地の形成が進んでいる地域では、地表面の舗装や建築物の集積等、都市化の影響により、気温が高まりやすい傾向がある。さらに、都市部では、雨水が地中に浸透しにくく、地表面にたまりやすい特性があることから、短時間の強雨時には、浸水害の危険性が高まりやすく、都市型水害の影響を受けやすい状況にある。

第４節　計画の前提（災害危険性）

1　地震被害の想定

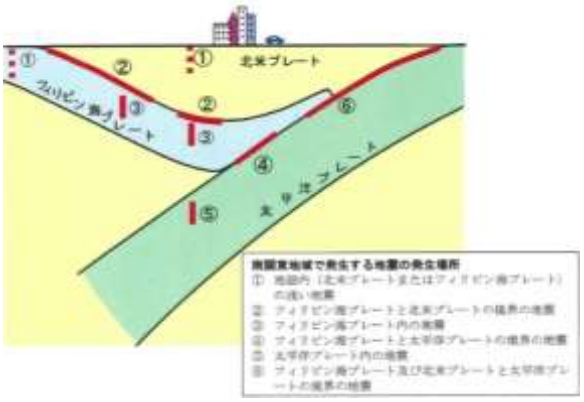
(1)　想定地震の設定

- 柏市がある南関東地域は、陸地の北米プレートの下に南方からフィリピン海プレート、東方から太平洋プレートが潜り込む地域であり、プレートの境界面やプレートの内部で様々なタイプの地震が発生し、大きな被害を引き起こしてきた。大地震は、それらのプレート境界
- 大地震は、それらのプレート境界に長年蓄積した歪みが一気に解放されることにより、発生している。特に、北米プレートとフィリピン海プレートの境界は、関東地方の直下の比較的浅い深度に存在することから、ここで大地震が発生すると、大きな被害が発生すると考えられている。

【資料_4】災害履歴（地震）



関東周辺のプレート境界（出典：内閣府、 2013「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～首都直下の M7 クラス地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等に関する図表集～」



南関東地域で発生する地震のタイプ（出典：内閣府、2013「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～首都直下の M7 クラス地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等に関する図表集～」

- 柏市防災アセスメント調査（平成 31 年 3 月）では、柏市に特に影響があると考えられる、次の 3 つの地震を想定地震として被害の推計を行った。

(1) 柏市直下地震（マグニチュード 7.3）

・本市において最大最悪の被害をもたらすと想定されるプレート内地震

(2) 県北西部直下地震(マグニチュード 7.3)

・市川市から千葉市を震源域とする地震（県地震被害想定調査（令和 8 年 5 月）における対象地震）

(3) 大正関東地震(マグニチュード 8.2)

・内閣府の想定(平成 25 年)による地震のうち、本市に最も影響を及ぼすおそれのあるプレート境界地震

• これらの対象地震の震源分布は下記のとおりである。



★: 破壊開始点　●: 柏市役所　■,●: 強震動生成域（SMGA）

破壊開始点:
断層面の中で最初に破壊が開始する位置。順次隣接する小断層面を破壊が伝播する。

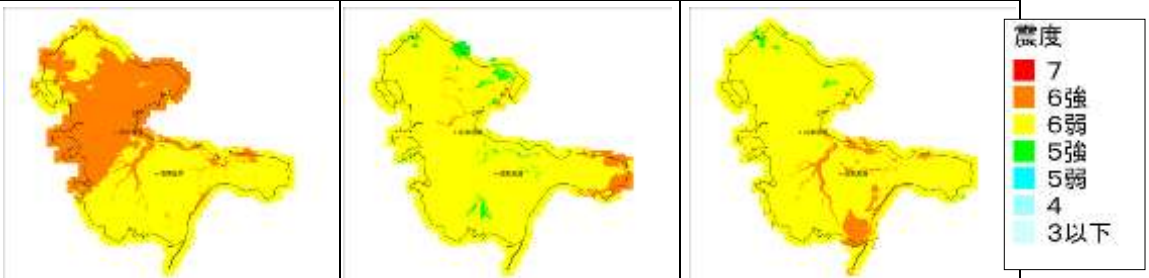
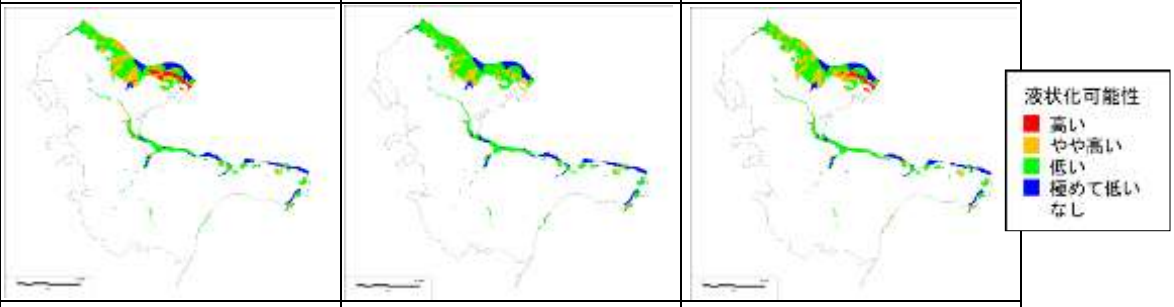
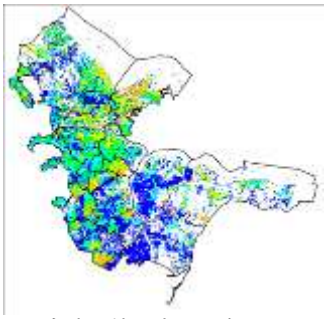
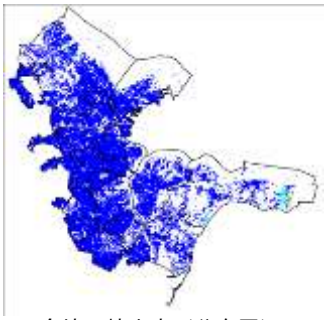
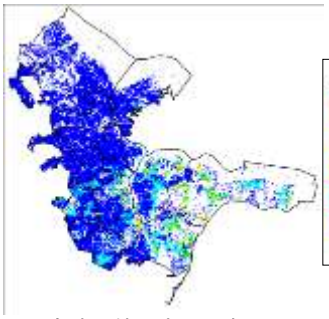
強震動生成域（SMGA):
断層面の中で特に強い地震波（強震動）を発生させる領域。

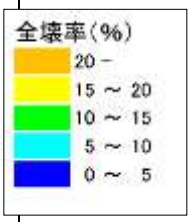
想定地震の位置（出典：柏市、「柏市防災アセスメント調査報告書（平成 31 年 3 月）」）

(2) 被害想定のまとめ

- 想定した 3 つの地震のうち、被害が最も深刻となる柏市直下地震を地域防災計画策定の想定地震とする。

柏市防災アセスメント調査（平成 31 年 3 月）の結果（1）

	柏市直下地震（Mw7.3）	千葉県北西部直下地震（Mw7.3）	大正型関東地震（Mw8.2）
震度			
液状化危険度			
建物被害（全壊・焼失）	全壊・焼失棟数：11、637 棟  全壊・焼失率（分布図）	全壊・焼失棟数：891 棟  全壊・焼失率（分布図）	全壊・焼失棟数：3、711 棟  全壊・焼失率（分布図）



柏市防災アセスメント調査（平成 31 年 3 月）の結果（2）

大項目	小項目(前提条件)		柏市直下地震	千葉県北西部直下地震	大正型関東地震
規模	マグニチュード		7.3	7.3	8.2
揺れ	主な震度階		震度6弱～6強	震度6弱	震度6弱
	全壊数[棟]		6,975	555	3,041
	半壊数[棟]		11,811	2,489	7,558
火災	炎上出火件数（風速8m/s）	冬5時	6	1	1
		夏12時	6	1	2
		冬18時	19	4	5
	焼失棟数（風速8m/s）	冬5時	898	4	4
		夏12時	1,215	4	8
		冬18時	4,658	332	666
上水道	地震発生直後の機能支障率[%]		65.1	38.1	45.1
下水道	地震発生直後の機能支障率[%]		4.9	3.1	3.2
都市ガス	地震発生直後の機能支障率[%]		70.5	0.3	55.5
電力	地震発生直後の停電率[%]		91.9	78.7	81.8
電話	地震発生直後の回線不通率[%]		90.7	78.2	82.7
道路	道路橋梁被害[箇所]	大規模損傷	16	1	0
		中規模損傷	18	9	20
		小規模損傷	14	36	27
鉄道	地震発生直後の不通駅間数	常磐線	3	0	0
		野田線	3	0	0
		つくばエクスプレス	2	0	0
人的被害	死者[人]（風速8m/s）	冬5時	235	20	94
		夏12時	73	7	32
		冬18時	250	13	60
	重傷者[人]（風速8m/s）	冬5時	367	33	148
		夏12時	227	21	98
		冬18時	243	30	108
	負傷者（重傷者+軽症者）（風速8m/s）[人]	冬5時	1,332	241	746
		夏12時	897	116	439
		冬18時	900	159	494
	1日後の避難者[人]（風速8m/s）（括弧内は避難所外避難者）	冬5時	42,384 (16,954)	8,227 (3,291)	20,314 (8,126)
		夏12時	43,618 (18,096)	8,227 (3,587)	20,331 (8,864)
		冬18時	57,340 (22,936)	9,550 (3,820)	22,984 (9,194)
	1週間後の避難者[人]（風速8m/s）（括弧内は避難所外避難者）	冬5時	76,593 (38,297)	25,503 (12,752)	42,249 (21,124)
		夏12時	77,548 (38,774)	25,503 (12,752)	42,265 (21,132)
		冬18時	88,910 (44,455)	26,723 (13,361)	44,662 (22,331)
	2週間後の避難者[人]（風速8m/s）（括弧内は避難所外避難者）	冬5時	99,633 (59,780)	33,315 (19,989)	54,424 (32,654)
		夏12時	100,375 (60,225)	33,315 (19,989)	54,440 (32,664)
		冬18時	110,042 (66,025)	34,489 (20,693)	56,710 (34,026)
	1ヶ月後の避難者[人]（風速8m/s）（括弧内は避難所外避難者）	冬5時	64,677 (45,274)	13,467 (9,427)	30,532 (21,373)
		夏12時	65,686 (45,980)	13,467 (9,427)	30,549 (21,384)
		冬18時	77,690 (54,383)	14,761 (10,333)	33,106 (23,174)
	帰宅困難者（柏市への通勤・通学者）[人]				23,832
	帰宅困難者（柏市からの通勤・通学者）[人]				62,788
	帰宅困難者（柏駅周辺の滞留者）[人]				16,200
廃棄物	災害廃棄物[t]		1,452,010	148,780	582,270

※避難所外避難者…知人・親戚宅等への避難者や屋外避難者、在宅避難者を含む、避難所以外への避難者数

ライフラインの復旧予測（柏市直下地震の場合）

種類	応急復旧日数
電力	1 週間
都市ガス	1 か月
上水道	1 か月後に 90.7%が回復
電話	1 週間後に 99%以上が回復

2　水害・土砂災害の想定

(1)　水害の被害等の想定

- 「柏市洪水ハザードマップ」（令和５年４月）では、国土交通省や県が発表している浸水想定区域図のうち、柏市域に影響するものとして、次の河川が氾濫した場合の浸水状況を示している。

①利根川水系利根川（利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491ｍｍ）
②利根川水系利根運河（利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491ｍｍ）
③利根川水系手賀沼（手賀沼流域の 48 時間総雨量 815ｍｍ）
④利根川水系大堀川（大堀川流域の 24 時間雨量 690ｍｍ）
⑤利根川水系大津川（大津川流域の 24 時間雨量 690ｍｍ）
⑥利根川水系下手賀川及び下手賀沼（下手賀川及び下手賀沼流域の 24 時間雨量 690ｍｍ）
⑦利根川水系亀成川、浦部川、和泉川、鹿黒川、大森川及び古新田川
（亀成川、浦部川、和泉川、鹿黒川、大森川及び古新田川流域の 24 時間雨量 690ｍｍ）
※①、②は国土交通省関東地方整備局、③～⑦は県による予測結果

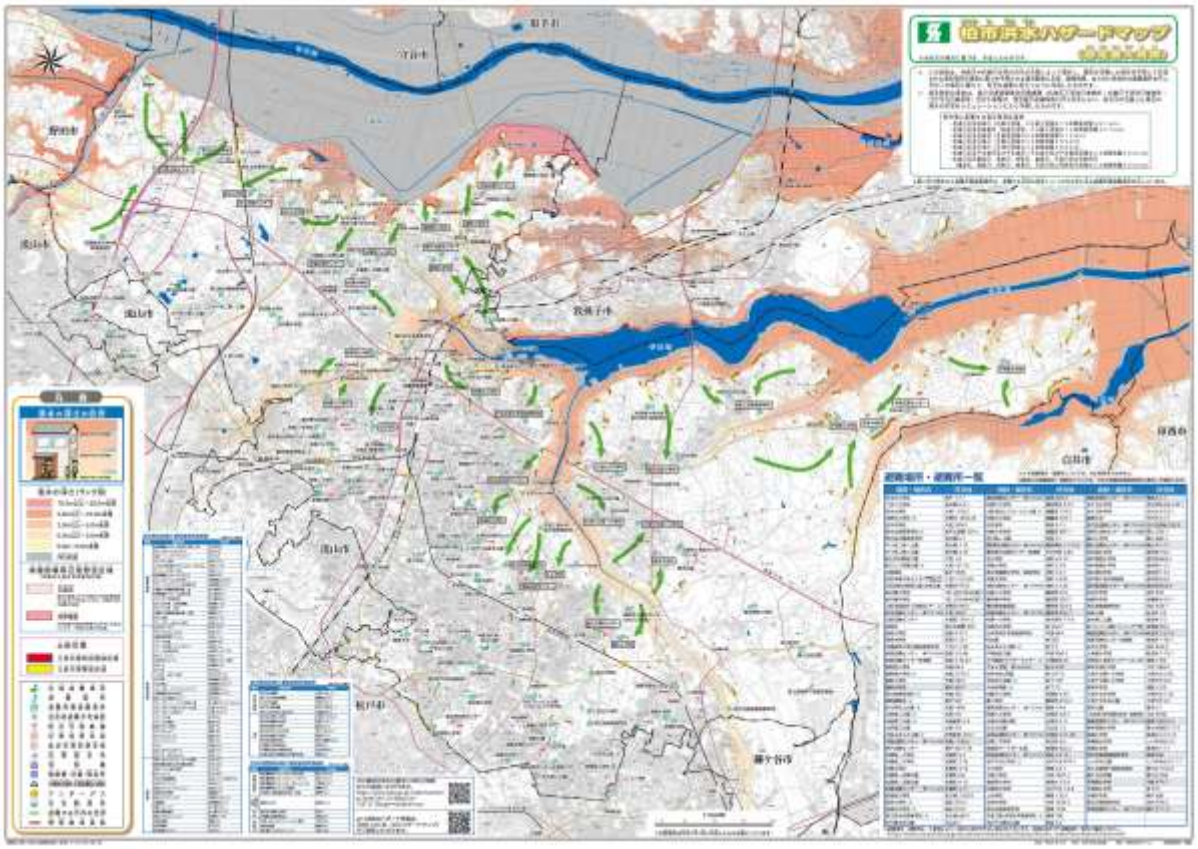


図　柏市洪水ハザードマップ（令和８年４月）に示された浸水想定区域

- 柏市防災アセスメント調査（平成 31 年 3 月）では、上記の浸水想定区域内における想定被害棟数や避難者数を算出した。算出結果は下表のとおり。

表　洪水による建物被害棟数

浸水域内建物棟数	床下浸水	床上浸水					浸水被害が生じる合計棟数
		0.5m 未満	0.5～0.99m	1.0～1.99m	2.0～2.99m	3.0m 以上	
5、307	8	6	53	220	522	2、305	3、114

表　洪水による避難者数及び避難所収容人数と過不足数

収容可能人数	避難者数						収容人数の過不足
		うち 65 歳以上	うち 75 歳以上	うち乳幼児（0～2 歳）	うち未就学児（0～6 歳）	うち災害時要配慮者	
24、416	25、869	6、526	2、954	697	1、637	663	-1、453

- また、「柏市内水ハザードマップ」は、市内全体に 1 時間最大雨量 153ｍｍの降雨があった時、既存の排水施設が所定の機能を発揮した状態で、処理しきれない内水による浸水区域を想定した地図を公開している。

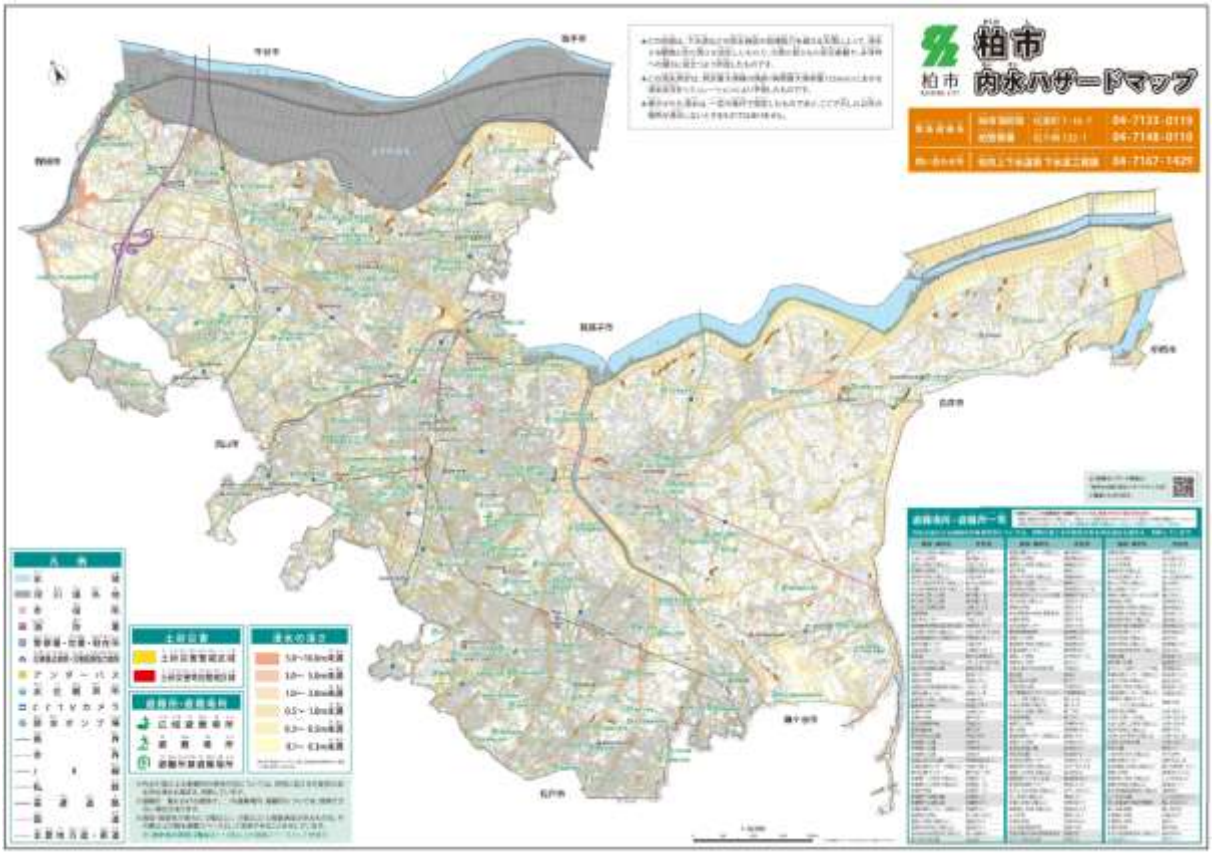


図　柏市内水ハザードマップ（令和 6 年 10 月）に示された浸水想定区域図

【資料_6】雨の強さと降り方の目安

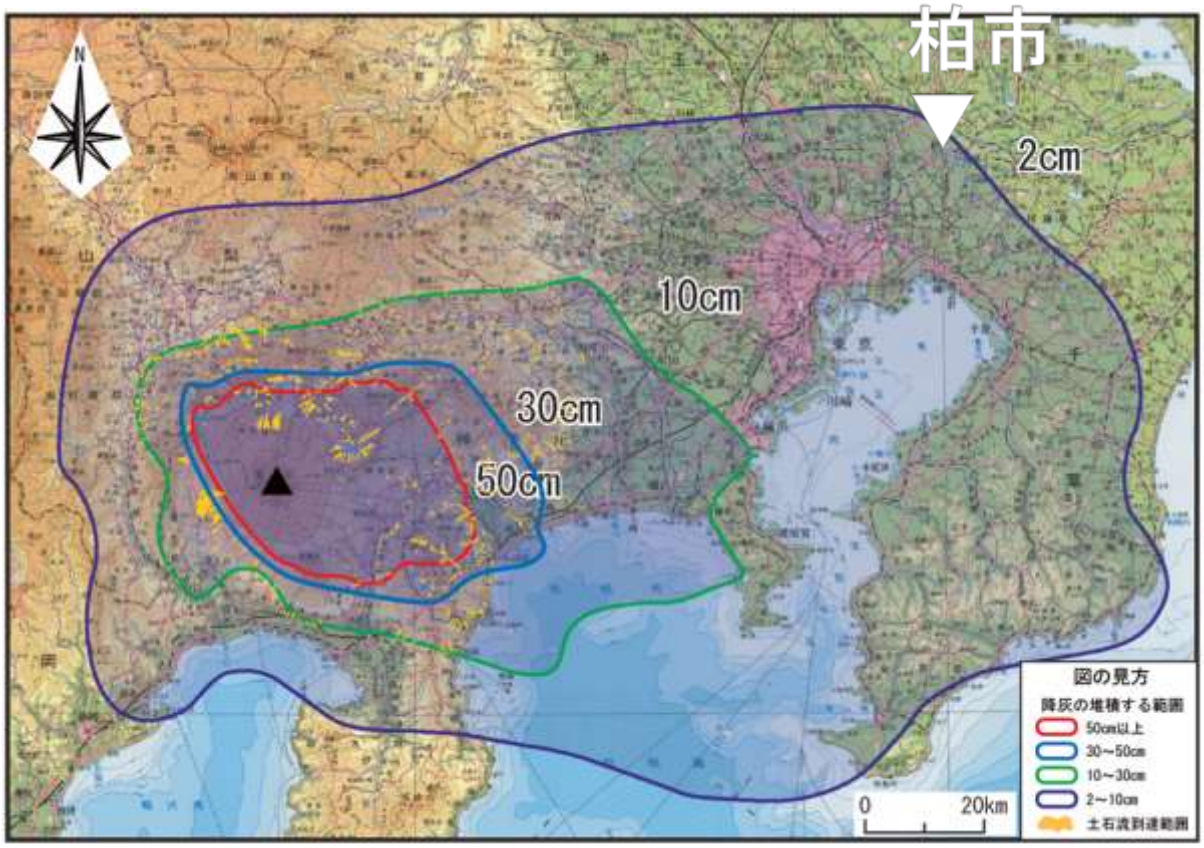
【資料_7】災害履歴（水害）

(2)　土砂災害の被害想定

- 土砂災害の被害想定については、資料編　「資料_5　土砂災害発生のおそれがある箇所」参照

3　火山災害被害想定

- 本市は、富士山噴火時に最大 10ｃｍの降灰可能性があるエリアに位置している。降灰の堆積範囲は、下図のとおりである。



出典：降灰可能性マップ（富士山ハザードマップ検討委員会報告書　平成 16 年 6 月）

- 本市では、富士山の噴火による噴石、火砕流、溶岩流等の直接的影響は想定されにくい一方、広域的な降灰により、交通障害、物流停滞、停電、断水、通信障害、下水道機能障害等への被害が想定され、市民生活に大きな影響が生じるおそれがある。

(1) 市民生活への影響

ア　交通インフラへの影響

- 道路は、降雨時 ３ｃｍ以上の降灰で、二輪駆動車が通行不能となり、３ｃｍ未満の降灰でも、視界不良や路面の状況悪化により車両通行に支障が生じ、速度停滞、渋滞が発生する。

・また鉄道は、微量の降灰でも地上路線の運行停止のおそれがあり、さらに停電が生じれば、地下路線にも影響が及ぶ。そのため、通勤通学、帰宅行動、物資輸送に支障が生じ、帰宅困難者の発生並びに生活必需品の入手困難が想定される。

イ　ライフラインへの影響

・降雨時０.３ｃｍ（3mm）以上で、火山灰の付着による停電、また数ｃｍ以上の降灰で、発電量低下のおそれがある。通信は、噴火直後の輻輳[4]に加え、停電による予備電源枯渇で障害が発生するおそれがある。
・上水道については、原水の水質悪化により浄水処理能力を超過し、飲用不適又は断水となり、また停電時には、浄水場・配水施設の停止も起こるおそれがある。下水道についても、降灰や降雨による管路閉塞、停電時のポンプ停止に伴う使用制限が想定される。
・これらの障害が相互に影響し、生活機能全体を低下させるおそれがある。

ウ　建物・公共施設・避難所機能への影響

・本市で想定される降灰は、家屋倒壊基準には達しないと見込まれる。しかしその一方で、降雨時５ｃｍ以上の堆積厚で、体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量により、損壊するおそれがある。また、空調・換気設備、屋外機器、排水機能に一定の影響が想定される。特に避難所として使用する学校施設や公共施設等については、降灰時に本来の機能が低下する可能性が想定される。

エ　健康被害・要配慮者への影響

・目・鼻・のど・気管支等への異常や、呼吸器疾患・心疾患を有する人の症状悪化が考えられる。加えて、要配慮者のうち、人工透析や在宅療養者、介護サービス利用者等、降灰下での在宅生活継続が困難な要配慮者については、早期に医療・福祉支援体制との調整が必要となる。

(2)　産業経済への影響

・富士山の噴火に伴う降灰は、農業、水産業、商業、物流、製造業等の幅広い産業経済活動に影響を及ぼすおそれがある。

ア　農業への影響

・火山灰の付着、火山性ガスの影響、日照り不足、土壌環境の悪化等により、野菜、果物、水稲等の生育不良、収穫量低下、品質低下及び出荷不能が生じるおそれがある。また農作物そのものだけでなく、排水路、農業用施設、農業機械等にも影響を及ぼし、降雨時

4 大規模災害の発生直後に、安否確認や緊急連絡等の電話・通信が特定の地域や時間帯に集中し、通信網が混雑してつながりにくくなる現象。一般回線を規制し重要通信を優先する必要がある。

には灰の流入・堆積により、排水機能の低下や営農環境の悪化が生じるおそれがある。また、畜産分野においては、飼料への火山灰混入、家畜の目・皮膚等への障害、放牧制限等が生じる可能性がある。

イ　水産業への影響

- 漁業そのものへの直接被害よりも、船舶の航行支障、漁獲減、水質悪化に起因する水産物の供給停滞、市場機能の低下、水産加工・卸売等への影響が生じるおそれがある。

ウ　物流への影響

- 道路交通支障が生じると、物資配送が困難になり、地域経済の供給網全体に影響を及ぼすことが想定される。

エ　商業・小売・外食サービス等への影響

- 降灰時には、客の来店行動の抑制、仕入れの停滞、店舗営業縮小、在庫不足、生活必需品の不足が起きるおそれがある。

オ　製造業への影響

- 降灰時には、原材料・部品調達の遅延、従業員参集困難、物流停止、精密機器や空調設備への灰の侵入、電力・通信障害により、事業継続に支障がでるおそれがある。

4　大規模事故等災害の想定

- 本計画において大規模事故等として想定する災害は、災害対策基本法第 2 条及び同施行令第 1 条に規定する災害のうち、主として社会的要因により発生する大規模な事故であって、その発生により市民又は来街者の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又は市域の社会経済活動に広範な影響を与えるおそれのあるものをいう。
- これらの災害は、自然災害と比較して発生の予測が困難である一方、発生した場合には多数の死傷者の発生、避難の長期化、都市機能やライフラインへの深刻な影響等が生じるおそれがあることから、あらかじめ被害の様相を想定し、迅速かつ的確な応急対策が求められる。
- 本計画において対象とする大規模事故等災害は、次に掲げるものとする。
 - 大規模火災
 - 危険物等災害（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物及び劇物等に係る事故）
 - 航空機災害
 - 鉄道災害
 - 道路災害
 - 水道水質事故
 - 放射性物質事故

- 上記に掲げる災害以外であっても、大規模事故に類し、市域に著しい被害又は影響を及ぼす

おそれのある災害については、本計画に定める規定を準用するものとする。

- なお、本計画において対象とする大規模事故等災害のうち、水道水質事故及び放射性物質事故については、市民生活への影響が極めて広範かつ長期に及ぶおそれがあり、また過去の対応経験や地域特性を踏まえ、被害の様相をあらかじめ具体的に整理しておく必要性が高いことから、総則における被害想定として個別に記載するものとする。

(1) 水道水質事故の想定

ア 水道原水の水質事故

- 市の水源は、利根川水系江戸川の表流水と地下水であり、表流水は北千葉広域水道企業団で取水・浄化したものを受水しているため、利根川水系江戸川や地下水へ有害物質等の流入等による水質事故が考えられる。

イ 水道施設の水質事故

- 取水施設、浄水施設、送配水施設、給水施設への有害物質等の投入、破壊行為によるものと、停電や水源設備の故障による断水やにごり水の発生による水質事故が考えられる。

(2) 放射性物質事故の想定

ア 放射性物質取扱事業所における事故

- 市内に所在する放射性物質取扱事業所は、医療機関及び試験研究機関等であることから、これらの事業所においては、臨界事故のように大量の放射線が放出される事故の可能性は低いと考えられるため、地震等の自然災害等に起因する事故を想定する。

イ 核燃料物質等の輸送中における事故

- 核燃料物質の輸送に関しては、その時期やルート等が非公開であるが、茨城県の原子力施設への輸送車両が市域内を通過する可能性が極めて高いことから、陸上輸送中の車両事故による低濃縮ウラン等が露出する最悪の事態を想定する。

ウ 原子力施設における事故

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、本市は水道水の摂取制限、風評被害、土壌等の除染、汚染された廃棄物の処理等に問題が生じたところである。
- このため、茨城県等に立地する原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所において、地震、火災、人為的ミス等により発生する事故を想定する。

第５節　防災ビジョン（目標）

1　基本理念

- 柏市の防災は、災害から、人命を守ることを最優先とすることを基本理念とする。
- 地震や風水害等の自然災害は、市民の生命、身体、財産、そして日常の暮らしに重大な影響を及ぼす。これらの被害を最小限に抑え、災害時においても社会機能が維持され、速やかな回復が図られるよう備えることが重要である。
- そのため、柏市の防災は、行政による取組だけでなく、市民一人ひとりの備え、地域における支え合い、事業者や関係機関との連携を重視し、自助・共助・公助がそれぞれの役割及び責務を果たし、相互に連携する防災を基本とする。
- また、それぞれの主体が平常時から進める取組を災害時の対応につなげることで、地域防災力の向上を図る。
- この理念のもと、平常時から防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、誰一人取り残さない、災害に強いまちづくりを推進する。

2　基本目標

- 基本理念を実現するため、柏市の防災は、次の基本目標を掲げる。

①人命を最優先に守る防災の実現

- 災害時において、市民の生命を守ることを最優先とし、避難、応急対応、情報伝達等が適切に機能する体制の確保を目指す。
- 公共施設や民間施設、ライフライン等が災害時にも機能するよう備え、被害の拡大防止と早期の回復につなげる。

②市民主体の地域防災力の向上

- 市民一人ひとりが防災を自分ごととして捉え、平常時から備える意識を持つとともに、地域住民組織が主体となった防災活動が継続的に行われる状態を目指す。
- 防災知識の普及や学びを通じて、地域全体で支え合う力を高める。

③多様な主体が連携する災害対応体制の構築

- 市民、地域、事業者、関係機関が、それぞれの役割を理解し、災害時に円滑に連携できる体制を目指す。
- また、多様な視点を反映させる男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等への要配慮者の視点に立ち、誰もが安心して行動できる防災体制の確立を図る。

④災害に強いまちの形成

- 災害に備える取組を平常時から積み重ねることで、災害発生時の被害を最小化するとともに、災害から速やかに回復できるまちを目指す。
- 自助・共助・公助の連携により、災害に強いまちづくりを進める。

共通編
第２章　予防計画

本章の基本的な考え方

市の各部局は、所掌する業務分野において、フェーズフリーの視点を持ち、平時から防災・減災の視点を踏まえた取組を推進するとともに、日常業務を通じて培われる知識、経験及び体制を災害時の対応に活かし、地域防災力の向上を図る。

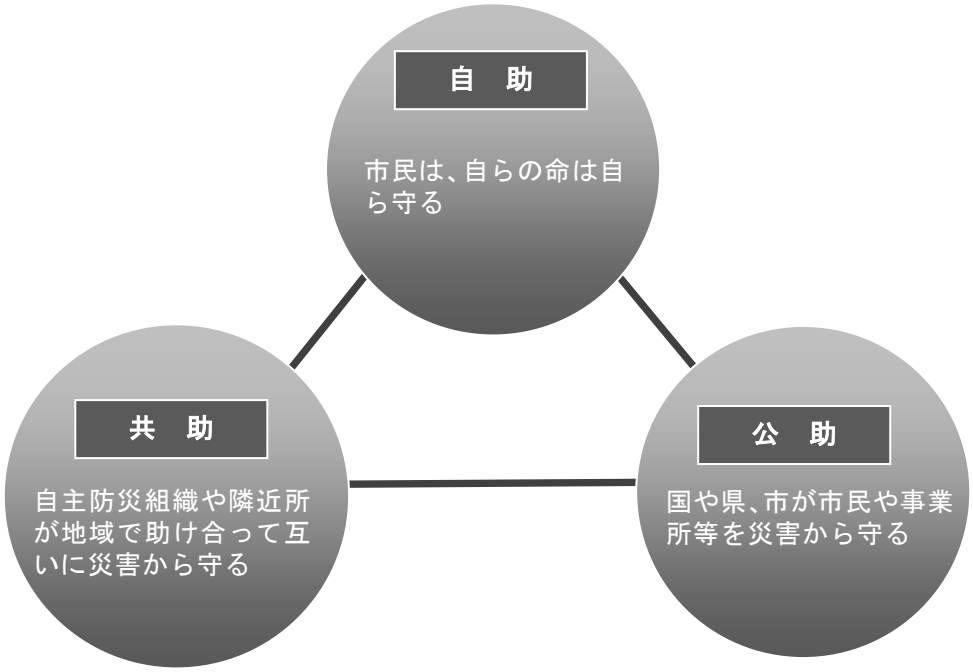
第１節　災害に強い人づくり・組織づくり

基本方針

- 市民、地域、事業者及び行政が、自助・共助・公助の役割を理解し、それぞれの立場で主体的活動に防災に取り組むことを基本とする。
- 平常時からの防災教育や訓練を通じ、人材の育成と地域組織の継続的な活動を支える。

自助・共助・公助の役割の明確化

災害による被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するためには、個人・地域・市のそれぞれが役割を認識し、相互に協力し合う体制や仕組みづくりが必要である。市は、災害時における行政の限界と自助・共助の重要性を広く周知し、連携体制の構築に努める。



1　防災知識の普及・啓発

・ 市は、市民が「自らの命は自ら守る」という「自助」の観点に立ち、日頃から災害についての認識を深め、備えることができるようにするため、個人や家庭、事業所等で取り組むべき事項について、積極的に防災知識の普及・啓発を図る。

(1)　個人・家庭への防災啓発

- 市は、市民の防災意識の高揚を図るため、市ホームページや広報誌等に防災情報を掲載する。
- 市は、防災講習会や出前講座、防災関連動画の配信、防災ガイドブックの配布等を通じて、個人や家庭、学校、事業所等で取り組むべき事柄や参考にできる情報を積極的に周知し、市民への防災知識の普及を図る。

(2) 個人・家庭等における防災教育

- 市民は、平時から食料、飲料水その他生活必需品の備蓄や、災害時に必要となる物資の準備等、被災生活に備えた対策の実施に努める。
- 市民は、避難場所、避難経路、情報収集方法及び家族間の連絡方法等についてあらかじめ確認し、災害時に適切な避難行動をとることができるようにする。
- 市民は、防災訓練への参加やマンション防災、ペット同伴避難等、地域や居住形態の特性に応じた災害への備えについて、知識を深める。

【資料_8】非常持出品リスト

(3) 学校等における防災教育

ア 幼稚園・こども園・保育園・学童保育

- 園等は、園児・児童の安全を第一に考え、防災教育や訓練の実施を励行する。
- 園等は、親が市外へ働きに出ている等、すぐにこどもを引き取ることが困難な場合を想定し、一定期間こどもを預かることのできる支援対策を構築する。
- 市は、園等に訓練等の実施に必要な資機材を提供し、その充実を支援する。

イ 小・中・高等学校

- 学校は、学校施設及び通学路等の災害リスクを把握するとともに、食料の備蓄励行、児童・生徒の引渡しに関するルールの事前設定等、災害時における児童・生徒の安全確保体制を整備する。
- 学校は、児童・生徒及び教職員の防災意識と災害対応力の向上を図るため、実践的な、防災教育や訓練の実施を励行する。特に、風水害時にとるべき行動について、出水期前までに教育・訓練を実施する。
- 市は、学校における避難所としての役割を踏まえ、避難者を受入れる体制を整備する。
- 市は、学校における防災教育及び訓練等の実施に必要な資機材を提供し、その充実を支援する。
- 市は、学校、保護者、地域住民及び関係機関との連携体制が構築できるよう調整する。

ウ 大学

- 大学は、学生の安全確保を第一に考え、帰宅困難時に備えた食料等の備蓄を実施する。
- 大学は、災害時における学生の安全確保のため、学内での待機や避難を含めた対応体制を整備する。特に、風水害時にとるべき行動について、出水期前までに教育・訓練を実施する。
- 避難所に指定されている大学は、地域住民及び関係団体と連携し、避難所運営に関する協力体制を整備する。
- 市は、学生が行うボランティア活動との連携体制を構築する。

(4) 事業所における防災教育

- 事業所は、従業員や施設利用者の安全を確保するため、予防対策を講じる。
- 事業所は、業務を継続するために、業務継続計画（BCP）の策定等を行う。
- 事業所は、従業員の災害時の対応についてマニュアル等を整備する。
- 事業所は、地域における重要な防災資源（物的・人的）であるとの認識に立ち、日頃から地域住民との連携を強化する。
- 事業所は、事業所内での自主的な対策と地域住民との連携体制が推進されるよう広報活動の充実・強化を図る。

(5) 各自の水害リスク等の理解促進

- 市民や事業所は、市が作成・発行するハザードマップ等を用いて、自ら手を動かし、各自の防災行動（情報収集、避難準備、避難行動）を時系列的に整理する。
- 市は、市民や事業所等に対し、水害リスク等の理解促進を図り、自律的・自発的な避難行動を促す。

(6) 風水害時の適切な避難行動の周知

- 市は、風水害が発生した際、避難所に向かうこと以外に、水害時には上層階に避難すること、風害時に自宅の倒壊の危険がない場合には自宅にとどまること等、状況に応じた避難行動がとれるよう市民に周知を行う。
- 市は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の住人が危険な状態になる前に避難行動を起こすことができるよう適時適切な避難情報の発令等を行える体制を整える。

(7) 地域防災の担い手育成

- 市は、平時から地域住民・事業者等を対象に防災知識の普及を図り、「自助」「共助」の意識に基づく理解と協力を得るとともに、災害時に初期消火、救出、被災生活や避難所運営等を協力して実施できるよう、協力体制づくりや防災活動に必要な支援を行う。
- 市は、市民・事業者、各防災関係機関が的確な対応や活動ができるよう、総合防災訓練の実施及び各組織等での防災訓練の支援を行う。

(8) 災害教訓の伝承

- 市は、過去の災害の教訓を風化させず後世に伝承するため、国、県、関係機関等と連携し、災害に関する資料や体験談等の収集・保存及び市民への公開に努める。
- 市は、防災教育や防災講習会等の機会を活用するとともに、災害の実態や教訓を市民に伝え、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図る。

・ 市民、自主防災組織、事業者等は、過去の災害から得られた経験や知識を地域で共有し、次世代へ伝承するよう努める。

2　自主防災組織等の整備・強化

・ 地域住民、町会・自治会・区等、自主防災組織、消防団及び事業者等の各主体が「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の観点に立ち、日頃から地域交流等を通じ相互に連携し、災害時に地域主体で対応できる体制を構築することにより、地域防災力の向上を図る。

(1)　共助の育成

・ 市は、広報活動を通して、市民に地域住民組織や事業所等が取り組むべき事柄について、協力の呼びかけを行う。

ア　隣近所（「近助」）

・ 市民は、個人・家庭での応急措置が終了次第、隣近所の安否を確認する。
・ 市民は、消火や救助が必要な場合は、周囲にその状況を伝え、協力して活動する。

イ　町会・自治会・区等

・ 町会・自治会・区等は、災害対策における「共助」の中心的な役割を担う。
・ 町会・自治会・区等は、地域活動の機会をとらえて、災害対策に関する活動を盛り込むよう努める。
・ 町会・自治会・区等は、地域における災害リスクや有資格者等の資源把握に努める。
・ 町会・自治会・区等は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、発災時の活動に必要な資機材の整備に努める。
・ 町会・自治会・区等は、平常時から避難場所及び避難所等を周知するとともに、発災時に地域の被害状況、安否情報及び市からの緊急情報を、迅速に収集・報告・周知できる体制整備に努める。
・ 町会・自治会・区等と学校は、自主的な避難所運営のために予め避難所運営組織[1]を設立する。市は、その設立を積極的に支援する。
・ 市は、自主防災組織の結成促進と活動の強化を支援するため、設立費及び運営費の助成を行う。
・ 市は、防災リーダーとなる人材の育成を図るため、防災推進員[2]を指名するとともに、防災推進員の知識・技術の習得を支援する。

[1] 避難所の開設から日々の生活ルールづくり、食事や物資の分配等を、施設管理者、市の避難所担当職員、及び避難者（住民）自身が協働して自立的に運営・管理するために組織する体制。

[2] 地域や町会・自治会等において、平常時の防災意識の啓発や防災訓練の企画・運営を主導し、災害時には地域における安否確認や避難誘導等の初動対応の中心的な役割を果たす地域のリーダー。

- 市は、自主防災組織が地域の消防団や事業所と連携できる体制構築を支援する。

【資料_9】自主防災組織の活動内容の一例と活動資機材の一例

ウ　ふるさと協議会

- ふるさと協議会は、災害時の被害軽減と被災者支援を効果的に進めるため、コミュニティエリア毎に設置される地区災害対策本部[3]との協力体制の構築に努める。

(2)　消防団の体制強化

- 消防団は、地域密着性及び要員動員力の特性を活かし、地域防災力の中核となる。
- 消防団は、防災力の充実強化のため、女性や若者の入団を促進する。
- 市は、地域における救急救命訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練等の充実・強化を図るため、消防団と町会・自治会・区等との顔の見える体制の構築づくりを支援する。

(3)　事業所等自衛防災組織の防災力強化

ア　事業所防災体制の強化

- 市は、学校、病院、社会福祉施設、大規模商業施設、集客施設その他多数の者が利用する施設の防災体制の強化を図り、関係法令に基づく防火管理者及び防災管理者の選任並びに消防計画及び防災計画の作成、見直し及び実効性の確保について指導・助言を行う。
- 事業所等は、災害発生時における従業員及び施設利用者の安全確保を図り、自衛消防組織その他の自衛防災組織の整備及び機能強化に努めるとともに、初期消火、避難誘導、安否確認、情報伝達及び応急救護等に関する実践的な教育・訓練を継続的に実施するものとする。
- 市は、事業所等に対し、防災関係機関及び地域住民との連携による防災訓練への参加を促進し、地域防災力の向上に資する事業所防災体制の強化を図る。

イ　危険物施設[4]等における自主防災体制の強化

- 危険物施設、高圧ガス施設その他災害時に周辺地域へ大きな影響を及ぼすおそれのある施設の管理者は、災害時の被害を最小限に抑制し、自主防災体制の整備及び充実を図るとともに、関係機関及び関係事業者との連携体制の確立に努めるものとする。

[3] コミュニティエリア（市内 21 地区等）の近隣センター等に設置される組織。近隣センター所長が本部長を担い、地域における避難所の開設・運営や被災者支援、情報収集の最前線の拠点となる。

[4] 石油、化学物質、プロパンガス等の引火・爆発の危険がある物質を大量に貯蔵、製造、あるいは取扱う施設。災害時には二次災害や有毒ガスの拡散等の危険性を有し、特段の安全・防護措置が必要。

- 市及び消防機関は、施設管理者に対し、防災組織の整備、防災資機材の充実、防災教育及び訓練の実施、緊急時対応マニュアルの整備等について指導・助言を行い、自主防災能力の向上を促進する。
- 市は、関係事業者間における相互応援体制及び情報共有体制の構築を促進し、災害時における迅速かつ効果的な応急対策活動の実施に努める。

ウ　事業継続力の強化

- 市は、商工会議所その他関係機関と連携し、事業者の防災・減災対策及び事業継続力の向上を図り、事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定並びに継続的な見直しを促進する。
- 事業者は、災害発生時においても重要業務を継続し、又は早期に復旧できるよう、BCPの策定及び実効性の向上に努めるとともに、代替拠点の確保、重要データの保全、サプライチェーンの維持及び従業員の安全確保に必要な体制整備を進めるものとする。
- 市は、事業者による災害対応力の向上を図り、BCP に基づく訓練及び検証の実施を促進するとともに、地域の防災活動、帰宅困難者対策及び避難所支援等への協力体制の構築を推進する。

3　多様な人材の確保・育成

・ 多様な主体による支援が適切に機能するよう、関係機関との連携体制を整え、円滑な受入れ及び活動が可能となる基盤を構築する。

(1)　多様な人材の育成・確保

- 市は、市社会福祉協議会や NPO 法人、民間の災害支援団体等との協定締結を促進し、連携推進に努める。
- 市は、上記の法人・団体と連携し、災害ボランティアコーディネーター[5]の養成を支援する。
- 市は、市職員や市内建築士等に応急危険度判定に関する訓練等を実施するとともに、市外の建築士等も含めた協力体制を確立する。
- 市は、その他、災害対応に関連する多様な人材確保に努める。

(2)　災害ボランティア活動の推進

- 市社会福祉協議会や NPO 法人、災害支援団体は、市と連携して、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制について整備を図る。

5 被災者の多様な支援ニーズと、全国から集まるボランティアの活動希望を効率的にマッチングし、災害ボランティアセンター等において活動の安全管理や調整を行う専門の人材。

・ 市は、上記団体のボランティアを交えた対策訓練や、災害ボランティア活動に関する意識・知識の普及・啓発等を推進する。

【資料_10】災害ボランティア活動の一例

4 防災訓練

・ 災害時により迅速・適切な行動をとるためには、日頃から、災害を想定した訓練を実施することが重要である。そのため、実際の災害を想定し、災害時に動ける体制の構築を目指した訓練の実施に努める。また、訓練実施後は、すみやかに反省・検証・評価を行い、その結果を組織体制や防災マニュアルの改善に活用する。

(1) 市が行う訓練

・ 市は、関係機関及び市民と連携協力して、迅速・的確な初動対応活動をはじめ防災に関する各種訓練を実施し、体制の検証を繰り返し実施する。

市が行う訓練
総合防災訓練　地区災害対策本部訓練　各部局訓練　参集訓練 通信訓練　帰宅困難者対応訓練　図上シミュレーション訓練[6]

(2) 防災関係機関等が行う訓練

・ 防災関係機関等は災害時にその責務を十分に発揮できるよう、自らもしくは市その他の関係機関等と共同して各種防災訓練等を繰り返すことにより、対応活動の習熟に努める。

・ また、各種防災訓練等を通じて、市その他の関係機関と「顔の見える関係」を構築し、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

防災関係機関等が行う訓練
学校訓練　社会福祉施設訓練　警備・交通規制訓練 災害対応医療訓練　ライフライン訓練

(3) 地域住民が行う訓練

・ ふるさと協議会、町会・自治会・区等は、防災関係機関の指導協力のもと訓練を実施する。

・ 市は、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的に実施できるよう、積極的に支援する。

6 実際の避難や実働を伴わず、地図や図面、シナリオ等を用いて、状況付与に対してどのような意思決定や応急活動を行うかを模擬的に体験し、対応手順や連携の課題を検証する訓練。

自主防災組織が行う訓練 地区防災訓練　　要配慮者訓練　　避難所開設・運営訓練 ＤＩＧ訓練[7]　　情報取得訓練

5　地区防災計画[8]の作成

・ 地域の特性やリスクを踏まえ、住民・地域団体が主体となって行動や役割を定めることで、地域防災力の向上と迅速な対応を可能にする。

(1)　地区防災計画策定の促進

- 市は、住民・地域のそれぞれが災害時にとるべき行動を検討する契機となるよう、地区防災計画策定の支援を積極的に行う。
- ふるさと協議会及び町会・自治会・区等は、地区防災計画を地域組織の活動に資するものであることとし、市の防災会議に提案（計画提案）することができる。
- 市防災会議は、提案を受け、必要と認める時は、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

7 地図（Disaster）と情報（Information）を用いた、地域や組織の防災上の弱点や危険箇所を地図上に書き込み、災害時の状況を想像（Game）しながら具体的な対策を考える参加型の図上防災訓練。

8 町会・自治会等の地域住民や事業者が主体となり、自分たちの地区の特性に応じた自助・共助活動や防災対策、避難行動等を自主的に取りまとめる身近なコミュニティ単位の防災計画。

第２節　災害に強いまちづくりの推進

基本方針

- 平常時から災害に備えた都市基盤、建築物及び公共施設の安全性向上を図り、災害に強い都市構造の形成を進める。
- 防災機能を有する空間やインフラを計画的に整備し、総合的な防災まちづくりを推進する。

1　市街地の整備

・ 土地区画整理事業や市街地再開発事業の推進等、多面的な整備事業を進め、災害に強いまちづくりを進める。

(1)　土地区画整理事業等の推進

- 市は、個別開発によるスプロール化[9]を防止するとともに、良好な居住環境と総合的な防災機能を併せ持つ市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等を推進する。

(2)　市街地再開発事業の推進

- 市は、都市防災の向上を図るため、柏駅周辺地区の老朽密集市街地の改善、道路及び公共空地等の都市空間を確保する。
- 市は、帰宅困難者の一時的な受入れ可能な施設建築物や防災備蓄倉庫等の整備を促進する。

2　オープンスペースの整備

・ 人々の憩いの場である公園・緑地は、防災空間の整備という観点においても、避難場所や防災活動拠点、復旧復興拠点、延焼を防止する空間としても有効な機能を果たすことから、市は関係機関との連携を密にして、公園や緑地・農地の整備や保全及び民間施設を活用した防災施設の整備を進めていく。

(1)　都市公園等の整備

- 市は、地域の特性に応じて、オープンスペースとして都市公園を配置する。
- 市は、地震火災時における安全確保のため、広域避難場所の拡充を図る。
- 市は、広域避難場所等への避難中継地や防災活動、避難生活に役立つ公園の確保・整備を進める。

9 都市が計画的な整備を行わないまま、郊外や周辺部へ無秩序・不規則に拡大していく現象。防災面では、インフラ未整備地や災害危険度の高いエリアへの宅地造成等が生じる課題がある。

(2)　緑地・農地の保全

・ 市は、柏市緑の基本計画や都市緑地法等の趣旨を踏まえ、良好な自然環境の保全や緑地の整備等に努める。

(3)　防災協力農地[10]の拡大

・ 市は、災害時の安全確保と復旧活動を推進するため、農地所有者の協力により、用地の拡大を目指す。

3　建築物等の耐震・不燃化

3-1　建物の安全対策

・ 「柏市耐震改修促進計画」、「地震防災緊急事業５箇年計画」に基づき、人命を守るために不可欠な要素となる建物の耐震性向上を目指す。

(1)　民間建築物の耐震化

・ 市は、耐震改修を促進するため、簡易耐震診断相談会や耐震診断等の啓発事業を行うほか、耐震基準に適合しない木造住宅には、耐震診断費と耐震改修費を助成する。
・ 市は、特定建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う。

(2)　重点道路等沿道地域に対する施策

・ 市は、緊急輸送道路及び避難路を重点道路とし、その沿道における建築物の耐震化の促進を啓発する。
・ 市は、災害時の交通の確保を図るため、関係機関と連携しつつ無電柱化の促進に努める。

3-2　耐火・不燃化

・ 市は、火災による被害の拡大を防止するため建物の不燃化や住宅密集地域等での延焼を防ぐための遮断帯の整備を進める。

(1)　延焼遮断帯[11]の整備

・ 市は、道路、鉄道、河川等を延焼遮断帯として機能させ、広域火災の発生を未然に防止するよう努める。

10 大規模災害時において、避難スペースの確保や応急活動資機材の置き場、あるいは復旧工事の仮置場等として活用するため、事前に土地所有者の同意・協力のもと登録・整備された農地。
11 大規模火災の際に火災の延焼を防止または遅延させることを目的として設けられる空間や区域。広幅員道路、河川、公園、広場等が活用され、被害の拡大防止や避難経路の確保に重要な役割を果たす。

・ 市は、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、緊急性の高い都市計画道路の早期着工を目指す。

(2) 防火地域等の指定

・ 市は、住宅市街地総合整備事業等を積極的に推進し、住宅密集地等延焼危険度が高い地区の不燃化率の向上に努める。
・ 市は、駅周辺等を中心に防火地域の指定あるいは準防火地域の指定を行う。

(3) 既存建築物の防災対策

・ 市は、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震改修費補助金制度や固定資産税の減額制度の活用を図る。
・ 市は、火災時における人命保護を目的とし、不特定多数の者が利用する建築物（病院、物品販売店舗及び集会場等）の所有者に対し、消火及び避難設備の点検、消火、通報及び避難訓練等の実施による防災及び避難対策を推進する。
・ 市は、建物の管理者等に対して、火災予防のための査察、防火管理者講習、消防設備の定期報告等により、計画的な啓発及び指導を行う。

3-3 エレベーターの安全

市は、地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止、エレベーター停止時の復旧対策を推進する。

(1) 閉じ込め防止対策

・ 市は、停電時にエレベーターが使用できなくなることや、停電が発生しうる状況ではエレベーターを使用しないことを、市民へ周知する。

(2) 停止に対する復旧の推進

・ 市は、関係団体と連携し、地震の揺れや停電によりエレベーターが停止した場合の復旧対策を進める。

4 ライフライン施設等の整備

・ ライフライン事業者等の関係機関は、ライフライン施設への被害による都市機能の麻痺や被災者生活、応急対策への影響の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努めるものとする。

(1)　電力施設の整備

・関係機関は、各施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

(2)　都市ガス施設の整備

・関係機関は、ガス施設の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

(3)　電話施設の整備

・関係機関は、災害時に通信の確保ができるよう、設備の防災構造化を実施するとともに、災害発生時に迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

5　道路・橋りょうの整備

・道路、鉄道等は、災害時においては、緊急車両の通行、物資の輸送、避難路、延焼遮断帯等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努める必要がある。

(1)　幹線道路の整備

・市は、広域幹線道路、都市間幹線道路の整備に向けた具体化や整備の促進を関係機関に要請する。
・市は、市内幹線道路である都市計画道路を中心に駅前線や環状系の路線を優先的に整備する。
・市は、地域間連絡道路である市道 1 級道路を中心に狭あい・線形不良・車歩道分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。

(2)　生活道路の整備

・市は、障害者対策、防災対策等安全性に配慮して、市道 2 級道路を中心に市道 1 級道路を含め、幅員 6m確保を原則としながら、幅員 4m未満の解消に努める。
・市は、良好な道路機能の維持を図るため、道路舗装や側溝等の整備に努める。

(3)　道路環境の整備

・道路管理者は、延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、火災に強い樹木の選定に努める。
・道路管理者は、災害時の避難の安全確保の観点から道路標識の設置や拡幅又は改良等の必要な措置を行う。

・ 道路管理者は、高齢者、身体障害者等の避難に配慮し、道路のバリアフリー化に努める。

(4) 橋りょうの架替え・補修

・ 市は、計画的に老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうの耐震化、補修等を行い整備推進する。
・ 市は、横断歩道橋の定期的な調査を行う。
・ 市は、本市以外のもの（国及び県等）が管理している施設の管理者に、必要に応じて点検又は改善を要請する。

(5) 鉄道施設の安全化

・ 鉄道事業者は、鉄線路、構造物の日頃の点検強化により災害防止に備える。

6 公共上下水道の整備

・ 市は、上下水道施設への被害による都市機能の麻痺や被災者生活、応急対策への影響の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努めるものとする。

(1) 上水道施設の整備

・ 市は、取水、導水及び浄水施設の保守に努めるとともに、老朽化による更新や補強が必要な施設について、耐震・耐火性能の強化を図る。
・ 市は、塩化ビニール管及び老朽管を耐震継手構造のダクタイル鋳鉄管に改修し、送水及び配水管路の耐震性強化を図る。

【資料_11】上下水道施設の整備（詳細）

(2) 下水道施設の整備

・ 市は、貯留施設、ポンプ場等の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。
・ 市は、重要幹線の耐震化や老朽化した管路の更新対策を進めるとともに、未整備地域の整備の促進及び補修が容易な復旧対策に重点を置いた整備を図る。

【資料_11】上下水道施設の整備（詳細）

第３節　被害軽減の取り組み

基本方針

- 地震、風水害等による被害の発生防止及び拡大抑制を重視した対策を推進する。
- 市民、事業者及び関係機関が連携し、平常時から被害軽減に向けた備えを進める。

1　地震火災の防止

・家庭や事業所への啓発、指導により出火防止を目指すとともに、火災発生時の初期消火体制を強化し、被害の軽減化を図る。

(1)　家庭への指導

- 市は、火気使用器具を使用している場合の対応策、住宅用消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー[12]等の防災機器の設置等を広報する。

(2)　地域への指導

- 市は、地域の初期消火力の向上を図るため、町会・自治会・区等に大規模震災時における初期消火の重要性を指導する。
- 市は、地域住民の自発的な防災活動を支援し、幅広い世代を通しての活動能力を確保するための働きかけを行う。

(3)　事業所への指導

- 市は、事業所と地域組織が連携した消火活動を行うため、自衛消防組織の結成・指導を促進する。
- 市は、危険物施設等の自衛消防組織と相互間の応援体制を確立する。

(4)　消防力の整備

- 市は、大規模震災時の被害に対し迅速かつ効率的に部隊運用が実施できる体制整備に努める。
- 市は、大規模災害時の消防力の不足に備え、予め民間事業所から人的支援及び資器材の提供が受けられる調達体制を整備する。

12 地震発生時に一定以上の強い揺れを感知すると、自動的に家庭や施設の電気供給を遮断する装置。地震後に発生する通電火災（電気機器からの二次火災）を防止するために極めて有効。

(5)　消防水利の整備

- 市及び消防局は、火災延焼拡大の危険性が高い地域の消火栓、耐震性防火水槽その他の消防水利を整備し、適切に維持管理する。
- 市及び消防局は、震災時の断水等に備え、自然水利及び多様な水源の活用可能性を調査し、必要な取水環境を整備する。

(6)　消防団の強化

- 消防団は、町会・自治会・区等及び事業所と連携し、地域の初期消火体制の充実・強化を図る。
- 消防団は、震災時における消防団運用計画の整備を図る。

2　液状化対策

・本市の大部分を占める台地では液状化の危険度は低いが、利根川、大津川、大堀川流域及び手賀沼周辺の低地部では比較的危険度が高い結果となっている。このため、施設整備にあたっては、地盤改良による工法、構造物や建築物、地下埋設管路で対処する方法等、工法の特徴を考慮して対策を講じるものとする。

(1)　道路・橋りょうの液状化対策

- 市は、橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋りょうの液状化対策として、地盤改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方策を検討する。

(2)　河川の液状化対策

- 市は、国土交通省作成の耐震点検マニュアルに基づき堤防等の各種施設を点検し、危険度の高い箇所より液状化対策を実施する。

(3)　上水道の液状化対策

（第２章　第２節　6「公共上下水道の整備」参照）

(4)　下水道の液状化対策

（第２章　第２節　6「公共上下水道の整備」参照）

(5)　建築物の液状化対策

- 建築物の所有者、設計者は、建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造

基準への適合を図る。

- 市は、建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策の周知を行う。

3　土砂災害等の防止

・緊急時の避難支援体制を整えるとともに、所有者等には点検や補修の励行を指導する等、土砂災害の発生防止に努める。

【資料_5】土砂災害発生のおそれがある箇所

(1)　崖所有者等への指導

- 市は、危険な擁壁や自然崖の所有者に対し、関係法令に基づき改善指導をする。

(2)　崩壊防止工事の実施

- 市は、崖所有者に対し、建築物の建て替え時に関係法令に基づき擁壁の設置指導を行うとともに、公的資金融資等の周知を行う。

(3)　土砂災害発生のおそれがある箇所の対策

- 市は、土砂災害発生のおそれがある箇所の居住者等に、危険性に関して広報を行う。
- 市は、土砂災害警戒区域の居住者等の避難体制を整備する。

(4)　宅地造成地災害対策

- 市は、宅地造成を行う事業者に対して、宅地造成により生じる人工がけ面の高さ・勾配・土質に応じ、擁壁の措置又はその他の保護措置を講じるよう指導する。
- 市は、国の盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、危険が確認された盛土の所有者に対して、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う。
- 市は、県が実施する宅地造成の災害防止に関する指導に対して、必要に応じて協力する。

4　ブロック塀・落下物等の安全対策

・ブロック塀や大谷石塀等のいわゆる重量塀や門柱等の倒壊、落下物による人的被害を防止し、その後の避難・消防・救援活動の妨げを回避する。

(1)　ブロック塀・門柱等の安全対策

- 市は、建築確認時の指導を強化するとともに、通園・通学路、指定緊急避難場所周辺の重量塀等を調査し、危険なものについては改善、改修等の安全対策を指導、推進する。

(2)　落下・転倒物の防止対策

- 市は、障害者世帯等への個別支援や啓発を通じ、家具等の転倒防止対策を推進する。
- 市は、中高層建築物、容積率 400%以上の地域及び避難道路沿いにある 3 階建て以上の建築物の所有者、大規模集客施設の所有者・管理者に対し、外装材や窓ガラス等の安全点検及び飛散・落下・転倒防止対策を指導・促進する。
- 市は、市立小中高等学校の窓ガラスの安全ガラス化を推進する。

5　危険物・有毒物等対策

・危険物、高圧ガス、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業者の適切な管理体制の確保と関係機関との連携を通じ、平常時から安全対策の徹底を図り、地域の安全性の向上を図ることを目的とする。

(1)　危険物対策

（第 2 章　第 10 節　4　(2)「危険物等（危険物）対策」参照）

(2)　高圧ガス対策

（第 2 章　第 10 節　4　(3)「危険物等（高圧ガス）対策」参照）

(3)　火薬類対策

（第 2 章　第 10 節　4　(4)「危険物等（火薬類）対策」参照）

(4)　毒物劇物対策

（第 2 章　第 10 節　4　(5)「危険物等（毒物劇物）対策」参照）

第４節　安全避難の環境整備

基本方針

● 災害時に市民が安全かつ円滑に避難できる環境の確保を基本方針とし、避難場所・避難所[13]の指定、施設整備及び運営体制の充実を一体的に進める。

1　避難所等の指定

・ 災害時に市民が速やかに避難できるよう、避難場所及び避難所の適切な指定を行い、安全な避難環境を確保する。

(1)　避難場所・避難所の指定

- 市は、市民等の安全を確保するため、施設数の拡充に努める。
- 市は、場所や収容人数等について、市民に周知徹底する。

【避難場所・避難所】

種別[14]	指定の目安	場所
広域避難場所	• 相当程度のオープンスペースが確保されていること。 • なるべく四方に常時出入口が確保されていること。 • 敷地内の建物がある場合は、原則として耐火建造物であること。	千葉県立柏の葉公園、日立柏総合グランド、中原ふれあい防災公園、大堀川防災レクリエーション公園
指定緊急避難場所	• 耐災害性に優れ、ある程度のオープンスペースが確保されていること。 • なるべく四方に常時出入口があり、情報伝達上の利便が得やすいこと。 • なるべく避難所を兼ね、公共施設であること。	学校の校庭、公園等
指定避難所	• 宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること。 • なるべく公共施設であること。	学校、近隣センター等 ※学校は「体育館及び武道場→特別教室→普通教室」と避難者数や災害規模に応じて開設することを基本とする。

【資料_12】指定緊急避難場所・指定避難所一覧

【資料_13】指定緊急避難場所・指定避難所の指定箇所数

13 避難施設は避難場所（スペース）と避難所（建物）に区分している。避難場所はさらに指定緊急避難場所と広域避難場所に区分される。

14 災害から命を守るため緊急に逃げる「緊急避難場所」、被災後に一時的に生活を維持する「避難所」、大規模火災等の延焼から安全を確保する「広域避難場所」

2　避難所環境の充実

・ 避難所となる施設の機能向上を図り、避難者が安全かつ円滑に避難生活を送ることができる環境を確保する。

(1)　避難所の施設整備

・ 市は、避難生活を良好に保つため、主に次の点に留意し、施設の整備等に努める。

■要配慮者をはじめ、幅広い年齢・性別・家族構成（ペットを含む）に配慮した設備を整備する。

■非常用の電源、給水、トイレを整備する。

■避難所の開設状況や混雑状況等を周知する情報発信手段を整える。

■避難者の健康管理や避難所の衛生管理等のために必要な措置を講じる。

■避難誘導を速やかに行うため、ユニバーサル・デザインや多言語化等、わかりやすい避難所表示板や誘導板を整備する。

■在宅避難者等の避難所外避難者への支援方策の検討に努める。

■車中泊避難者への支援方策の検討等に努める。

【資料_14】避難所の施設整備時の留意点

3　福祉避難所の拡充

・ 災害時に要配慮者を安全に受入れられるよう、福祉避難所の確保及び受入れ体制の充実を図る。

(1)　福祉避難所の拡充

・ 市は、要配慮者（介護が必要な高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等）に対し、福祉避難所を確保する。

・ 市は、要配慮者の安全確保を推進するために、市施設のほか、国・県施設や民間施設との協定締結を実施していく。

・ 市は、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び保健師等の専門家による相談事業の実施や、福祉避難所指定時には、受入れの対象者を特定・公示し、その内容を市民へ周知する。

・ 市は、医療的ケアを必要とする者の受入れにあたっては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

第５節　防災体制・拠点等の整備・強化

基本方針

- 市の防災対応力を高めるため、平常時から実効性のある防災体制を構築する。
- 防災拠点及び情報通信体制の整備・強化により、迅速な初動対応を可能とする。

1　防災体制の整備

・職員体制の強化、関係機関との連携及び応援・受援体制の整備を進め、実効性のある防災体制の構築を進める。

【資料_15】指定電話・連絡責任者一覧

(1)　危機管理意識の醸成（職員研修）

- 市は、平時から、全職員を対象とし、災害時の役割や行動基準等を示した危機管理意識の醸成につながる研修を実施する。
- 市は、最新の災害事例や課題を踏まえた実践的な訓練・研修を職員を対象に行い、多様化する被害に即応できる危機管理能力の向上を図る。

(2)　職員体制の強化

- 市は、職員の防災意識の高揚と災害対応力の向上を目指し、各部局が担う平時の防災対策及び災害時活動の指導的・中心的役割を担う職員を指名する。
- 市は、防災における男女共同参画の視点を反映させるため、女性職員を含め、防災に関する教育・訓練の実施を通じて幅広い人材を積極的に育成し、防災推進者として活躍できる環境の整備に努める。

(3)　防災関係機関との連携の強化

- 市は、災害時における一時的な避難場所や物資・資機材の提供元として、民間事業者や各種団体・組織と必要に応じて広く協定を締結する。

(4)　災害対策本部の活動体制の整備

- 市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応する体制を整備するため、災害対策本部の活動体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、その習熟に努めるとともに、訓練等の検証結果を踏まえ、必要に応じて適宜体制の見直しを図るものとする。

【資料_16】柏市災害対策本部条例

(5)　業務継続計画（BCP）の推進

- 市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- 市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

(6)　職員アクションプランの整備・強化

- 市は、本計画に基づき職員の行動基準や行動計画・平時の準備を定めた職員アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を定期的に見直すものとする。
- アクションプランは、災害発生後の時間軸ごとに具体的な災害活動を簡潔・明瞭に示したものとし、災害時の実効性の確保に努める。

(7)　相互応援協定の締結促進

- 市は、姉妹都市・ふるさと交流都市、中核市間の相互応援協定のほか、切迫性が指摘されている大地震や広域的な災害に備えるため、他の自治体との相互応援協定締結を推進する。
- 市は、災害時に事務委任制度や救助実施市制度を積極的に活用できるよう、周辺自治体等と相互に連絡を取り合い、顔の見える関係を築いておく。

【資料_17】応援協定締結自治体

(8)　応援・受援体制の準備

- 市は、災害時受援計画に基づき、体制の検討や受援を必要とする事項を整理する。

【資料_18】災害時に関する各種協定締結一覧表

(9)　応援・受援体制の拡充・強化

- 市は、災害時に相互の応援・受援を効果的・効率的に行うため、市と相互応援協定を締結している自治体を平時から市民に周知する。
- 市は、協定を締結している自治体と相互で訓練に参加する等の人的交流により、災害時に最低限の情報のみで必要人員の派遣や物資の提供が行えるようにする。
- 市は、積極的な対口支援が実施できるよう、災害マネジメント総括支援員等の登録を促進する。

(10)　市外への広域避難への対応

- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他地域の地方公共団体との応援協定の締結や、被災市民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等と協定を締結する等、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順を定める。

(11)　OB/退職者の活用

- 市は、災害時において在職時の識見を活用した業務サポートを得ることを目的とし、本市の退職職員を対象にしたボランティア制度への登録を推進する。
- 以下のような業務サポートを得ることを想定する。

・被災状況の収集補助	・仮置場の巡回及び監視業務
・災害ボランティアセンターとの連絡	・仮置場の記録（写真撮影）
・市民の窓口誘導、窓口業務補助	・市内公園・緑地の巡回点検、被災状況確認
・避難所での健康管理（保健師）	・道路パトロール
・家庭訪問による健康管理（保健師）	・給水活動、浄水場で給水車への水補充
・支援物資の受付	・断水広報
・発災後のごみステーションの状況確認	・避難所からのごみ搬出
・不法投棄防止のためのパトロール	・避難所運営補助　等

(12)　男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

- 市は、災害時における男性女性それぞれの諸問題を改善するため、各組織には多様な人材を積極的に登用するとともに、男女共同参画の視点に配慮した防災対策を推進する。

2　防災拠点の整備

・ 指揮命令及び応急対応の中核としての役割を果たすことができるよう、防災拠点の耐震性や機能の確保に努める。

(1)　市有建築物の耐震化

- 市は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、耐震対策等により災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 市は、児童・生徒の安全を確保するため学校教育施設を優先して改修する。
- 市は、耐震改修工事未実施の市有建築物について、優先順位を定めて計画的に改修する。

(2) 市の施設の停電対策

- 市は、市施設の停電に備えて、無停電装置や発電機、充電用バッテリー、ライト等を各施設に配備する。
- 市は、上記設備について、定期的に保守点検を実施する。
- 市は、災害時の停電情報の共有を円滑に行うため、電力事業者と連携を図る。
- 市は、防災関係機関との燃料供給に係る協定等を基本に、発電に必要な燃料を確保しておく。

3 情報通信設備の整備

・ 災害時における情報収集及び市民への迅速な情報伝達を可能とするため、多様な通信手段を確保し、情報通信体制の強化を図る。

(1) 情報通信設備の整備

- 市は、市民等への情報提供や災害情報等の収集・伝達手段として、防災行政無線等の整備に努める。

【資料_19】柏市防災行政無線（固定系）屋外子局設置場所一覧
【資料_20】柏市防災行政無線（固定系）戸別受信機設置場所一覧
【資料_21】災害用 IP 無線配布場所一覧
【資料_22】情報通信設備
【資料_23】千葉県防災行政無線
【資料_24】柏市防災行政無線（固定系）

(2) 情報収集・伝達体制の強化

- 市は、行政情報システムの耐震化、非常用電源の確保、データの遠隔バックアップ等、システムの耐災害性の強化に努める。
- 市は、災害情報収集と緊急情報の伝達体制が十分に機能するよう対策を講じるとともに、情報通信システムにおけるバックアップ体制・通信回線の多重化を図る。

4 調査研究

・ 大規模災害により生じた新たな課題を災害対策に生かすために、災害事例や教訓を伝承していく。
・ 本市の特性に合わせた効果的な災害対策を実施するために、国、県の動向や、最新の研究成果への理解を深める。
・

(1)　災害資料の整理

- 市は、市域における災害をはじめ、大規模災害に関する資料、文献を整理し、災害の教訓等の公開、伝承に努める。

(2)　災害防止に関する調査

- 市と防災関係機関は、地震災害防止に関する調査研究を行い、その成果を相互に共有する。
- 市と防災関係機関は、災害発生に伴う間接的被害（暴力・性犯罪）についても情報の収集・調査を行い、関係機関及び市民に情報共有するよう努める。

(3)　被害想定調査

- 市は、想定地震の規模や被害予測等、様々な機関における分析や、国や県の動向を踏まえた上で、必要に応じて新たな被害想定調査を実施する。

第６節　応急対応力の整備・強化

基本方針

- 発災直後から応急対応を円滑に実施できる体制の確保を基本方針とする。
- 関係機関との連携を強化し、救助・医療・物資供給等の対応力向上を図る。

1　情報連絡体制

・ 災害情報収集と緊急情報の伝達体制が十分に機能するようその対策を講じる必要がある。
・ 多彩な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備拡充に努める。

(1)　地区災害対策本部体制

• 市は、地域の災害情報を地区災害対策本部に集約する体制を整える。

【資料_25】地区災害対策本部

(2)　通信手段が途絶えた場合の情報伝達体制

• 市は、あらゆる通信手段が途絶えた場合に備え、徒歩、自転車、バイク等による情報伝達体制を整える。

(3)　報道機関との協力体制

• 千葉テレビ、Ｊ:ＣＯＭ、ベイエフエムは、県と協定等を締結し、情報提供体制を整えている。市は、今後も引き続き報道機関との連携強化に努める。

(4)　無線取扱者との協力体制

• 市は、アマチュア無線団体、ＭＣＡ無線利用業者等との協力協定の締結を促進する。

(5)　町会・自治会・区との協力体制

• 市は、町会・自治会・区等から災害時に迅速な情報集約ができるよう地区災害対策本部に、被害状況、安否情報を収集できる体制を確立する。
• 市は、災害時の緊急情報を、町会・自治会・区等の回覧や掲示等により周知できる体制を整える。

2　救急・救助体制

・ 大規模な地震が発生した場合、多数の救助・救急を要する人の発生が見込まれる。そのため、災害時に常設の消防隊等の能力を上回る救助・救急に対応できる体制の整備を図る。

(1)　救助・救急体制の整備

- 市は、災害時の消防力不足を補うため、平常時から警察・自衛隊といった救助活動を行う関係機関及び民間協力機関と連携体制の構築を図る。
- 市は、救急・救助活動を円滑に行えるよう、消防関係機関、医療関係機関、自主防災組織等と顔の見える関係を構築する。

(2)　市民指導の推進

- 市は、市民等の自主救護能力を向上させるために、応急救護知識及び技術の習得の支援や普及等ＰＲ活動を推進する。

(3)　安否不明者の捜索に係る手続き等の整備

- 市は、災害時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行うため、県と連携し、一連の手続等の整理、明確化に努める。

(4)　要配慮者に対する救護体制の整備

- 市は、要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、救急・救助要請の把握、搬送経路等について検討し、地域ぐるみの体制の充実を図る。

(5)　消防団の救護活動能力向上の推進

- 市は、消防団に対して、救助救急活動を効果的に実施するための教育及び指導を推進する。

3　応急医療体制

3-1　応急医療体制の整備

大規模災害時には、医療機関の医療提供能力が大幅にダウンするなか、短時間に多くの傷病者や心の不調を訴える人の手当てをする必要があることから、関係機関との連携体制を強固にし、市域の特性に合わせた災害時医療体制を構築する。

(1)　医師会等との連携強化

- 市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会等との連携を強化し、災害時の迅速な医療体制を確立する。

(2)　救急体制の整備

- 市は、市内医療機関及び最寄救急医療機関相互との情報通信機能を確保し、応急救護活動が実施できるよう必要な連携体制の整備を図る。

(3)　医療・救護体制の強化

- 市は、重傷者の救命のため、拠点となる病院を定めて、医療スタッフを集中する体制を確立するとともに、情報通信体制、非常用発電機燃料の補給体制、緊急給水体制を整える。
- 市は、診療所や在宅患者への医療提供体制を整える。
- 市は、避難所での要救護者に対し、市保健師等による救護体制を確立する。

(4)　被災地外からの医療スタッフの確保体制の確立

- 市は、県との円滑な連携体制を整え、千葉県看護協会、東葛地区 5 市災害医療検討会との連携体制を確立し、迅速な確保体制を樹立する。

(5)　被災地外からの受援体制の確立

- 柏市医師会の災害医療コーディネーター[15]は、県指定の災害拠点病院と連携し、ＤＭＡＴ[16]等の受入れ体制及び情報共有拠点を整える。

15 災害時に救護本部等に配置され、市内の医療機関等の被災状況や負傷者の発生状況（医療ニーズ）を集約し、医療スタッフの派遣や傷病者の搬送先の総合調整を行う医師等の専門家。

16 医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故の現場等へ迅速に駆けつけ、急性期（約 48 時間以内）に活動する専門訓練を受けた医療チーム。

(6)　透析医療体制の整備

- 市は、慢性腎不全患者、挫滅症候群（クラッシュシンドローム）[17]等による急性腎不全患者に対する医療体制を整える。

(7)　心のケア体制の整備

- 市は、外部専門機関と連携し、市民及び災害活動に従事する職員のストレス障害に対するメンタル面での支援体制を整える。

3-2　医薬品等の確保

災害時に医療機関に迅速・円滑に医薬品等を供給できる体制を整える。

(1)　医薬品・医療材料の確保

- 市は、医薬品卸売販売業者、医療機器販売業者との連携体制を構築し、千葉県災害医療救護計画に基づき、医薬品・医療材料の調達と供給体制を確立する。

(2)　医薬品の備蓄

- 市は、市立柏病院と深町病院において、発災後に必要な医薬品等の一部を備蓄しているが、災害時には、医療機関に供給できる体制を整える。
- 市は、救護所や避難所で必要となる医薬品や、初動の医療活動に必要な医薬品等を中心に計画的な備蓄を行う。

4　備蓄・物資供給体制

・ 災害時に必要となる物資及び資機材の安定的な供給体制の整備に努める。

(1)　物資・資機材の備蓄

- 災害時の備蓄は自助・共助を原則とするが、市は食料等の不足に備え、発災から 3 日後までの避難者に必要な食料を備蓄する。
- 市は、指定避難所で必要となる最低限の物資・資機材を備蓄する。
- 市は、要配慮者や多様な年齢・性別に配慮した物資を備蓄するよう努める。
- 市は、栄養士等の助言を得ながら、食物アレルギーを有する避難者や腎臓病患者、高齢者等のニーズに沿う食料や生活必需品を選定及び更新するよう努める。
- 市は、男女共同参画の視点での配慮として、避難所生活における女性と男性のニーズの違

[17] 家屋の倒壊等により、身体の一部が長時間圧迫を受けると、筋肉が損傷を受け破壊される。その後、圧迫された状態から解放されると、壊死した筋細胞からカリウム等の様々な細胞内物質が血液中に流れ出すことが原因となり、腎機能の低下や意識の混濁、心停止等の症状を発症する。

いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた女性目線の品目を選定し、備蓄する。

- 市及び関係機関は、大規模事故等による災害に対しても消火救難、救助・救急及び医療活動に必要な資機材の整備、備蓄、調達体制の確保に努めるものとする。

【資料_26】主な備蓄品の目標と実績

(2) 防災備蓄倉庫の整備

- 市は、防災備蓄倉庫の不足に備え、コミュニティエリアごとの分散備蓄を基本として、必要な備蓄倉庫を整備するほか、避難所となる市立小中学校等の余裕教室等、既存施設の倉庫利用を積極的に進める。

【資料_27】コミュニティエリア別防災資源一覧

【資料_28】主な防災備蓄品一覧

(3) 備蓄物資の避難所配備

- 市は、指定避難所となる学校、近隣センターに、初動期に必要な最低限の物資を分散配備する。
- 市は、指定避難所の物資・資機材の不足や期限切れを防ぐため、物資・資機材の定期的確認に努める。

【資料_28】主な防災備蓄品一覧

(4) 地域住民組織や事業者等との物資運搬体制

- 市は、道路交通障害時であっても、防災備蓄倉庫から指定避難所に物資が円滑に運搬できるよう、地域住民組織や事業者等と協力し、各コミュニティエリア内での運搬体制を整える。

【資料_27】コミュニティエリア別防災資源一覧

(5) 民間事業者との調達・供給体制

- 市は、災害時に不足する物資・燃料を、民間事業者や他の自治体から調達する方法を構築する。
- 市は、災害時に供給される大量の物資を迅速に目的地へ配送するため、関係物流事業者との連携体制を構築する。

5　給水体制

・ 断水時における飲料水及び生活用水の確保体制の構築を進める。

(1)　給水拠点の整備

- 市は、災害用井戸や耐震性貯水槽の整備、民間協定井戸や水道施設（水源地）を活用し、飲料水、生活用水を確保する。
- 市は、飲料水・生活用水を一層の確保をするために、民間事業者の保有井戸や家庭用井戸を地域の給水資源として活用できるよう推進する。
- 市は、災害用井戸の合鍵を各近隣センターに配備するとともに、施設管理者や応援職員に貸与し、迅速な給水活動の実施を目指す。

【資料_27】コミュニティエリア別防災資源一覧

【資料_29】応急給水所について

【資料_30】給水施設一覧

(2) 優先給水

- 市は、人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関における次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。

■災害拠点病院及び災害医療協力病院[18]指定の有無　■透析医療の有無
■産婦人科の有無　■受水槽の容量　■井戸水の利用状況

【資料_31】応急給水優先病院一覧

(3)　地域との協力体制

- 市は、災害時に応急給水拠点での飲料水の供給を円滑に行えるよう、町会・自治会・区等との協力体制を確立する。

(4)　給水拠点の拡充・周知

- 市は、水道水の給水停止に備え応急給水拠点の拡充に努める。
- 市は、給水拠点の所在地についてあらゆる機会を通じて市民に周知する。
- 市は、要配慮者への給水支援対策として、近隣センターに配備しているペットボトル飲料水を住民等の協力により配布する体制を整える。

18 災害時において、24 時間体制で重症急性期傷病者の受け入れや DMAT の派遣等を行う「拠点病院」（慈恵医大柏病院等）と、初期・中等症の傷病者対応に協力する医療機関。

(5)　応援体制の確立

- 市は、応急給水に必要となる人員を算出し、応援職員体制を予め構築する。
- 市は、柏市管工事協同組合等関係機関や地域との応援体制を具体的に整えるものとする。

(6)　訓練の実施

- 市は、応急給水の実施が円滑に行えるよう定期的に給水訓練を実施する。

6　緊急輸送体制

・ 緊急輸送道路や輸送手段を確保し、物資・燃料・救援活動に必要な資機材を円滑に輸送する。

(1)　緊急輸送道路の指定

- 市は、県指定路線と以下の施設を結ぶ路線で、今後路線を特定し指定を進める。

■ ヘリコプター臨時離発着場
■ 市役所、警察署、消防署、病院等の主要公共施設
■ 広域避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所、防災備蓄倉庫、災害用井戸、耐震性貯水槽

【資料_32】県指定の緊急輸送道路

(2)　ヘリコプター臨時離発着場の選定

- 市は、空輸による緊急輸送を想定した手段として、ヘリコプター臨時離発着場をあらかじめ確保しておく。

【資料_33】ヘリコプター臨時離発着場一覧

(3)　緊急輸送道路の確保

- 市は、災害時に障害物除去作業を迅速・円滑に実施するため、柏市建設関連防災ネットワークと具体的な体制整備に努める。

(4)　緊急輸送体制の整備

- 市及び防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両について緊急通行車両[19]の事前届け出を行う。
- 市及び関係機関は、災害時の燃料確保と車両の運用体制を整備する。
- 市及び警察は、災害時の通行に関して、パトロールや交通規制区間の通行等について協議

[19] 災害時に救急、救助、復旧工事等の災害応急対策を実施するため、都道府県公安委員会から「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受け、交通規制に関わらず優先的に通行を認められた特定の車両。

を行う。

(5)　ランドマーク（航空機情報支援表示）の設置

- 市は、災害時における航空機による被害情報収集活動等を支援し、市内の小中学校等の施設に設置したランドマーク（航空機情報支援表示）の適切な維持管理に努める。
- 市は、学校施設や避難場所をヘリコプター臨時離発着場として活用することを踏まえ、必要に応じてランドマークの拡充を検討する。

7　災害廃棄物・し尿処理体制

7-1　災害廃棄物処理

・ 災害時においても円滑な災害廃棄物処理が可能な状態を確保し、処理の停滞により生活環境の悪化や復旧・復興の支障が生じることを防ぐ。

(1)　がれき処理体制の整備

- 市は、中間処理施設及び収集車その他の資機材を有する民間業者との協定によりがれき処理を実施する。
- 市は、がれき量が中間処理能力を上回ることを想定し、搬出・処理に関する広域的な処理体制を確立する。
- 市は、不燃物処理について、市外等での広域処理を検討する。

(2)　仮置場の確保

- 市は、地域のごみ処理制度に応じて関係機関と協議し、市域を 4 区分し、区域毎に 1 つ以上となるよう仮置場の確保方針を検討する。

(3)　分別・減量化・再利用等のめやす

- 市は、分別・減量化・再利用等の円滑な実施に向け、仮置場における種類別スペースの配分計画・中間処理体制・手順等をあらかじめ整備する。

7-2　し尿処理

・災害時においても適切なし尿処理が継続される状態を確保し、避難生活を含む生活環境の維持を図る。

(1)　仮設トイレの整備

- 市は、下水道施設の被災対策として、仮設トイレ、簡易トイレ、非常用トイレ袋を備蓄する。
- 市は、広域避難場所である中原ふれあい防災公園・大堀川防災レクリエーション公園にマンホールトイレを整備しているが、今後建設される公共施設や公園等においてもその整備に努める。
- 市は、下水道が整備されている避難所（市立小中学校 46 校及び県立高等学校 6 校）にマンホールトイレの整備を進める。

(2)　仮設トイレの調達

- 市は、仮設トイレの数を補うため、レンタル業者と締結している協定の活用を含め、広域的な災害に備えた調達方法を整える。

(3)　搬送・管理体制の確立

- 市は、災害時に仮設トイレからし尿の搬送をより迅速・円滑に実施できるよう、関係事業者との協定に基づく、具体的な搬送体制を構築しておく。

8　避難所運営体制

・発災直後の混乱期に避難所が迅速に開設され、避難者への支援がより円滑に行なわれるよう、避難所を利用する住民による自主的な運営体制の確立に努める。

(1)　避難所運営組織づくり

- 市は、町会・自治会・区等と学校の調整、マニュアル作成や訓練実施を通して、組織の設立を積極的に支援するものとする。

【資料_34】避難所運営組織の役割と構成

(2)　避難所の開錠対策

・ 市は、体育館や防災倉庫の鍵をキーボックス[20]に備える等、避難所の迅速な開設体制を整えるものとする。

(3) 地域の人材の確保・育成

・ 市は、避難所における良好な生活環境を継続的に確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

9 住家被害認定・罹災証明発行体制

・ 各種被災者支援を早期に実施するため、迅速な被害認定・罹災証明の発行体制を確保する。

(1) 住家被災家屋調査員（市職員）の育成・確保

・ 市は、災害時に住家等の被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災者支援を円滑に実施できるよう、被災家屋調査員の育成及び確保に努める。

・ 市は、災害時に円滑な調査体制を構築できるよう、関係機関や他自治体、民間団体等との連携体制の整備を進めるものとする。

(2) 罹災証明・被災届出証明の発行体制の整備

・ 市は、早期の復旧・復興につなげるため、罹災証明書[21]・被災届出証明書[22]を遅滞なく交付できるよう実施体制を構築する。

10 被災動物及び飼い主への支援体制

・ 獣医師会等関係団体との連携を強化し、ペットの救護・保護体制を構築する。

(1) 被災動物及び飼い主への支援体制

・ 市は、東葛地域獣医師会等の関係団体との連携及び協定締結を推進するとともに、県動物救護本部との連絡体制及び千葉県獣医師会等との情報共有体制を整備する。

・ 市は、ペットとの同行避難の推進を図り、受入れ可能な避難所及び施設の確保に努めるとともに、避難所におけるペット対策及び動物救護活動を実施する。

20 避難所として指定されている学校等の施設に、災害時に指名職員や地域住民（避難所運営組織）が速やかに中へ入れるよう、施設の鍵を保管・共有しておくために屋外等に設置された施錠箱。

21 住家の被災程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損）を現地被害調査に基づき公的に証明する書類。生活再建支援金の支給申請や税の減免、公的融資の手続等に必須となる。

22 住家以外の建物（店舗、事務所、倉庫等）、自動車、家財、家屋の付帯設備等の被災について、被災者が提出した写真や届出により被害の届出があった事実を公的に証明する書類。保険金の請求等で使用される。

・ 市は、災害時に迅速な動物救護活動を実施できるよう、動物救護センターの設置場所を検討する。

11　あらゆる災害への対応

・ 多様かつ同時発生のおそれがある災害に対し、状況に応じた柔軟で迅速な対応体制を構築し、被害の最小化を図る。

(1)　危機事象の洗い出し

・ 市は、災害時における想定外の事態の発生による被害の拡大及び応急対策活動の停滞防止に向け、平常時から発生が想定される危機事象を幅広く把握するとともに、災害の種類や地域特性を踏まえ、対応方針の整理及び検討を行う。

(2)　複合災害対策

・ 市は、水害発生時や台風接近時の大規模地震、地震に起因する連鎖災害等、想定される複合災害に対し、より迅速・適切に対応するために主管部局と活動方針を定める。
・ 市は、複合災害の状況に応じて災害対策本部で応急活動体制を再構築し、被害の最小化を図る。

第７節　要配慮者対策

基本方針

- 要配慮者の安全確保を最優先とした対策を推進する。
- 地域及び関係機関と連携し、支援体制の整備と充実を図る。

1　要配慮者支援体制の構築

・ 要配慮者が安全に避難し必要な支援を確実に受けられるよう、地域全体で支える仕組みを整え、状況に応じた適切な支援が行われる体制を確保する。

(1)　要配慮者の把握

- 市は、要配慮者（介護が必要な方や支援が必要な高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を理解できない外国人等）について、関係機関と連携しきめ細かく把握するよう努める。

(2)　避難行動要支援者名簿[23]の作成

- 市は、要配慮者のうち、災害時に支援を必要とする者について避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新する。
- 市は、本人の同意を得た名簿情報を公的機関や地域の代表者等の避難支援等関係者と共有し、安否確認や避難支援体制を構築する。
- 市は、庁舎が被災した場合にも名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

【資料_35】避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲

【資料_36】避難行動要支援者の現況

(3)　個別避難計画[24]の作成

- 市は、避難行動要支援者ごとに、同意を得て、個別避難計画の作成に努める
- 市は、個別避難計画について、関係団体と連携し、デジタル技術を活用した作成に努める。

23 災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等（要支援者）の情報を市が一元管理し、平時の個別計画作成や災害時の迅速な安否確認・避難支援に役立てるために作成する法定名簿。

24 避難行動要支援者ごとに、誰が避難の支援を担当するか、どの避難所へどのように安全に移動するか、避難時にどのような配慮が必要か等を、あらかじめ具体的に個別に定めた計画。

(4)　要配慮者支援団体の拡充

- 市は、要配慮者情報に基づき、必要となる関係団体に協力を求め、支援団体の拡充に努める。

(5)　要配慮者利用施設の災害計画の確認

- 市は、定期的に実施する要配慮者利用施設の運営体制等の監査時等に、避難確保計画の具体的な内容を確認する。

【資料_37】浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

(6)　要配慮者利用施設への情報発信

- 市は、要配慮者利用施設と日ごろから密に連携して災害発生時に確実に情報発信ができるよう体制を整えておく。

(7)　関係機関との情報交換の実施

- 市は、要配慮者のニーズや防災対策上の課題を把握するため、関係機関との情報交換を継続的に実施し、支援体制の充実に努める。
- 市社会福祉協議会は、災害時の支援体制を整備する。
- 市は、関係機関との連携により高齢者が避難する際の留意事項等を広く周知し、避難行動の実効性を確保する。

(8)　的確な情報伝達活動

- 市は、要配慮者が情報を迅速かつ確実に取得するとともに、緊急の通報を円滑に行うことができるよう、体制の整備、設備又は機器の設置、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備その他必要な施策を推進する。

【資料_38】要配慮者の特徴と配慮

2　在宅者への対策

・ 在宅要配慮者が災害時に孤立や支援の遅れを生じることなく円滑な避難及び生活の継続を支える体制を整え、在宅要配慮者の安全を確保する。

(1)　防災機器の整備

- 市は、ひとり暮らしの高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システムの普及に努める。
- 市は、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための情報受信装置等の普及に

努める。

- 市は、在宅要配慮者の安全性を高めるため、自動消火器及び住宅用火災警報器等の設置の推進に努める。

(2) 避難施設

（第２章　第４節「安全避難の環境整備」参照）

(3) 防災知識・技術

- 市は、要配慮者の支援者に各種防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識の普及と、支援者等との顔の見える関係づくりを促進する。

3 社会福祉施設等における対策

・ 災害時においても施設が適切に対応できる状態を整え、地域との連携のもと、迅速かつ円滑な対応が可能となる体制を確保し、社会福祉施設等の利用者の安全を確保する。

(1) 安全確保

- 関係施設管理者は、入所者等の安全を確保するため、施設の安全対策を講じる。
- 関係施設管理者は、食料・飲料水・医薬品等の備蓄、非常用発電機等の防災設備の整備、緊急時の応急対応体制を整える。

(2) 防災教育・訓練

- 関係施設管理者は、職員や入所者に対して防災教育及び防災訓練を定期的に実施する。

(3) 地域との連携

- 関係施設管理者は、入所者と地域住民との交流に努め、災害時の協力体制づくりを推進する。

(4) 施設間の相互援助

- 市は、市内の特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームと相互援助協定を締結し、関係施設の被災に備える。

4　外国人への支援

・ 情報の取得や行動判断が困難となる外国人に適切な情報提供と支援が行われる環境を整え、安心して避難・生活できる体制を確保する。

(1)　居住状況の把握

- 市は、市内外国人の人数、国籍、在住地域の情報を把握し、柏市国際交流センターと共有する。

(2)　支援体制の整備

- 市は、柏市国際交流センター指定管理者と連携し、災害時の外国人支援対策本部の運営体制を整備する。
- 市は、多言語支援センターの設置に必要な事前調査や事前準備等をリストアップする。
- 市は、迅速な支援の実施のために、事前に多言語化が必要な事項を翻訳する。

(3)　防災知識・技術

- 市は、柏市国際交流センターや民間団体と連携し、日ごろから外国人との交流機会の創出、支援環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努める。
- 市は、多言語による防災マップ、啓発冊子の作成・配布、外国人のための防災訓練・防災講習会、外国籍住民を交えた地域防災活動を推進する。

(4)　情報伝達

- 市は、外国人向け情報伝達システムを拡充する。
- 市は、多言語による通訳や翻訳ができる職員を事前に把握し、災害時における多言語での情報発信に関する協力体制の確立に努める。

(5)　避難所対策

- 市は、通訳者の確保、通訳・翻訳ボランティアの協力体制等を整える。
- 市は、避難所表示板、避難誘導板の多言語化を進める。

5　乳幼児がいる家庭への支援

・乳幼児がいる家庭に対し、子育てに配慮した支援が適切に行われる環境を整え、乳幼児の健康及び安全を守る体制を確保する。

(1)　防災知識・技術

• 市は、新生児訪問や健診時の機会に、防災対策の周知に努める。

(2)　情報伝達

• 市は、メール配信サービス、ホームページ等を活用し子育て世代に対し情報発信する。
• 市は、新生児訪問や健診時の機会に、SNS 等の登録の周知・支援を行う。

(3)　避難所対策

• 市は、避難所への子育て支援物資の配備について検討を進めていく。

第 8 節　帰宅困難者対策

基本方針

- 一斉帰宅の抑制を基本とし、市民、事業者及び関係機関が共通の認識のもと行動できる体制づくりを進める。
- 帰宅困難者の安全確保を図るため、受入れ体制や情報提供体制の整備を推進する。

1　帰宅困難者対策

・ 災害時に発生する帰宅困難者の安全を確保し、社会的混乱を最小限に抑えるため、円滑かつ実効性のある帰宅困難者対応体制を確保する。

(1)　帰宅困難者への情報連絡体制の確立

- 市は、関係機関と連携し、むやみに移動を開始しないことの周知、鉄道運行状況、安否確認方法、一時滞在施設[25]等との情報連絡体制を確立する。

(2)　帰宅困難者の安全確保

- 市は、帰宅困難者の安全を確保するため、駅周辺の一時滞在施設を確保し、公表する。

(3)　帰宅困難者発生抑制の周知啓発

- 事業者は、帰宅困難者の発生を抑制するため、全従業員等に対する数日分の食料・飲料水等の備蓄を推進するとともに、従業員等に無理な移動をしないよう呼びかける等、一斉帰宅の抑制に努める。
- 市は、企業等における施設内待機や大規模集客施設における利用者保護を進めるため、企業・学校への周知・啓発を進める。

(4)　帰宅困難者用の備蓄物資の確保

- 市は、一時滞在施設等における、食料・飲料水・便袋等の防災用物資の備蓄を推進する。

(5)　計画運休への対応

- 市は、鉄道の計画運休が予想される場合は、鉄道事業者と連携して事前確認と連絡を行い対応する。

[25] 大規模地震の発生により公共交通機関が運行停止となった際、駅周辺等での混乱を防ぐため帰宅困難者を一時的に受け入れる緊急施設。柏市では市の公共施設「パレット柏」や協定民間施設が指定されている。

(6) 広域的な帰宅困難者対策の実施

- 市は、九都県市首脳会議（防災・危機管理対策委員会）において、広域的な帰宅困難者対応に関する課題の検討を進める。

第９節　水害予防対策※水防計画

基本方針

- 水害による被害の発生及び拡大を防止するため、施設整備、情報提供及び体制整備を含む総合的な予防対策を推進する。
- 関係機関や地域との連携のもと、平常時から水害に備えた取組を進め、災害時に適切な対応が行える基盤を確保する。

【資料_39】水防の責任
【資料_40】指定水防管理団体の水防事務
【資料_41】水防活動等における安全配慮
【資料_42】危険度評定基準(千葉県管理河川)
【資料_43】重要水防箇所評定基準(国土交通省管理河川)

1　水害予防計画

・都市化の進展や気象条件の変化に伴い高まる水害リスクに対し、住宅、公共施設及び地域社会の安全を確保するため、平常時から水害に対する総合的な備えを進め、水害による被害の発生及び拡大を防止・軽減する。

(1)　都市型水害対策

・市は、河川改修や流域保水・内水排除対策等、ハード面の治水対策を計画的に推進することにより、水害に強いまちをつくる。

(2)　水循環に配慮した治水事業

・市は、排水整備事業に加え、雨水の地下浸透や水循環に配慮した治水事業を進める。

(3)　雨水流出抑制施設の整備

・市は、開発事業及び公共事業において、調整池や浸透施設等の整備を推進し、雨水流出の抑制に努める。
・市は、公共用地（公園・学校等）を活用して、貯留・浸透施設の設置検討を進める。
・市は、公共施設等における雨水の有効利用を図る。

2　河川改修の促進

・河川の治水機能が適切に発揮される状態を確保し、市街地における水害被害の防止と安全性の向上を図る。

(1)　河川改修計画

- 市は、河川管理者と連携し、上大津川や大津川をはじめとする河川改修事業の促進に努め、防災機能の向上を図る。
- 市は、調節池や雨水貯留浸透施設等の整備による流出抑制対策を推進し、総合的な治水対策の充実を図る。

3　公共下水道（雨水）の整備

・雨水の排除機能が適切に確保される状態を整え、内水氾濫を含む浸水被害の発生を抑制する。

(1)　雨水幹線整備

- 市は、雨水排水施設の整備及び適切な維持管理を推進し、浸水被害の軽減に努める。
- 整備にあたっては、浸水被害の状況を踏まえ、優先度の高い地区から実施する。

4　水害危険区域の対策

・水害リスクの高い区域において、住民や地域が危険性を適切に認識し、被害を回避・軽減できる環境を整え水害による人的及び物的被害を防止する。

(1)　ハザードマップの公表等

- 市は、河川の氾濫を想定した洪水ハザードマップを作成・公表する。
- 市は、都市型水害の履歴や大雨による内水の浸水箇所を想定した内水ハザードマップを作成・公表する。

(2)　情報伝達体制の確立

- 市は、防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページ、SNS 等を活用した迅速かつ確実な情報伝達体制の充実を図るとともに、要配慮者利用施設への情報伝達体制の強化に努める。
- 市は、河川管理者等と連携し、河川水位や被害情報の収集・共有を行うほか、田中調節池を含む河川・調節池の状況把握や、無人航空機等を活用した浸水状況の把握を推進し、適時適切な避難情報の発令に活用する。
- 市及び関係機関は、情報収集・伝達訓練を定期的に実施し、情報伝達体制の実効性向上を図る。

(3) 浸水箇所への対策

- 市は、過去に人的・物的被害が発生したアンダーパス等、浸水により甚大な被害が発生する恐れのある箇所では、予防的保全を含む通行規制を実施する。

(4) 土地利用

- 市は、水害等の災害リスクを踏まえ、安全で災害に強い土地利用を推進する。
- 市は、特に災害の危険性が高い区域については、適正な土地利用の誘導及び必要な被害軽減対策を推進し、災害に強いまちづくりに努める。

5 水防施設及び水防資器材

・水防活動が迅速かつ的確に行われる状態を確保し、水害被害の防止及び軽減を図る。

(1) 水防施設の設置

- 水防管理団体（柏市）は、水防に便利な箇所に水防倉庫やその他資材場を設置するよう努める。

【資料_44】水防倉庫設置場所

(2) 水防資器材の整備

- 市は、水防倉庫等に備蓄する水防用資器材は、千葉県地域防災計画に定める指定水防管理団体整備基準に準拠し、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるよう整備に努めるものとする。

【資料_45】水防資器材整備基準

(3) 輸送路線の確保

- 市は、水防活動における非常時の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を想定した輸送経路図を作成し、千葉県柏土木事務所に提出する。
- 市は、「共通編 第 2 章 第 6 節 応急対応力の整備・強化」に準じて、緊急輸送を行うこととする。

6 水防に係る受援

・水害発生時に協力・応援体制が適切に機能する状態を確保し、水害被害の防止及び軽減を図る。

(1) 応援・受援体制

- 市は、水防活動に係る応援部隊や資器材を円滑に受入れるため、関係機関との連携体制及び受援体制を整備する。
- 市は、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、国、県、近隣市、水防管理団体（柏市）、消防機関及び関係事業者との連携強化を図るとともに、協定等に基づく応援・受援体制の整備に努める。

・ 市は、防災訓練等を通じて応援・受援体制の検証を行い、その実効性の確保に努める。

【資料_18】災害時に関する各種協定締結一覧表

(2) 警察への援助要請

・ 市は、水防区域における立入禁止、避難誘導、緊急輸送その他の水防活動に関し警察の支援が必要となる場合に備え、要請手続、連絡窓口及び情報伝達体制をあらかじめ整備する。
・ 市は、警察、消防その他関係機関と連携し、水防活動、交通規制及び避難誘導が円滑に実施できるよう、情報共有及び連絡体制の強化を図る。
・ 市は、関係機関と連携した水防訓練及び避難訓練を実施し、警察への応援要請を含む連携体制の検証及び改善に努める。

(3) 車両の移動等の措置命令、強制措置等

・ 市は、警察署、道路管理者及び消防機関との連携体制を整備し、災害時における交通規制、車両移動措置及び緊急輸送路の確保を円滑に実施できるよう努める。
・ 市は、警察署及び道路管理者と連携し、放置車両対策、迂回路設定及び車両移動措置の実施手順について、あらかじめ整理する。
・ 市は、浸水想定区域、道路通行止め想定箇所その他水防活動に必要な情報を関係機関と共有し、水害発生時に迅速な対応が可能となる体制を整備する。
・ 市は、警察署、道路管理者及び消防機関と連携し、交通規制、車両移動措置、避難誘導及び緊急輸送路確保に関する訓練を実施し、関係機関相互の連携強化を図る。

第 10 節　その他の災害等に関する予防対策

基本方針

● 多様な災害及び事故等による被害の発生防止及び軽減の観点から、予防的な取組を推進する。

1　風害予防対策

・ 台風や竜巻等による強風災害に伴う人的及び物的被害を防止・軽減するため、地域全体で適切な備えと対応が行われる状態を整え、風害による影響を最小限に抑える。

(1)　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

- 市は、気象庁が発表する防災気象情報をテレビ・市ホームページ等のデジタル広報媒体等により確認するよう市民に周知する。
- 市は、台風等による気象災害から身を守るための知識を市民に広く周知する。

【資料_46】竜巻などの激しい突風に関する気象情報について

(2)　農作物等の風害防止対策

- 市は、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。
- 市は、農作物等の風害を防止又は軽減し、予防するための対策を推進する

(3)　看板類の風害対策

- 市は、看板類等の管理者に、強風により飛来又は落下のおそれのある看板類等の点検を呼びかける。
- 看板類等の管理者は、市民から危険情報を受け取る方法を検討する。

2　雪害予防対策

・ 大雪や路面凍結等の降雪時においても地域の安全が確保され、社会活動が著しく阻害されない状態を整え、雪害による影響の軽減を図る。

(1)　除雪

- 市は、機材やトラック類等の使用等、除雪委託業者の協力を得られるようにしておく。
- 市は、隣接する他の道路管理者と連携が図られる体制を築く。

(2) 路面凍結の防止

- 市は、路面凍結又は圧雪による走行困難に備え、関係事業者との協定により凍結防止剤、散布剤等を用意しておく。
- 市は、関係事業者と連携し、路面凍結が予想される時は最適な実施時間と量を勘案し、凍結防止剤を散布する。

(3) 車両滞留防止対策

- 市は、人命を最優先として、県及び関係機関と連携し、必要に応じて計画的・予防的な通行規制を実施し、集中的な大雪による大規模な車両滞留の防止を図る。
- 市は、市民等に対し、不要不急の道路利用の自粛について周知を図る。

(4) 農作物等の雪害防止対策

- 市民は、金属パイプによる筋交いや中柱等でビニールハウスの各部を十分補強することや、防風林・防風網の設置・整備を行う。
- 市民は､積雪 20cm 以上になるとビニールハウスやパイプハウスの倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意する。

3 火山災害予防対策

・ 火山噴火に伴う降灰や火山ガス等による火山災害が発生した場合においても、市民が適切な行動を取ることができる環境を整え、被害の最小化を図る。

(1) 火山噴火に関する知識の普及

- 市は、火山現象とその危険性に関する知識の普及や意識の啓発を図る。
- 市は、火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準、降灰予想や噴火時にとるべき行動等についても周知を図るものとする。

【資料_47】火山情報

(2) 市民による火山災害予防対策

- 市民は、気象庁が発表する火山の噴火警報を理解する。
- 市民は、自分の住む地域の降灰の予測及び状況を把握する。
- 市民は、マスク、ゴーグル、食料、飲料水、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出し用品を準備する。

(3) 降灰による災害への事前対策の検討

・ 市は、降灰によって生じることが想定される災害について、次の対策を検討する。

【検討項目】
・市民の安全、健康管理等
・農産物等への被害の軽減対策
・空調機器等への影響の軽減対策
・上下水道施設への影響の軽減対策
・視界不良時の交通の安全確保
・降灰の処理

4 大規模事故災害予防対策

・ 火災や事故等の大規模な災害時においても適切な対応が行われる状態を整え、市域全体の安全性の確保と事故災害への備えの向上を図る。

(1) 大規模火災対策

・ 都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令に基づき、建築物の不燃化、市街地における延焼防止対策に努める。
・ 防災空間の整備・拡大については、延焼の遮断効果の高いオープンスペースの確保と街路樹等、植樹による延焼防止に努める。
・ 出火防止に関する啓発を実施するとともに、消防法第 4 条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。
・ 火災予防査察に当たっては、柏市火災予防条例、同条例施行規則及び同条例に基づく告示並びに柏市火災予防査察規程の定めるところにより実施する。
・ 多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づき、次に掲げる事項を遵守させる。

■ 自衛消防組織の編制及び自衛消防活動の実施
■ 消火、通報、避難等の訓練の実施
■ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検整備の実施
■ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
■ 従業員等に対する防火、及び防災教育の実施

・ 大規模・高層建築物について、消防法、建築基準法その他関係法令に定める基準への適合を確保するとともに、建築物の規模、構造及び用途に応じ、消防用設備等、防災センター、緊急救助用スペースその他防火・避難安全上必要な施設の適切な整備及び維持管理を促進する。

(2) 危険物等（危険物）対策

【資料_48】危険物対策（詳細）

ア 事業所等

- 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。
- 危険物施設(消防法別表に規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所)の規模に応じ、危険物保安監督者等の人員を配置する。
- 予防対策として、事業所等の自主的保安体制の確立、事業所相互の協力体制の確立、地域住民に対する安全対策を実施する。

イ 消防局

- 消防局は、消防法その他関係法令に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に係る審査、完成検査、立入検査その他必要な規制事務を行う。法令違反又は基準不適合を確認した場合は、その内容及び危険性に応じ、関係法令に基づく指導、命令その他必要な措置を講ずる。
- 消防局は、消防法その他関係法令に基づく危険物規制事務を適切に実施するとともに、危険物施設の実態把握、事業者に対する防火・保安上必要な指導等を行う。

(3) 危険物等（高圧ガス）対策

ア 事業所等

- 災害時に有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。
- 防災組織の体系、編制方法及び業務の内容等を明示しておく。
- 事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び手順で消防局等防災関係機関に通報するための緊急時の通報体制を確立する。
- 大規模な災害の発生を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

- 大規模な災害が発生し、当該事業所等では対応できない場合を想定し、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。
- 保有する防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理並びに操作方法の習熟に努める。また、当該事業所等が保有する防災資機材等で対応できない場合を想定し、外部から防災資機材等を調達できる体制を整備する。
- 従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識等の習得を徹底し、保安意識の高揚を図る。

- 取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ　県、市及びその他関係機関

- 県及び消防局は、事業所等に対し防災資機材等の整備の促進を図るとともに、その管理について指導する。
- 県及び消防局は、事業所等に対して、効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力を求める等、防災資機材等の種類及び数量の把握に努める。
- 県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。
- 県及び関係団体は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(4)　危険物等（火薬類）対策

ア　事業所等

- 火薬類関係施設に災害が発生するおそれのあるときは、警戒体制をとるものとする。
- 災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立するものとする。
- あらかじめ防災組織の編制を行い、その業務内容について明らかにしておく。
- 事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び手順で防災関係機関等へ連絡するための緊急時通報体制を確保する。
- 大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。
- 災害が発生し、当該事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。
- 従業員に対し定期的に、また施設の新設等の機会がある毎に、保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
- 事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努めるものとする。

イ　県、市その他の関係機関

- 県及び関係団体は、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(5)　危険物等（毒物劇物）対策

ア　毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者

- 毒物又は劇物を直接に取り扱う毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。
- 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故等の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。
- 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整理し、事故の未然防止に当たる。
- 毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

イ　市

- 毒物劇物販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対して立ち入り検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

(6)　航空機災害対策

- 県、柏警察署、海上自衛隊下総教育航空群及び航空運送事業者等（以下「関係機関」という。）との情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- 市及び関係機関は、航空機災害に対して各々の業務に必要な資機材の整備及び備蓄に努める。また、クレーン車等の重機の調達体制に努めるものとする。
- 市及び関係機関は、相互の連絡体制の強化を図るため訓練の実施に努める。

(7)　鉄道災害対策

ア　事業所等

- 鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

- 常に乗務員及び保安要員に対する教育訓練を行うとともに検査精度の向上を図り、施設、設備、車両等の保守点検管理体制の充実に努める。

イ　国、県、市等

- 国、公共機関、地方公共団体及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や

地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

- 国、県、市、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏み切り保安設備の整備、交通規制の実施等、踏み切り道の改良に努める。

(8)　道路災害対策

- 危険物等の輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより防除資機材を携行するとともに、消防活動等の防除活動が適切に行われるよう、輸送危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を記載した書面（イエローカード）を携行するものとする。

(9)　水道水質事故対策

- 利根川水系江戸川の水質事故については、市（上下水道局）と北千葉広域水道企業団との間において休日及び夜間を含む情報の収集及び連絡体制を整備するものとする。
- その他の対策は、第２章　第６節　５　給水体制　参照。

(10)　放射性物質事故対策

ア　事業所等

- 放射性物質取扱事業者は、関係法令等を遵守し、事故対応計画の策定、監視体制の強化及び従業員等の教育･訓練等の充実に努めるとともに、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服等の防護資材等、被ばく線量測定器及び放射線測定器等の放射能・放射線測定用具、除染のための資材等及び放射性物質による汚染の拡大防止体制の整備に努めるものとする。

イ　県、市等

- 放射性物質取扱事業所の把握、環境放射線モニタリング、放射線測定器の整備、検査体制の把握、情報収集・伝達体制の整備、応急活動体制の整備、退避体制の整備、防災教育・訓練の実施を行う。

【資料_49】放射性物質事故対策（詳細）

震災編

第１章　応急対策計画

本章の基本的な考え方

市及び関係機関は、平時から構築してきた組織体制、協力関係及び訓練の成果を活かし、災害発生直後から迅速かつ効果的な応急対策を実施する。

第１節　応急活動体制

基本方針

- 市は、地震による被害の拡大防止及び市民の安全確保を図るため、災害の規模及び状況に応じた応急活動体制を確立する。
- 市は、災害発生直後において、施設利用者及び職員の安全確保を図る。
- 市は、災害対応を継続するため、人員、施設、情報通信その他必要な資源の確保に努める。
- 市は、関係機関との連携のもと、情報収集及び意思決定に必要な体制を整え、災害応急対策を総合的に実施する。

(1)　市の応急活動体制の整備

- 市は、地震が発生したときは、被害又は影響の発生及び程度等が不明な初期の段階において、情報を収集し、状況を把握するとともに、対策の必要が生じた場合に速やかに実施できるよう備える。
- 市は、地震発生時の震度または状況に応じて、情報収集体制、警戒配備体制（警戒本部[1]）、災害対策本部体制（非常配備）のいずれかの体制を整備する。
- 職員は、発生した地震の規模に応じて、あらかじめ定められた配備体制基準に基づき参集する。

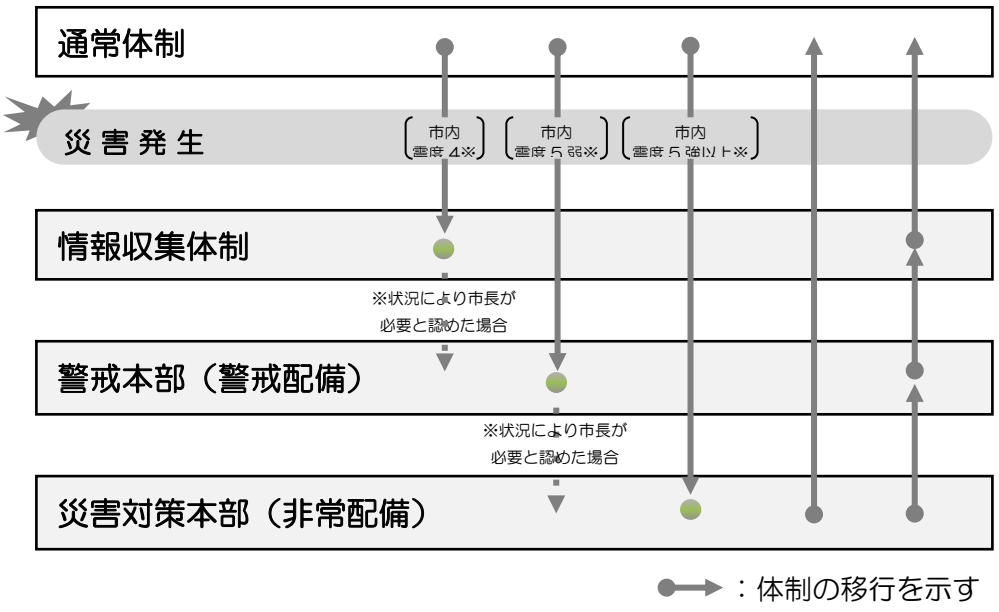


図 1　体制の移行

【資料_50】職員配備体制

1 警戒配備時に設置される組織。危機管理部長が本部長を、各部長が本部員を担い、本格的な災害対策本部が設置される前段階や軽微な事象における災害応急活動の指揮、迅速な情報収集等を担う。

(2)　災害対策本部・警戒本部の設置等

ア　設置

- 市は、配備基準に該当する災害が発生したときは、配備基準に応じて災害対策本部又は警戒本部を設置する。
- 災害対策本部長は、市長をもって充てる。本部長不在時には、副本部長（副市長）がその職務を代理する。
- 市は、災害対策本部を設置したときは、被害状況を把握し地域における応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて、コミュニティエリア毎に地区災害対策本部を設置する。
- 市は、災害の規模・状況等により、必要と認めるときは、被災地にあって災害対策本部の事務の一部を行う、災害現地に現地災害対策本部[2]を設置する。
- 市は、災害対策本部を設置したときは、直ちに関係機関に通知する。
- 警戒本部長は、危機管理部長をもって充てる。警戒本部長不在時には、防災安全課長がその職務を代理する。

【資料_51】警戒本部の構成と協議事項
【資料_52】災害対策本部の組織図
【資料_53】柏市災害対策本部の事務分掌
【資料_54】代替本部
【資料_55】本部長不在時の職務代行
【資料_56】本部の運営等
【資料_57】内部活動報告
【資料_58】関係機関通知先
【資料_59】　地区災害対策本部の連携（イメージ）

イ　廃止

- 市は、災害対策本部設置後、災害の危険がなくなり応急対策がおおむね終了したと認められる場合には、災害対策本部を廃止する。
- 市は、災害対策本部を廃止したときは、直ちに関係機関に通知する。
- 市は、警戒本部設置後、災害の危険がなくなり応急対策がおおむね終了したと認められる場合には、警戒本部を廃止する。

2 大規模な火災や崩落が発生した現場等に、本部長の指示により被災現場での即応体制構築のため設置される組織。現地本部長（本部長指名）の指揮のもと、現場における人命救助や消火活動、応急措置等の実働調整を担う。

第２節　情報収集・伝達

基本方針

- 市は、災害発生から経過時間ごとに必要とされる情報の変化に対し、円滑な災害応急対策を実施するため、あらゆる手段を駆使して、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する。
- 市及び関係機関は、情報伝達体制を確保し、災害対応に必要な情報を統合的に把握・管理する。

(1)　通信の確保

- 市は、災害情報システムや通信手段の稼働確認、復旧、通信統制[3]等を行い、円滑かつ多重的な通信の確保に努める。
- 市は、電源喪失やネットワーク障害によりシステムが使用不能となった場合に備え、あらかじめ定めた紙ベース等による代替手段（縮退運転）により、初動業務を遅滞なく継続する。
- 無線通信施設の管理者は、適切な通信統制等を行い、円滑な通信の確保に努める。

【資料_60】通信統制

(2)　情報連絡体制の確立

- 市は、市内部における連絡体制だけでなく、国、県並びに関係機関との間において、複数の通信手段による連絡体制を整備する。
- 防災関係機関は、所属機関との連絡調整のため、必要に応じ、市災害対策本部へ連絡員（リエゾン）[4]を派遣する。
- 市は、通信機能が麻痺して使用ができない場合を想定し、予め通信手段の優先順位を明確にするとともに、書面等の伝達手段と、書面等を伝達する情報伝達要員（伝令）を確保しておく。

【資料_61】市内部の通信手段

【資料_62】市外部（防災関係機関）との通信手段

3 災害時に輻輳する通信による混乱を防止し、消防、救急、その他災害応急活動に必要な重要優先通信の疎通を確実に確保するため、一般の通話回線を制限・規制したり優先回線を確保する措置。

4 災害時に、被災自治体、県、自衛隊、あるいは各関係機関等に相互に派遣され、電話等が不通の状況下でも現場の生の情報やニーズを直接かつ迅速にやり取りし、連携を緊密にする連絡担当者。

(3) 情報収集・伝達

- 市は、収集した災害情報、被害状況、避難情報、応急対策の実施状況等を、様々な情報発信手段により市民へ提供する。
- 市は、職員が収集した情報や、市民や関係機関から提供された情報を集約し、県に報告する。

【資料_63】地震発生時に直ちに収集すべき情報（全体像の早期把握）

【資料_64】情報収集の手段（現地調査からの情報収集）

【資料_65】県の報告様式

(4) 災害状況の記録

- 市は、事後に検証を行い、計画の改善につなげるため、災害発生直後から復興段階に至るまでの被害状況や対応状況（判断の経過等）等の災害記録を残す。
- 市は、取りまとめた記録を県や関係機関へ伝達する。

第３節　災害時広報

基本方針

- 市及び関係機関は、憶測による人心不安や不正確な情報による社会的混乱を防ぎ、民心の安定を図るため、あらゆる手段をつかって市民等への情報伝達を行う。
- 市及び関係機関は、時間経過により変化する市民の情報ニーズに対し、適切な伝達手段を用いて、確実かつ迅速に、繰り返し発信する。

(1)　広報活動

ア　市による広報

- 市は、関係機関と連携して、情報伝達困難者[5]も含めてすべての人に正しく伝わる的確な広報を行う。
- 市は、通信障害や電波の輻輳といった情報通信手段が使用できない場合であっても、障害等の影響を受けない通信手段を用いて広報を行うとともに、職員は災害対応現場で市民への情報提供活動を行う。

【資料_66】伝達手段

【資料_67】市による災害時広報の内容

【資料_68】被害の認定基準

イ　関係機関による広報

- 柏警察署は、市及び関係機関と連携し、災害の状況・見通し、避難・救援活動、治安状況、交通規制等に関する情報を中心に広報活動を実施する。
- NTT 東日本（株）は、通信途絶又は利用制限時に、利用者に対してその理由、内容、復旧見込み等の通信に関する情報を中心に広報活動を実施する。
- 東京電力パワーグリッド（株）は、利用者に対して設備の被害状況、復旧見込み、安全確保に関する情報を中心に広報活動を実施する。
- 京葉ガス（株）及び京和ガス（株）は、供給状況、使用上の注意、供給再開に関する情報を中心に広報活動を実施する。
- 東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）及び首都圏新都市鉄道（株）は、輸送状況及び被害状況を踏まえ、運行状況、避難誘導、帰宅困難者対応に関する情報を中心に情報提供に努める。

【資料_69】関係機関による災害時広報の内容

5 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等、通常の防災行政無線や避難情報等の受信・理解が難しく、個別かつ迅速な避難伝達のための特別な配慮や多様な情報通信手段による伝達を必要とする人々。

(2) 報道機関等への報道要請

- 市は、報道機関に対して、災害に関する情報の発表及び協力の要請を行う。
- ＮＨＫ、千葉テレビ、Ｊ：ＣＯＭ等放送機関は、県及び市の要請による防災情報の伝達にあたる。

【資料_70】報道要請

第４節　消防・救助

基本方針

● 消防局は、速やかに対応力を強化した消防活動体制を確保し、消防団、柏警察署、防災関係機関等と連携して消防・救助活動を行う。

(1)　消防活動

- 消防局は、同時多発火災が発生した場合には、消防計画に基づき、住民に重大な危険が迫っている地区、避難場所や病院等、生活に影響がある施設等を優先して消火する。
- 消防局は、火災の拡大、危険物の漏えいその他の状況により住民の避難が必要と認める場合、災害対策本部に対し、避難情報の発令判断に必要な情報を速やかに報告し、必要な措置を要請する。
- 本部長は、避難情報の発令や警戒区域[6]の設定等の迅速な措置を講ずる。
- 消防局は、広域的な応援が必要な場合は、県内消防機関に早急な応援要請を行うとともに、多数傷病者発生地区には、救護本部[7]と連携し、医師・看護師等の派遣を要請する。
- 消防団は、常備消防隊の活動を補完し、地域住民組織や事業所と協力して初期消火、救助救急、避難誘導等を行い、二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。
- 住民、事業所等は、災害時の出火防止、初期消火の協力に努める。

【資料_71】消防初動活動体制

【資料_72】消防団の災害活動

【資料_73】柏市の消防体制

(2)　救出・救助

- 消防局は、市民等の救助・救急要請等の多発に対して、関係機関や住民、住民組織、事業所と連携し、救助・救急活動を実施する。
- 柏警察署は、市災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、消防機関等と連携し、被害の程度に応じて部隊を被災地域に派遣し、安否不明者の情報収集、要救助者[8]の発見、救出・救護を行う。
- 住民、事業所等は、消防、警察、自衛隊が行う救助・救出活動への協力及び要救助者に関する情報提供を行う。

6 災害対策基本法等に基づき、人命に対する著しい危険を防ぐため、市長や警察署長、消防局長等の判断で一般市民の立ち入りを制限・禁止し、当該区域からの退去を命じることができる指定区域。

7 健康医療部長が本部長となり、柏市医師会等と協力して設置する救護組織。市内における災害時の医療救護活動の総合調整、トリアージ、応急救護所の展開、医療ニーズに応じた救護班の配置等を担う。

8 地震による建物倒壊、火災、土砂災害等に巻き込まれて自力での脱出や安全確保が困難であり、消防、警察、自衛隊、あるいは地域住民による迅速な救出・救助活動を必要としている状態の人。

第５節　警備・交通規制

基本方針

- 市及び関係機関は、円滑な応急対策活動の実施及び人命の保護等、市民の安全を守るための必要な措置を官民一体となって講じる。
- 市及び関係機関は、避難所や被災地域の安全を守るため、官民一体となって犯罪の発生を抑制する。

(1)　警備活動

- 柏警察署は、避難誘導、緊急交通路の確保、雑踏警備、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2)　交通規制

- 市は、災害時の緊急輸送道路[9]の通行の確保を実施する。
- 市は、市内の交通状況を把握し、県（公安委員会）及び柏警察署に必要な交通規制の要請を行う。

【資料_74】交通規制道路

(3)　防犯対策

- 市は、不在家屋や事務所等について、柏警察署と連携して防犯対策に万全を期する。
- 柏警察署は、事件が発生、又は発生する恐れがある場合には、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。
- 市は、避難所における防犯活動をルール化し、柏警察署や避難所運営組織、地域住民との連携のもとで防犯パトロールを徹底する。

9 発災直後の緊急救助、消火活動、緊急物資輸送を担う緊急通行車両の円滑な通行を最優先で確保するため、障害物の除去（道路啓開）や通行規制の強化が最優先で実施される指定主要道路。

第６節　医療・救護

基本方針

- 市及び関係機関は、負傷者の生命を守るとともに、災害関連死を防止するため医療・救護体制を確保する。
- 市及び関係機関は、被災状況に応じた医療・救護活動を総合的に実施する。

(1)　医療救護体制の確立

ア　医療体制の確立、医療チームの編成

- 市は、発災後72時間以内の救命医療ニーズに対応するため救護本部を設置・運営する。
- 市は、医療活動方針を決定し、医療活動を指揮統制する。
- 市は、市内の医師・看護師等に対し、災害拠点病院及び災害医療協力病院・救護現場への出動、トリアージ、治療の要請を行う。
- 市は、災害状況により、医療活動に人的支援が必要と判断した場合は、ＤＭＡＴ、日本赤十字社、ＪＭＡＴ[10]、ＤＰＡＴ[11]等に派遣要請を行う。

【資料_75】初動医療救護体制

【資料_76】医療提供方針

【資料_77】災害発生後の時間経過と医療救護活動の変化

【資料_78】救護本部の活動内容

【資料_79】トリアージ・タッグ

【資料_80】災害拠点病院・災害医療協力病院

イ　臨時救護所の設置

- 市は、軽症者への応急救護活動を実施するため臨時救護所を設置する。

ウ　負傷者等の搬送

- 市は、警察、自衛隊、県等の防災関係機関及びタクシー・バス・患者搬送車両等を有する民間事業者の協力を得て、負傷者の搬送を行う。
- 市は、重傷者搬送のために県から県全域または県外の救急医療施設の応需情報等を収集し、応需可能な後方医療施設を調整・選定する。
- 市は、車両による搬送が困難あるいは緊急の場合は、必要に応じ航空輸送等を要請する。
- 市は、医療機関における最新の被災状況、受入れ可能状況を周知する。

10 日本医師会災害医療チーム。主に被災地の避難所等において、急性期以降の地域医療の復興支援や巡回診療、被災者の健康管理、救護・医療支援等を担う民間医師主体の支援医療チーム。

11 災害派遣精神医療チーム。大震災等により精神的ショックや心理的ストレスを受けた被災者や、過酷な活動を強いられる支援職員に対する専門的な精神科医療・精神保健活動を行う医療チーム。

エ　医薬品・資機材の確保

- 市は、医薬品等卸売業者等と連携して医薬品・医療材料を確保する。

【資料_81】医薬品・医療材料の供給

【資料_82】災害時における医薬品等の確保体制

(2)　指定避難所等での医療救護体制の確保

- 市は、避難所及び地域での保健・衛生体制を早期に確立する。
- 市は、避難所の保健衛生環境を調査し、食中毒予防・防疫指導、入浴施設の確保、食中毒・感染症への対応、健康支援・相談を行う。

【資料_83】救護活動

第７節　応援要請

基本方針

- 市は、大規模災害時において必要な災害対応力を確保するため、国、県、他自治体、関係機関及び民間事業者等との連携により応援・受援体制を確保する。対応の詳細は、柏市災害時受援計画に基づき行う。
- 市は、被災状況及び支援ニーズを把握し、応援要請及び受援に係る総合調整を行うとともに、円滑な応急対策活動を実施する。
- 市は、自らが被災した場合は速やかに応援を要請し、自らの被害が軽微な場合は被災地支援を行うことにより、広域的な災害対応に協力する。

(1)　応援要請

【資料_84】緊急応援要請

ア　公的機関等への応援要請

- 市及び消防局は、自衛隊、緊急消防援助隊[12]、その他公的機関による応援が必要と判断した場合は、関係法令等に基づき応援を要請する。

【資料_85】自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

【資料_86】自衛隊県内部隊連絡先

【資料_87】千葉県緊急消防援助隊受援計画における活動拠点及び県救助部隊・消防部隊拠点

【資料_88】自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

イ　協定に基づく応援要請

- 市は、協定に基づき、他自治体、関係機関及び民間企業等に対し、必要な応援を要請する。

【資料_17】応援協定締結自治体

【資料_18】災害時に関する各種協定締結一覧表

ウ　県への応援要請

- 市は、市のみでは対応が困難な場合は、県に対し人的・物的支援その他必要な応援を要請する。

エ　中・長期応援要請

- 市は、復旧・復興に取り組む中で必要な業務や職種（一般職、技術職、専門職）を対象に、数ヵ月から数年にわたる継続業務にかかる応援を要請する。

12 国内で発生した大規模災害等に対応するため、消防組織法に基づき全国の地方自治体の消防本部が編成し、都道府県の境界を越えて被災地の消防・救助活動を支援する広域応援の専門消防部隊。

(2) 応援受入れ体制（受援体制）

ア 受援体制の確立

- 市は、応援機関等を円滑に受入れるための体制を構築し、必要な調整を行う。

イ 受入れ環境の整備

- 市は、応援機関等の活動が円滑に実施できるよう、応援職員の執務スペースや宿泊場所の確保等、必要な活動環境を整備する。

ウ 経費の負担

- 応援団体が支援に要した費用は、協定等に定める方法により支払う。また、協定に基づかない場合は、必要に応じて、応援団体と協議を行う。

(3) 市外被災地・被災者支援

- 市は、協定等に基づき、職員派遣、物資支援その他必要な支援を実施する。
- 市は、被災市において中・長期支援が必要な場合は、広域的支援体制の枠組みの中で、できる限りの支援を継続する。
- 市は、被災地の被害状況により、市外被災者を受入れ、施設や物資の提供等必要な支援を行う。

第８節　要配慮者支援

基本方針

- 要配慮者の安全を確保するため、市は、関係機関や住民組織等と連携し、安否確認及び避難支援を行う。
- 市は、要配慮者の状況に応じた生活支援を実施する。

(1)　避難行動要支援者[13]の避難支援

- 市は、柏市社会福祉協議会等と連携し、町会・自治会・区等や民生委員・児童委員の協力のもと、K-Net 登録者名簿並びに個別避難計画に基づき、安否確認・避難支援等の必要な支援を行う。
- 災害発生から 72 時間以内に確認ができない者は、安否不明者の捜索に移行する。
- 市は、高齢者、障害者等に対して、特性や医療的配慮を把握し、継続的な生活支援を行う。

(2)　社会福祉施設等への応急支援

- 市は、利用者及び職員の安否、入所施設の被害状況等を把握し、施設機能の維持を支援する。

(3)　避難所・在宅の要配慮者への支援対策

- 市は、要配慮者に係る相談窓口を開設し、要配慮者に係る相談に応じる。
- 市は、薬剤師や栄養士、歯科衛生士、理学療法士、マッサージ師等と連携して避難巡回等の支援を行う。
- 市は、在宅の要配慮者に対し、福祉避難所等への移送判断と支援調整を行う。

(4)　福祉避難所対策

- 市は、施設の被害状況や受入れ可否を把握し、福祉避難所の開設を決定する。
- 市は、福祉避難所の要配慮者の受入れ・移動を支援する。
- 市は、福祉避難所の避難者に対して、保健師や看護師等による長期的な経過観察・支援を行うとともに、情報提供の方法への配慮、ニーズの把握を行うとともに福祉避難所の要請に基づき、物資・人員等の運営支援を行う。

13 高齢者、障害者等、災害時に自力で安全な場所に避難することが難しく、避難行動において周囲の支援者や関係機関による特段の支援をあらかじめ必要とする人々。

(5)　外国人支援対策

- 市は、外国人支援対策本部を設置し、柏市国際交流センター、通訳翻訳ボランティア等との協力体制等を整える。
- 市は、外国人被災者への支援情報を、やさしい日本語で情報提供する。
- 市は、通訳翻訳ボランティアの協力により、避難所を巡回し、通訳支援等を行う。

(6)　こどものケア

- 市は、学校、地域住民等と連携して、災害時のこども支援を実施する。
- 市は、担任教員等がこどもの相談対応にあたるよう配慮するとともに、避難所において、こどもが安心して過ごせる場や発達に応じた活動の機会の確保等に努める。

第９節　避難対策

基本方針

- 避難所において避難者が安心して生活できるよう、市は、各避難所運営組織、協定締結機関等と連携して、避難所の支援活動を行う。
- 市は、指定避難所で生活する避難者のほか、在宅避難者等（車中泊避難者を含む）についても必要な支援を行う。
- 市は、仮設住宅への入居等による避難者の減少等に伴い、避難所集約・統合・閉鎖を決定する。
- 市域外への広域的な避難や一時滞在が必要と判断した場合において、市は、他の市町村への受入れの協議を行い、広域避難または広域一時滞在を実施する。

(1)　避難情報発令

- 市は、避難所の準備や開設を待たずに、適切なタイミングで、躊躇なく各避難情報を発令する。
- 市は、市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、対象の地域を警戒区域に設定する。

【資料_89】避難情報について

(2)　避難者の誘導

- 市は、対象地域の全ての住民等に情報が伝わるよう、あらゆる手段を用いて避難情報を周知するとともに、災害の状況に応じて、適切な避難方法の周知に努める。
- 消防局は、消防団と連携し、災害の状況等を踏まえて、避難情報の伝達、警戒その他必要な活動を実施する。
- 市は、警察、消防局、消防団、民生委員、地域住民その他関係機関と連携し、避難情報の伝達及び避難誘導を行う。
- 学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の安全を確保するため避難誘導を行う。

(3)　避難所の開設・運営

- 施設管理者（開錠者）等は、施設の被害を確認し、状況に応じて施設の一部又は全部の使用を制限する。
- 市は、施設管理者や地域住民等と協力・連携し、避難所の開設・避難者（ペットを含む）の受入れを行う。
- 市は、各避難所運営組織、協定締結機関等と連携して、避難所での支援活動を行う。

- 市は、性別に配慮した体制で避難所開設・運営担当職員を配置し、避難者の把握や幅広いニーズに対応する。
- 市職員、地域住民、施設管理者を中心に構成した避難所運営組織は、主体的に避難所を運営する。運営に当たっては、こどもや若者の意見を十分に踏まえるものとする。
- 避難所に派遣された市職員は、避難所状況を本部へ報告する。
- 市及び各避難所の運営者は、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等と定期的に情報交換・連携を図りながら、いわゆる、「Ｔ（トイレ）・Ｋ（キッチン＝食事）・Ｂ（ベッド）の充実」を含め、避難所における良好な生活環境の継続的な確保に努める。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所として使用する場所としない場所を区別するとともに、更衣、授乳、救護スペース等を確保する。
- 市は、避難者が減少したときは、避難所集約・統合を決定する。
- 市は、避難者に対する避難対策が完了したときは、避難所の閉鎖を決定する。
- 避難所の閉鎖時期や撤収準備等について、市は、事前に地域の代表者と協議を重ねたうえで避難者全体に説明し、避難者との合意形成を行う。

【資料_90】避難者カード

【資料_91】避難所日誌の書式

【資料_92】避難所入所記録簿の書式

(4)　広域避難対策

- 市は、市域外への広域的な避難または一時滞在が必要と判断した場合において、受入れを求める市町村には直接、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求める。
- 市は、運送事業者と協力し、広域避難又は一時滞在のための避難者の移送を実施する。

第 10 節　帰宅困難者支援

基本方針

● 市は、一斉帰宅による混乱を防ぎ、帰宅困難者の安全確保を図るため、柏警察署、公共交通機関、大規模集客施設等と連携して必要な支援を行う。

(1)　呼びかけ・情報提供

- 市は、市民、企業、学校等に対し、むやみに移動せず、施設内に留まることを、あらゆる手段を用いて呼びかけ、情報提供する。
- 市は、一時滞在施設内や駅等において、帰宅困難者向けの情報を提供する。

(2)　一時滞在施設の開設・運営

- 市は、一時滞在施設を開設し、県への報告、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等への情報提供を行うとともに、可能な限り移動支援のための誘導体制の整備と支援物資の配給等の避難者支援を行う。
- 市は、駅前の安全を確保するため、柏警察署へ協力を要請する。

(3)　帰宅支援

- 市は、鉄道の運行復旧が見込めない場合、近隣市と調整し、バス保有事業者と連携し代替輸送手段を検討する。
- 市は、主に東京都市圏からの徒歩帰宅困難者の安全確保を図るため、避難所での受入れを行う。

第 11 節　緊急輸送対策

基本方針

- 市は、救助活動や受援活動を円滑に行うため、緊急輸送道路及び輸送手段の確保を行う。
- 市は、人命救助及び応急対策活動を優先し、緊急輸送を実施する。

(1)　緊急輸送道路の確保

- 市は、国、県、柏市建設関連防災ネットワーク、警察等関係機関と連携し、緊急輸送道路及び主要道路の応急補修、障害物除去を行う。

【資料_93】輸送道路の確保をするための作業

(2)　輸送車両等の確保

- 市は、市有車両のほか、千葉県トラック協会との協定や地域の協力者からの提供により、輸送車両を確保する。
- 市は、緊急通行車両について、標章の掲示及び緊急通行車両確認証明書の携帯により適切に運用する。
- 市は、空輸による緊急輸送が可能な場所を選定し、必要に応じてヘリポートを開設する。

【資料_94】緊急輸送（通行）車両確認証明書等
【資料_33】ヘリコプター臨時離発着場一覧

(3)　緊急輸送の実施（調整）

- 市は、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の搬送等について、必要に応じて緊急輸送を実施し、又は関係機関へ要請する。
- 市は、手段として有効と考えられる場合、ヘリコプターを要請し、空輸による緊急輸送を実施する。

【資料_95】緊急輸送関係の様式

(4) 救出救助活動

- 市は、県、警察、消防及び交通事業者等と連携し、大規模災害により滞留した車両の乗員の保護その他必要な救出救助活動を実施する。
- 市は、滞留車両の解消に長時間を要すると見込まれる場合には、他の交通事業者と相互に連携し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行う。

第 12 節　物資供給・給水

基本方針

- 市は、関係機関と連携して、物資供給体制及び給水体制を確保する。
- 市は、要配慮者及び在宅避難者を含む被災者の生活維持に必要な飲料水、生活用水、食料及び生活必需品を確保し、適切に供給する。

(1)　飲料水・生活用水の供給

- 市は、柏市上下水道局災害対策本部を設置する。
- 市は、柏市管工事協同組合と協力し、上下水道管の被害箇所を特定する。
- 市は、災害時に優先的に給水する医療機関、給水タンクに対し緊急給水を実施する。
- 市は、柏市管工事協同組合等と協力して応急給水所を開設し、地域住民の協力を得て飲料水を配給する。
- 市は、施設管理者や地域住民等の協力を得て、防災用簡易井戸（手こぎ式）[14]から生活用水を配給する。
- 「災害用井戸協力の家[15]」は、町会・自治会・区等内でのルールに従い生活用水を配給する。
- 市は、必要に応じて各関係機関や協定先に給水車等の応援要請を行う。
- 市は、水道水の安全を確保するため、水質検査を速やかに実施する。

(2)　物資集配拠点の開設・運営

- 市は、関係機関と協力して救援物資の受入れ拠点（地域内輸送拠点[16]）を開設し、物資を受け入れる。
- 市は、拠点となる施設が不足する場合には、物資受入れのため、大型テントの提供を自衛隊等に要請する。

(3)　物資の供給

- 市は、運送事業者等と連携して、避難所までの輸送体制・人員・資機材等を確保する。
- 市は、関係事業者と協議し、燃料の供給方針を決定する。

14 停電や水道管破裂により断水が発生した際、手動で地下水を汲み上げて応急的な生活用水（手洗い、トイレ洗浄水等）を確保・供給するために市が整備・設置した簡易井戸。

15 災害時の断水に備え、所有する井戸水を生活用水として近隣の被災市民に無償提供することについて合意し、市が指定している一般の協力家庭。

16 災害支援物資が市の広域拠点から避難所等に円滑に運搬できるよう、各コミュニティエリアや地区単位に設置され、物資を一時的に集積・分類して地域の機動力を活かして末端輸送を担う拠点。

- 市は、防災備蓄倉庫にある物資や、協定を締結している事業者や市内食品工場、柏市公設市場内の卸売業者等から調達した物資について、被災者へ供給する。
- 市は、県、協定市等に対し、物資支援を要請するとともに、必要に応じ、物資の搬入・運搬についても自衛隊等に応援要請する。

【資料_96】物品の受け払い簿の書式

第 13 節　安否不明者の捜索・遺体収容

基本方針

- 市は、災害により安否不明者が発生した場合は、関係機関等と連携して、捜索を行う。
- 市は、犠牲となった遺体について、柏警察署、医療機関等と連携して、遺体対応を行う。

(1)　安否不明者の捜索・公表

- 市は、要捜索者[17]リストの相談窓口を開設し、要捜索者リスト台帳を作成する。
- 市は、要捜索者リストをもとに、柏警察署、自衛隊、消防局、医療機関、地域住民との連携・協力により捜索する。
- 市は、柏市防災福祉 K-Net の登録者で、所在が確認できない者については安否不明者として捜索する。
- 市は、リストを県、近隣市、報道機関等へ提出し、協力を要請する。
- 市は、安否情報を得るために安否不明者の氏名情報等を原則公表する。
- 市は、要捜索者リストと死体処理台帳[18]との照合が確認された場合は、埋火葬許可証[19]を発行し、死亡処理事務を進める。

【資料_97】遺体収容から引き渡しまでの流れ

【資料_98】安否不明者の氏名情報等の公表

【資料_99】安否不明・遺体対応の手続きフロー

【資料_100】安否不明者の捜索受付から火・埋葬までの各様式

(2)　遺体の収容・検視・検案

- 市は、市内葬儀業者・ウイングホール柏斎場への協力を依頼し、遺体の収容を行うとともに、必要に応じて体育館等を遺体安置所に指定する。
- 市は、搬送のほか、医療機関、警察、自衛隊又は市民等からの要請があった時には、市内の引受人のない遺体を収容し、安置する。
- 市は、収容した遺体について、警察、救護本部と連携し、検案書の作成を行う。
- 市は、身元が判明し引取人がいる場合は、遺体を遺族等へ引き渡す。

17 災害後に所在や安否が不明となり、倒壊建物等の下に取り残されているか、孤立している可能性が否定できず、警察・消防・自衛隊等の実働部隊による捜索活動及び安否確認の対象となっている市民。

18 災害によって発生した遺体の引取り、身元確認、安置場所、引き渡し等の情報を一元的に記録し、適切かつ尊厳をもった火葬・埋葬手続き、及び法的な家族への引き渡しを円滑に行うための行政台帳。

19 医師の死亡診断書等を添えて役所に死亡届を提出した際に交付される、火葬または埋葬を法的に許可する書面。大規模震災時には、行政窓口の特例、手続の簡素化や迅速な交付措置が講じられる。

(3) 遺体の埋火葬

- 市は、遺体数が多数のため火葬場で処理できない場合、県、近隣市に応援を要請する。
- 市は、引取人のいない身元不明遺体について、応急措置として火葬を行う。
- 市は、身元不明遺体について、火葬又は他機関における措置が困難な場合は、遺体を仮埋葬し、火葬可能となり次第、順次火葬する。
- 市は、身元不明遺体について、遺骨、仮埋葬の場所等の管理を徹底する。

【資料_101】火葬場の所在地

第 14 節　二次災害防止対策

基本方針

● 市は、土砂災害や危険物の事故等による二次災害から市民の命を守るため、早期に被害状況を把握、避難行動の判断を決定し、被害の拡大防止を図る。

(1)　土砂災害警戒区域等への立ち入り制限

- 市は、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の巡視や住民情報等からの情報提供により、土砂災害が発生する恐れがある箇所を特定する。
- 市は、余震、土壌雨量等の状況を勘案し、高齢者等避難や避難指示等の避難情報を発令するほか、安全が確認されるまで、あらゆる手段を活用して広報活動を行う。
- 市は、警察官、消防団員、町会・自治会・区等の協力により、高齢者、幼児、傷病者、障害者その他単独での避難が困難な人を優先し、避難誘導を行う。
- 市は、避難指示を発令した時は、警戒区域の設定を検討するとともに柏警察署及び道路管理者と協議し、道路交通規制区域及び迂回路の設定を行う。

【資料_5】土砂災害発生の恐れがある箇所

(2)　被災建築物応急危険度判定[20]

- 市は、応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施計画を作成の上、判定作業を実施する。
- 市は、判定作業実施のために、地元判定士や県等へ支援要請を行う。
- 市は、市民に対して、判定実施状況等の広報、相談窓口の設置を行う。
- 市は、判定業務終了時には、実施本部を解散する。

(3)　被災宅地応急危険度判定[21]

- 市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、二次災害の恐れがある場合、被災宅地応急危険度判定本部を設置し、判定実施計画を作成し、判定作業を実施する。
- 市は、判定作業実施のために、地元判定士や県等へ支援要請を行う。
- 市は、市民に対して、判定実施状況等の広報、相談窓口の設置を行う。
- 市は、判定業務終了時には、実施本部を解散する。

20 地震発生後、余震等による建物の倒壊や外壁の落下等の二次災害を防止するため、判定士が被災建築物の危険性を迅速に調査・判定し、「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済（緑）」を表示する活動。

21 大地震や集中豪雨により宅地地盤が被災した際、地盤の滑動崩落、崖崩れ、擁壁の倒壊等による二次災害を防ぐため、技術者が迅速に被害宅地を調査し、危険度を判定して見やすい場所に表示する活動。

(4) 危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置

ア 高圧ガス保管施設

- 消防局は、高圧ガス関係事業所に対し、災害時における設備点検及び応急措置の実施について必要な指導を行う。
- 事業者は、設備の点検を実施し、漏洩防止等の安全確保措置を講ずる。

イ 石油類等危険物保管施設

- 消防局は、関係事業所に対し、設備点検及び応急措置の実施について必要な指導を行う。
- 事業者（管理者、危険物保安監督者等）は、設備の点検を実施し、流出・火災防止措置を講ずる。

ウ 火薬類保管施設

- 事業者は、施設が危険な状態となった場合、関係法令に基づき必要な危険防止措置を講じ、消防局、警察及び所管行政庁へ通報する。
- 消防局は、事業者及び関係機関から必要な情報の提供を受け、安全を確保した上で、消防活動を実施する。
- 消防局は、災害の状況に応じ、消防警戒区域その他必要な区域を設定する。
- 施設の責任者は、火薬類を安全な場所へ移送又は安全措置を講ずるとともに、関係者以外の立入を禁止する。
- 柏警察署は、施設の責任者と連携し、火薬類を安全な場所に移すとともに、立入禁止の措置及び危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。
- 関東東北産業保安監督部は、事業者に対し危険防止措置の指導又は緊急措置命令等を行う。

エ 毒物・劇物保管施設

- 消防局は、警戒区域の設定、延焼防止並びに汚染拡大防止のための消防活動を行う。
- 柏警察署は、中毒防止の広報及び立入規制、避難等の安全措置を講ずるとともに、施設管理者への指示・援助を行う。
- 市は、関係機関と連携し被災者の救護及び避難誘導を行う。
- 事業者は、漏出防止及び除毒等の応急措置を実施する。

オ 危険物等輸送車両

- 消防局は、事故情報の収集及び関係機関との情報共有を行い、警戒区域等の設定その他必要な消防上の措置を行う。
- 市は、消防局及び関係機関から提供された情報に基づき、住民への広報、避難情報の発令その他必要な措置を行う。
- 柏警察署は、周囲の状況により安全な場所へ輸送車両の誘導を行う。

- 日本貨物鉄道㈱は、事故の拡大防止措置及び関係機関への通報を行う。
- 関東東北産業保安監督部は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発令する。
- 関東運輸局は、危険物輸送に関する指導及び体制確保を行う。

(5) 地震水害対策

- 市は、「本地域防災計画（風水害等編）」並びに「消防計画」に基づき、地震水害等の発生に対する水防活動を実施する。

第 15 節　ライフライン応急対策

基本方針

● ライフラインは市民生活の生命線となるため、市は、早期に復旧作業を実施するとともに復旧に関する情報提供を確実に行う。

(1)　上水道施設

・ 市は、柏市管工事協同組合、県水政課、北千葉広域水道企業団、日本水道協会千葉県支部と連携して、水道施設（水源地）、水道管路等の被害確認、応急復旧工事計画を策定し、復旧工事を行う。

(2)　下水道施設

・ 市は、柏市建設関連防災ネットワーク等と連携して、下水道施設（汚水管、雨水管、処理場）、千葉県手賀沼下水道事務所、千葉県江戸川下水道事務所の被害を確認し、復旧工事計画を策定し、復旧工事を行う。
・ 市は、汚水管の被害区域に緊急広報を実施するとともに、柏警察署に協力を要請し、交通規制区域を設定する。

(3)　電力施設

・ 東京電力パワーグリッド㈱は、非常災害対策本部を設置し、関係機関と連携のうえ優先度に応じた応急復旧を行う。
・ 市は、当該事業者と連携し、応急対策に協力する。

(4)　都市ガス施設等

・ 京葉ガス㈱及び京和ガス㈱は、地震災害対策本部を設置し、関係機関と連携のうえ優先度に応じた応急復旧を行う。
・ 市は、当該事業者と連携し、応急対策に協力する。

(5)　通信施設

・ NTT 東日本（株）、（株）NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）は、災害対策本部を設置し、関係機関と連携のうえ優先度に応じた応急復旧を行う。
・ 市は、当該事業者と連携し、応急対策に協力する。

(6) 鉄道施設等

- 鉄道事業者は、災害対策本部を設置し、運転規制等の初動措置、乗客の安全確保、避難誘導及び救護を行う。

第 16 節　公共施設等の応急対策

基本方針

● 市は、地震の発生に伴う公共施設等の被害軽減のため、関係機関と連携して、応急復旧活動を行う。

(1)　道路・橋りょう

- 市は、市内道路、橋りょうの陥没、亀裂、障害物等の被害調査を行い、被害を把握する。
- 市は、柏市建設関連防災ネットワークと連携して工事体制を確立し、優先順位が高い箇所から設計・復旧工事を行う。
- 市は、交通規制区域及び迂回路を設定するとともに、規制に伴い危険が生じる場合には柏警察署に協力を要請する。

(2)　河川保全及び内水排除施設

- 市は、河川施設等の巡視を実施し、被害状況を把握のうえ応急措置及び応急排水を行う。
- 柏土木事務所は、河川管理施設の応急措置を実施するとともに、市の対策に対する技術的援助及び総合調整を行う。
- 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所は、所管施設の被害状況を把握し、浸水被害の拡大防止を図るため応急復旧を実施するとともに、市からの要請に応じて技術的指導・助言を行う。

【資料_102】河川施設管理体制

(3)　文化財の保護

- 文化財の所有者（管理者）は、文化財の被害状況を調査し、県または市へ報告する。
- 市は、所有者（管理者)、関係機関と連携して、文化財の保護活動を行う。

第 17 節　住宅応急対策

基本方針

● 市は、被災者の居住の安定を確保するため、応急的な住まいの確保及び住宅再建支援を行い、早期の生活再建を支援する。

(1)　市営，県営住宅等の提供

・ 市は、市内の公営住宅、社宅等の空き状況を調査し、借り上げを行い、被災者へ提供する。

(2)　被災住宅の応急修理

・ 市は、住宅が半壊・半焼等の被害を受け、自らの資力で住家の修理ができない市民、かつ修理により当面のとりあえずの日常生活を営むことができる市民に対し、被災住宅の応急修理を実施する。

(3)　賃貸型応急仮設住宅

・ 市は、賃貸型応急仮設住宅の必要数を算定し、不動産団体等に協力を依頼する。
・ 市は、被災者の申出書等を受付け、県と調整し、県の借り上げにより、民間賃貸住宅を提供する。

(4)　建設型応急仮設住宅[22]の確保

・ 市は、応急仮設住宅建設方針を策定し、柏市建設関連防災ネットワーク、県、協定締結自治体等と連携して応急仮設住宅を建設し、被災者へ提供する。

【資料_103】応急仮設住宅建設候補地一覧

(5)　市営住宅の応急復旧

・ 市は、市営住宅の被害状況を調査し、必要に応じて市営住宅の応急復旧を行う。

22 災害によって住宅を失い、自力で住宅の確保ができない被災者に対して、災害救助法に基づき、県が公有地等に建設して一時的に供与するプレハブ等の住宅、又は民間賃貸住宅を借り上げて提供する住宅。

第 18 節　保健・衛生

基本方針

- 市は、被災に伴う健康被害、感染症の発生、災害関連死を防止するため、保健衛生活動や継続的な健康管理を行う。
- 市は、迅速な生活環境の改善のために消毒やし尿・廃棄物処理を行うとともに、保護及び逸走等による被害防止のためにペットの保護管理に努める。

(1)　健康管理(保健活動)

- 市は、避難所及び応急仮設住宅の被災者、在宅被災者の健康状態を把握し、保健指導、健康相談及び心のケアを実施する。
- 市は、要配慮者の健康管理に留意し、必要に応じ関係機関と連携して支援を行う。

(2)　食品衛生

- 市は、避難所等における飲食物の衛生管理について指導を行うとともに、食中毒の予防を図る。
- 市は、炊き出し実施者及び給食提供事業者に対し、衛生管理の徹底を指導する。
- 市は、食中毒が疑われる事案が発生した場合は、原因究明及び拡大防止措置を講ずる。

(3)　防疫活動(消毒ほか)

- 市は、感染症の発生防止等保健衛生上必要な場合、衛生指導及び消毒等の防疫活動を実施する。
- 市は、避難所及び応急仮設住宅の被災者、在宅被災者に対し、手洗いの励行、生活環境の衛生確保等の指導を行う。
- 市は、感染症が発生した場合は、関係機関と連携し、患者の把握及びまん延防止措置を行う。

(4)　被災動物の保護・収容

- 飼育者がわからない、負傷又は放し飼い状態のペット等について、市は、関係機関と連携し救護、保護等を行うとともに、飼育者の把握に努める。
- 市は、避難所における、収容場所・衛生管理等のルール策定について助言するとともに、支援活動を行う。
- 市は、特定動物について、飼育者や警察等から情報を収集し、必要な処置を行う。

第 19 節　廃棄物処理

基本方針

- 市は、二次災害を防止し、復旧作業を円滑に進めるため、建物や工作物、樹木等の倒壊に伴う障害物を速やかに除去するとともに、発生状況の把握に基づく災害廃棄物の効率的な処理を行う。
- 市は、生活・公衆衛生の確保及び感染症の発生を防止するため、生活ごみやし尿の適正な処理に努める。

(1)　障害物の除去

- 市は、住宅関係の障害物の除去を、柏市建設関連防災ネットワークと連携して行う。
- 道路管理者は、自動車、遺体等の特殊なものを除く道路上の障害物の除去を関係機関と連携して行う。
- 市は、管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、障害物の除去を関係機関及び市内の土木業者等と協力して行う。
- 市は、倒壊建物の解体または撤去等にあたり、環境監視体制の配備を図るとともに、環境汚染防止の強化を図る。

(2)　災害廃棄物処理対策

- 市は、発生廃棄物（種別及び発生量）を推定し、廃棄物の収集・処理方針を決定、候補地の地域住民との調整を経て仮置き場を選定し、収集・運搬体制を構築する。
- 市は、がれき等の自己搬入を受入れるとともに、状況に応じて特別回収を実施する。
- 市は、避難所ごみや一般ごみ等の生活廃棄物や災害廃棄物（片付けごみ）の収集運搬方法を決定し、収集処理を行う。

【資料_104】ごみ処理施設の現況・仮置き場の選定

(3)　し尿の処理

- 市は、下水道、関連施設の被害情報を収集し、仮設トイレの設置方針及びし尿の収集・処理方針を決定し、し尿の処理を行う。収集・処理にあたっては、関係事業者や他自治体に応援を要請する。
- 市は、トイレ不足の解消を図るため、防災備蓄及び流通在庫を確保し、仮設トイレの設置対応を行う。
- 市は、し尿処理施設の被害状況に応じて、し尿の埋め立て（土壌還元）を検討する。

【資料_105】仮設トイレの設置

【資料_106】収集・処理の応援要請

第 20 節　応急教育・保育

基本方針

- こどもの安全を第一とし、状況に応じ、臨時休校・休園等適切な措置を講じる。
- 市は、速やかな応急教育の実施により、こどもの活動の場を確保する。
- こどもが受ける心理的ダメージは、表現できない場合やすぐに表れない場合があるため、学校、地域住民等と連携して、災害時のこども支援を実施する。

(1)　学校等における初動対策

- 学校及び園は、地震災害発生直後、傷病者の応急措置、避難等、園児・児童・生徒の安全確保と保護を優先して活動する。
- 学校及び園は、保護者への引渡し及び引渡しできない園児・児童・生徒の保護・保育を行う。
- 市、市教育委員会並びに学校は、状況に応じ、臨時休校・休園等適切な措置を講じる。

(2)　応急教育の実施

- 学校は、施設や通学路の被害状況を把握し、応急教育実施のための場所を確保する。また、教科書・学用品を調達し、授業の再開ができる環境を整備する。
- 市は、専門機関、地域住民等と連携して、こどもの心のケア対策を行う。

【資料_107】応急教育の実施

(3)　就学援助の実施

- 市は、被災者の被災状況に応じて、保育料・利用料・授業料の減免や学用品費や給食費等の支給（就学援助）を行う。

(4)　応急保育

- 園は、施設の被害状況を把握し、保育の早期再開ができる環境を整備する。

第1節 応急活動体制
第2節 情報収集・伝達
第3節 災害時広報
第4節 消防・救助
第5節 警備・交通規制
第6節 医療・救護
第7節 応援要請
第8節 要配慮者支援
第9節 避難対策
第10節 帰宅困難者支援
第11節 緊急輸送対策
第12節 物資供給・給水
第13節 行方不明者
第14節 二次災害防止
第15節 ライフライン応急
第16節 公共施設等の応急
第17節 住宅応急対策
第18節 保健・衛生
第19節 廃棄物処理
第20節 応急教育・保育
第21節 ボランティア連携
第22節 災害救助法の適用
第23節 南海トラフ地震

第 21 節　ボランティアとの連携

基本方針

● 市は、被災者支援及び応急復旧活動を円滑に進めるため、ボランティア受入体制を確保し、被災者ニーズとの適切な調整を行う等ボランティア活動を支援する。

(1)　ボランティア受入れ体制の整備

- 市は、災害ボランティアセンター[23]の設置を検討し、社会福祉協議会に設置を要請する。
- 市は、被災者ニーズを把握し、ボランティア受入方針を検討・決定する。

(2)　災害ボランティアセンターの運営

- 市は、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動を支援する。
- 市は、報道機関を通じてボランティアの呼びかけを行う。
- 市は、ボランティアの活動拠点や資機材の提供等、その支援に努める。
- 災害ボランティアセンターは、ボランティアの募集・受付等を行い、活動地へのボランティアの派遣支援を行う。

23 社会福祉協議会等が中心となり、被災地でのがれき撤去や生活支援等のニーズを集約し、全国から集まるボランティアの受け入れ、登録、活動の調整や安全管理を一元的に行う臨時拠点。

第 22 節　災害救助法の適用

基本方針

● 市は、災害救助を迅速かつ円滑に行うため、災害救助法[24]の適用に係る県への報告及び要請並びに救助の実施を行う。

(1)　救助の実施に関する事務手続き

ア　救助法の適用

- 市は、被害が適用基準に該当する又は該当することが見込まれる場合は、直ちに県に報告し、災害救助法の適用を申請する。
- 県は、市からの報告を踏まえ、災害救助法の適用を決定する。
- 市は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する救助を補助する。
- 市は、災害の事態が急迫して、県の救助の実施を待つことができないときには救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。
- 県は、救助を迅速に行う必要があるときは、市に救助を行わせることができる。

【資料_108】災害救助法の適用基準

【資料_109】災害救助法による救助の程度、方法及び期間

イ　救助実施状況の報告

- 市は、救助の実施状況等を継続的に取りまとめ、県に報告する。
- 県は、市からの報告を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

ウ　救助費用の精算

- 市は、災害救助法に基づく救助に要した費用について、所定の様式及び関係書類を整備し、保存する。
- 市は、救助に要した費用について取りまとめ、県を経由して内閣総理大臣に報告し、精算を行う。
- 県は、市からの報告を取りまとめ、費用の精算手続きを行う。

24 国が地方自治体、日本赤十字社、民間と連携し、災害により生命・身体に被害を受けた被災者に対し、避難所の開設、食料・衣類の支給、医療、仮設住宅の供与等の応急救助を、国庫負担のもとで迅速に行うための法律。

第 23 節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

基本方針

● 市民の生命及び財産の保護並びに社会的混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報[25]の発表に伴う地震発生の可能性が高まった状況において、備えの再確認及び安全確保を基本に防災対応を実施するものとする。

(1)　南海トラフ地震臨時情報発表時の体制

- 市は、情報収集体制や警戒配備等の体制をとり、防災関係機関と連携の上、必要な防災対応を実施する。
- 市民は、日常生活を継続しつつ地震への備えの再確認及び安全な行動をとる。
- 企業等は、警戒レベルを高めた防災対応を実施しつつ可能な範囲で事業を継続するものとする。
- 市は、南海トラフ地震が発生した場合は、地域防災計画震災編の「応急対策計画」、「復旧・復興計画」に基づき対応する。

【資料_110】南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ・発表後の対応期間

(2)　南海トラフ地震臨時情報の伝達

- 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が伝達された場合、直ちに庁内関係部局及び防災関係機関に伝達する。

(3)　南海トラフ地震臨時情報の広報

- 市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、広報活動を通じて市民及び企業等に対し正確な情報の提供及び注意喚起を行う。

25 南海トラフ沿いでの巨大地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと気象庁が判断した際、その状況（前震、プレート境界のスロースリップ等）に応じて、避難の呼びかけや準備を促すために発表する情報。

震災編

第２章　復旧・復興計画

本章の基本的な考え方

市は、被災者の生活再建と地域の復興を進めるとともに、災害対応を通じて得られた経験及び教訓を今後の防災・減災対策に反映し、災害に強い地域づくりを推進する。

第１節　生活安定・安全対策

基本方針

- 罹災証明書は住宅の応急修理等の被災者の生活再建を図る上で必要となることから、市は、早期の復旧・復興につなげるため、遅滞なく交付する。
- 市は、混乱防止と被災者の不安解消のため、災害相談窓口を直ちに開設する。
- 市は、被災者の生活を確保するため、被災した市民、事業者の速やかな再建を支援する。
- 市は、離職者に対しては、雇用支援制度の情報提供と手続きの迅速化に努める。
- 一般市民及び他の市町村等から寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するため、市は、関係機関と協力して活動を実施する。

(1)　罹災証明の発行

- 市は、被害を受けた住家等の被害調査（認定調査）を行い、調査結果を集約して罹災台帳を整備する。
- 市は、罹災者の申請により、罹災証明書を発行する。
- 市は、罹災証明書の発行対象外の被害に対して、被災届出証明書を発行する。
- 市は、迅速かつ効率的な発行のため、体制の整備や申請手続きのデジタル化等に取り組む。

【資料_111】罹災証明・被災届出証明の発行

【資料_112】住家被害程度の認定基準

【資料_113】家屋被害調査票

【資料_114】罹災証明申請

(2)　被災者台帳[26]の整備

- 市は、被災者台帳を整備し、被災者の基本情報、被害状況及び支援状況等を一元的に管理する。

(3)　相談窓口の設置

- 市は、必要に応じて、被災者又はその関係者からの問合せの相談に応じるための災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。
- 県は、県庁内に被災者総合相談窓口を設置し、被災者への情報提供を行う。
- 柏警察署は、相談所を開設し警察関係の相談業務にあたる。

【資料_115】被災者支援事業一覧

26 被災者へのきめ細やかな生活再建支援を一元的に管理するため、被災者の世帯情報、住家の被災情報（罹災証明書の内容）、支援金や義援金の支給、仮設住宅入居等の支援履歴をデジタル等で統合・管理する行政台帳。

(4)　災害弔慰金等の支給及び貸付制度

- 市は、被災者に対して、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給、災害援護資金、生活福祉資金等の貸付を実施する。

【資料_116】支援金の支給・貸付

【資料_117】被災者生活再建支援金の支給の手続き

(5)　租税等の特別措置

- 市は、被災状況に応じ、市税、介護保険料等の納税緩和・減免措置を行う。
- 国及び県は、法令等に基づき租税の特別措置を災害の状況により実施する。

(6)　義援金品の受入れ・配分

- 市は、義援金品を受け付け、保管する。
- 市は、義援金品の配分計画を策定し、必要に応じ柏市赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に被災者へ分配する。

【資料_118】義援金品受入・配分

【資料_119】義援金品領収書の書式

(7)　その他の被災者の自立に対する支援

- 県は公共職業安定所を通じて早期再就職を促進し、就業の斡旋等の雇用対策を行う。
- 市は、離職者の状況を県に報告するとともに、状況によっては、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。
- 市は、中小企業や農業者等の復旧を促進するため、資金融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な対策を講じる。
- 日本郵便㈱は、災害救助法適用時において、郵便物の料金免除、郵便葉書等の無償交付及び金融・保険業務の非常取扱い等を実施する。
- 千葉労働局は、離職者の把握に努めるとともに、早期再就職の促進及び雇用保険の特例措置による失業給付等を実施する。
- 日本放送協会は、災害救助法に基づく受信料免除について、検討、実施する。

第２節　公共施設の災害復旧

基本方針

● 市及び関係機関は、市民の生活基盤を整えるため、被災した施設等の原形復旧をするとともに、再発を防止するための対策や改良を実施する。

(1)　災害復旧事業計画

- 市は、被害の状況及び原因を的確に把握し、所管施設ごとに災害復旧事業計画を速やかに策定する。
- 市は、策定に当たって、原形復旧を基本としつつ、防災機能の向上に資する改良を適切に反映する。
- 市及び関係機関は、被害の程度及び緊急性を勘案して優先順位を定め、計画的かつ迅速に復旧を実施する。

(2)　激甚災害の指定

ア　激甚災害[27]指定の手続

- 市は、被害状況及び被害に対する措置の概要を、速やかに県に報告する。
- 県は、市からの報告を踏まえ、必要に応じて国に報告する。
- 国は、県からの報告を基に、必要に応じて中央防災会議に意見を聴き、激甚災害としての指定の可否を判断する。

【資料_120】激甚災害指定の手続き
【資料_121】激甚災害指定基準
【資料_122】局地激甚災害指定基準

イ　被害状況等の報告

- 市は、激甚災害指定基準等を踏まえ、災害発生から応急措置完了までの間、被害状況等を継続的に県に報告する。

27 地方自治体の速やかな災害復旧を国が財政面で強力に支援するため、著しく激甚な被害をもたらした特定の災害に対して、激甚災害法に基づき国が指定し、復旧事業等に対する国庫補助率を嵩上げる制度。

(3)　災害復旧に伴う財政援助の確保

- 市は、災害復旧に要する経費について、国及び県の財政援助制度の活用を図るとともに、被害状況に応じて県と連携し必要な財政支援を国に要望する。
- 市は、財政援助に必要な関係資料を整備し、被害状況及び復旧に要した経費を県に報告する。
- 市は、激甚災害指定等が行われた場合は、特別財政援助その他の特例措置の活用を図る。

第３節　災害復興

基本方針

- 市は、被災者の生活再建及び地域の復興を総合的かつ計画的に推進する。
- 市は、将来の災害に強いまちづくりを目指し、関係機関及び市民等と連携して復興施策を実施する。

(1)　災害復興本部の設置

- 市は、大規模な被害が発生した場合において、復興施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。
- 市は、被害状況を踏まえ復興の基本的方向を決定し、関係部局間の調整及び復興施策の統括を行う。
- 市は、有識者、関係機関及び市民等の意見を反映するための震災復興検討委員会を設置し、合意形成を図る。

(2)　災害復興計画の策定

- 市は、災害復興基本方針を策定するとともに、当該方針に基づき災害復興計画を策定する。
- 市は、災害復興計画の策定に当たり、市街地復興計画に関する都市計画決定その他必要な行政上の手続を実施する。
- 市は、当該計画に基づき、被災者の生活再建、公共施設及び都市基盤の復旧並びに安全なまちづくりの推進に係る震災復興事業を実施する。

【資料_123】災害復旧事業計画・震災復興事業

風水害等編（水防計画）

第１章　応急対策計画

本章の基本的な考え方

市及び関係機関は、平時から実施している水防活動、避難体制の整備及び関係機関との連携を活かし、災害の規模及び状況に応じた応急対策を実施する。

第１節　応急活動体制

基本方針

- 市は、風水害等による被害の軽減及び市民の安全確保を図るため、気象情報、被害情報その他必要な情報を収集し、災害の規模及び状況に応じた応急活動体制を確立する。
- 市は、災害発生のおそれがある段階から、施設利用者及び職員の安全確保を図る。
- 市は、災害対応を継続するため、人員、施設、情報通信その他必要な資源の確保に努める。
- 市及び関係機関との連携のもと、情報収集及び意思決定に必要な体制を整え、災害応急対策を総合的に実施する。

(1)　市の応急活動体制の整備

- 市は、風水害等による被害又は被害のおそれがある場合は、気象情報、被害情報その他必要な情報を収集し、状況を把握するとともに、対策の必要が生じた場合に速やかに実施できるよう備える。
- 市は、気象状況及び被害状況に応じて、情報収集体制、警戒配備（警戒本部）又は災害対策本部（第一配備、第二配備、第三配備）のいずれかの体制を整備する。
- 職員は、気象状況等に応じて、あらかじめ定められた配備体制基準に基づき参集する。

【資料_124】配備基準（風水害等）

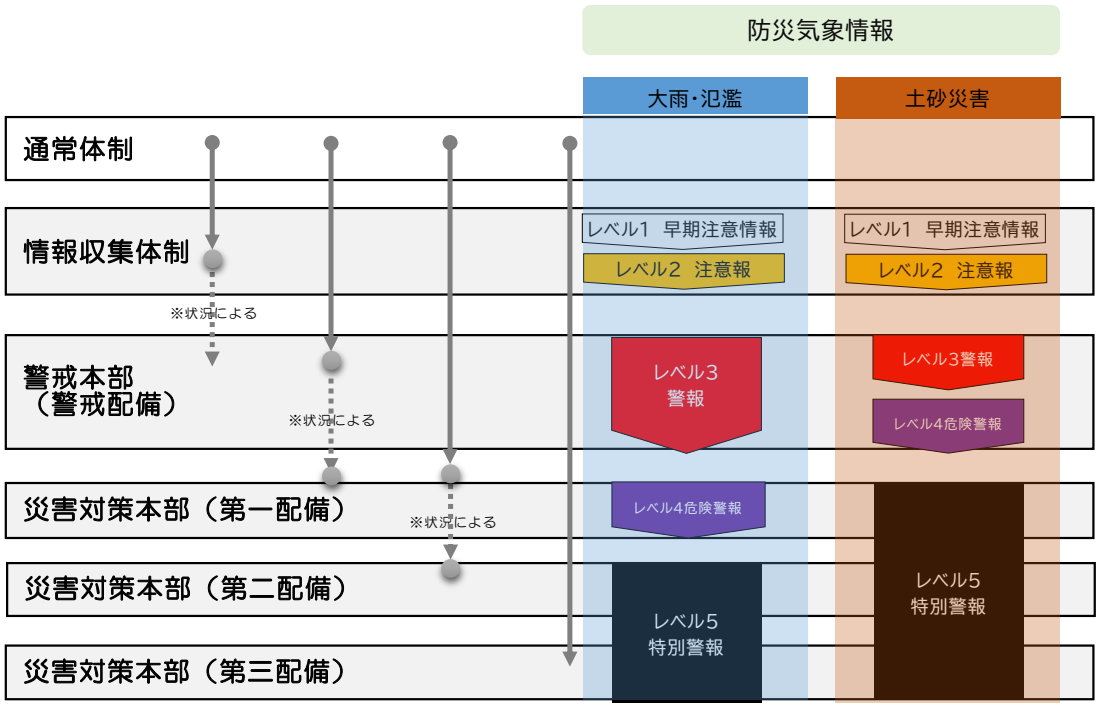


図 1　体制の移行

(2)　配備検討会議[1]

- 市は、水防法に規定する洪水や水防に関する通知、注意報又は警報の発表があったとき又はそのおそれがある場合は、危機管理部長を実施責任者とし、配備検討会議を開催する。

【資料_125】配備検討の流れ図

【資料_126】配備検討会議の構成等

(3)　災害対策本部・警戒本部の設置等

ア　設置

- 市は、配備基準に該当する災害の発生又は発生のおそれがある場合その他市長が必要と認めるときは、配備基準に応じて災害対策本部又は警戒本部を設置する。
- 災害対策本部長は、市長をもって充てる。本部長不在時には、副本部長（副市長）がその職務を代理する。
- 市は、災害対策本部を設置したときは、被害状況を把握し地域における応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて、コミュニティエリア毎に地区災害対策本部を設置する。
- 市は、災害の規模・状況等により、必要と認めるときは、被災地にあって災害対策本部の事務の一部を行う、災害現地に現地災害対策本部を設置する。
- 市は、災害対策本部を設置したときは、直ちに関係機関に通知する。
- 警戒本部長は、危機管理部長をもって充てる。警戒本部長不在時には、防災安全課長がその職務を代理する。

【資料_52】災害対策本部の組織図

【資料_53】柏市災害対策本部の事務分掌

【資料_54】代替本部

【資料_55】本部長不在時の職務代行

【資料_56】本部の運営等

【資料_57】内部活動報告

【資料_58】関係機関通知先

【資料_59】　地区災害対策本部の連携（イメージ）

【資料_127】警戒本部の組織

イ　廃止

- 市は、災害の危険がなくなり応急対策がおおむね終了したと認められる場合には、災害対策本部等を廃止する。
- 市は、災害対策本部を廃止したときは、直ちに関係機関に通知する。
- 市は、警戒本部設置後、災害の危険がなくなり応急対策がおおむね終了したと認められ

1 台風接近時や豪雨予想時等において、気象予測情報に基づき、市の体制（警戒体制や対策本部の設置等）の立ち上げ基準やタイミング、事前避難の呼びかけ等について、事前に全庁的に検討・合意する会議。

る場合には、警戒本部を廃止する。

(4) 水防本部[2]体制【水防】

- 市は、水防活動の必要があると認められた場合、水防本部を設置し、水防活動体制を整備する。
- 水防本部長は、市長をもって充てる。
- 市は、水防配備体制[3]のもと、関係機関と連携して巡視、警戒及び水防活動を実施する。
- 市は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動又は出動準備をさせる。
- 市は、水防活動を行った場合、あらかじめ定められた報告事項を県に報告する。
- 市は、災害対策本部を設置した場合は、水防本部を災害対策本部に統合し、水防配備体制から災害対策本部体制に移行する。
- 市は、水位が氾濫注意水位以下に減じかつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備を解除し、一般に周知するとともに、県に報告する。

【資料_128】水防本部　組織図【水防】
【資料_129】水防本部　事務分掌【水防】
【資料_130】水防配備体制と活動内容【水防】
【資料_131】水防本部職員動員計画【水防】
【資料_132】水防本部　消防機関の出動体制【水防】

2 河川の氾濫や浸水被害の発生が懸念される際、水防活動（土のう積みや排水活動等）を指揮し、水害被害の拡大防止や市民の安全避難を迅速に推進するために設置される本部。
3 大雨や洪水警報等の発表、あるいは河川水位の上昇に応じて、水防活動員（消防団、市職員等）が、監視、警戒、予防等の水防活動を段階的・的確に実施するために敷かれる警戒・出動体制。

第２節　情報収集・伝達

基本方針

- 市は、災害発生から経過時間ごとに必要とされる情報の変化に対し、円滑な災害応急対策を実施するため、あらゆる手段を駆使して、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する。
- 市及び関係機関は情報伝達体制を確保し、災害対応に必要な情報を統合的に管理する。

(1)　通信の確保

- 市は、災害情報システムや通信手段の稼働確認、復旧、通信統制等を行い、円滑な通信の確保に努める。
- 市は、電源喪失やネットワーク障害によりシステムが使用不能となった場合に備え、あらかじめ定めた紙ベース等による代替手段（縮退運転）により、初動業務を遅滞なく継続する。
- 無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制等を行い、円滑な通信の確保に努める。

【資料_60】通信統制

(2) 情報連絡体制の確立

- 市は、市内部における連絡体制だけでなく、県、国並びに関係機関との間において、複数の通信手段による連絡体制を整備する。
- 防災関係機関は、所属機関との連絡調整のため、必要に応じ、市災害対策本部へ連絡員（リエゾン）を派遣する。
- 市は、通信機能が麻痺して使用ができない場合を想定し、予め通信手段の優先順位を明確にするとともに、書面等の伝達手段と、書面等を伝達する情報伝達要員（伝令）を確保しておく。

【資料_61】市内部の通信手段

【資料_62】市外部（防災関係機関）との通信手段

(3)　情報収集・伝達【水防】

- 市は、収集した災害情報、被害状況、避難情報、応急対策の実施状況等を、広報を通じて、市民へ提供する。
- 市は、職員が収集した情報や、市民や関係機関から提供された情報を集約するとともに、気象庁銚子地方気象台、河川管理者その他の関係機関から気象情報及び水位情報等を収集し、県に報告する。
- 国又は県は水防法の規定により、指定河川等で洪水等による災害発生のおそれがあるときは、水防を行う必要があることを水防管理者に警告する。

- 市は、気象情報、河川情報、土砂災害に関する情報、雨量及び水位の観測情報その他の防災情報を継続的に収集し、避難情報の発令その他の災害応急対策に活用する。

【資料_37】浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧
【資料_65】県の報告様式
【資料_133】水防報告（緊急報告事項）【水防】
【資料_134】水防報告（水防顛末報告事項）【水防】
【資料_135】気象情報の種類と発表基準
【資料_136】水防警報の種類、内容及び発表基準
【資料_137】直轄河川重要水防箇所一覧表
【資料_138】警報等の種類・発表基準
【資料_139】基準水位観測所
【資料_140】情報の伝達目安、手段と内容
【資料_141】異常現象発見時の通報
【資料_142】水防活動における情報伝達

(4) 災害状況の記録

- 市は、事後に検証を行い、計画の改善につなげるため、災害発生直後から復興段階に至るまでの被害状況や対応状況（判断の経過）の災害記録を残す。
- 市は、取りまとめた記録を県や関係機関へ伝達する。

第３節　災害時広報

基本方針

- 市及び関係機関は、憶測による人心不安や不正確な情報による社会的混乱を防ぎ、民心の安定を図るため、あらゆる手段をつかって市民等への情報伝達を行う。
- 市及び関係機関は、時間経過により変化する市民の情報ニーズに対し、適切な伝達手段を用いて、確実かつ迅速に、繰り返し発信する。

(1)　広報活動

ア　市による広報

- 市は、関係機関と連携して、情報伝達困難者も含めてすべての人に正しく伝わる的確な広報を行う。
- 市は、通信障害や電波の輻輳といった情報通信手段が使用できない場合であっても、障害等の影響を受けない通信手段を用いて広報を行うとともに、職員は災害対応現場で市民への情報提供活動を行う。

【資料_66】伝達手段

【資料_67】市による災害時広報の内容

【資料_68】被害の認定基準

イ　関係機関による広報

- 柏警察署は、市及び関係機関と連携し、災害の状況・見通し、避難・救援活動、治安状況、交通規制等に関する情報を中心に広報活動を実施する。
- NTT 東日本（株）は、通信途絶又は利用制限時に、利用者に対してその理由、内容、復旧見込み等の通信に関する情報を中心に広報活動を実施する。
- 東京電力パワーグリッド（株）は、利用者に対して設備の被害状況、復旧見込み、安全確保に関する情報を中心に広報活動を実施する。
- 京葉ガス（株）及び京和ガス（株）は、供給状況、使用上の注意、供給再開に関する情報を中心に広報活動を実施する。
- 東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）及び首都圏新都市鉄道（株）は、輸送状況及び被害状況を踏まえ、運行状況、避難誘導、帰宅困難者対応に関する情報を中心に情報提供に努める。

【資料_69】関係機関による災害時広報の内容

(2) 報道機関等への報道要請

- 市は、報道機関に対して、災害に関する情報の発表及び協力の要請を行う。
- ＮＨＫ、千葉テレビ、Ｊ：ＣＯＭ等放送機関は、県及び市の要請による防災情報の伝達にあたる。

【資料_70】報道要請

第４節　消防・救助

基本方針

● 消防局は、速やかに対応力を強化した消防活動体制を確保し、消防団、柏警察署、防災関係機関等と連携して消防・救助活動を行う。

(1)　消防活動

- 消防局は、同時多発火災が発生した場合には、消防計画に基づき、住民に重大な危険が迫っている地区、避難場所や病院等、生活に影響がある施設等を優先して消火する。
- 消防局は、火災の拡大、危険物の漏えいその他の状況により住民の避難が必要と認める場合、災害対策本部に対し、避難情報の発令判断に必要な情報を速やかに報告し、必要な措置を要請する。
- 本部長は、避難情報の発令や警戒区域の設定等の迅速な措置を講ずる。
- 消防局は、広域的な応援が必要な場合は、県内消防機関に早急な応援要請を行うとともに、多数傷病者発生地区には、救護本部と連携し、医師・看護師等の派遣を要請する。
- 消防団は、常備消防隊の活動を補完し、地域住民組織や事業所と協力して初期消火、救助救急、避難誘導等を行い、二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。
- 住民、事業所等は、災害時の出火防止、初期消火の協力に努める。

【資料_71】消防初動活動体制
【資料_72】消防団の災害活動
【資料_73】柏市の消防体制

(2)　救出・救助

- 消防局は、市民等の救助・救急要請等の多発に対して、関係機関や住民、住民組織、事業所と連携し、救助・救急活動を実施する。
- 柏警察署は、市災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、消防機関等と連携し、被害の程度に応じて部隊を被災地域に派遣し、安否不明者の情報収集、要救助者の発見、救出・救護を行う。
- 住民、事業所等は、消防、警察、自衛隊が行う救助・救出活動への協力及び要救助者に関する情報提供を行う。

第５節　警備・交通規制

基本方針

- 市及び関係機関は、円滑な応急対策活動の実施及び人命の保護等、市民の安全を守るための必要な措置を官民一体となって講じる。
- 市及び関係機関は、避難所や被災地域の安全を守るため、官民一体となって犯罪の発生を抑制する。

(1)　警備活動

- 柏警察署は、避難誘導、緊急交通路の確保、雑踏警備、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2)　交通規制

- 市は、災害時の緊急幹線道路の通行の確保を実施する。
- 市は、市内の交通状況を把握し、県（公安委員会）及び柏警察署に必要な交通規制の要請を行う。

【資料_74】交通規制道路

(3)　防犯対策

- 市は、不在家屋や事務所等について、柏警察署と連携して防犯対策に万全を期する。
- 柏警察署は、事件が発生、又は発生するおそれがある場合には、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。
- 市は、避難所における防犯活動をルール化し、柏警察署や避難所運営組織、地域住民との連携のもとで防犯パトロールを徹底する。

第 6 節　医療・救護

基本方針

- 市及び関係機関は、負傷者の生命を守るとともに、災害関連死を防止するため医療・救護体制を確保する。
- 市及び関係機関は、被災状況に応じた医療・救護活動を総合的に実施する。

(1)　医療救護体制の確立

ア　医療体制の確立、医療チームの編成

- 市は、発災後 72 時間以内の救命医療ニーズに対応するため救護本部を設置・運営する。
- 市は、医療活動方針を決定し、医療活動を指揮統制する。
- 市は、市内の医師・看護師等に対し、災害拠点病院及び災害医療協力病院・救護現場への出動、トリアージ、治療の要請を行う。
- 市は、災害状況により、医療活動に人的支援が必要と判断した場合は、ＤＭＡＴ、日本赤十字社、ＪＭＡＴ、ＤＰＡＴ等に派遣要請を行う。

【資料_75】初動医療救護体制
【資料_76】医療提供方針
【資料_77】災害発生後の時間経過と医療救護活動の変化
【資料_78】救護本部の活動内容
【資料_79】トリアージ・タッグ
【資料_80】災害拠点病院・災害医療協力病院

イ　臨時救護所の設置

- 市は、軽症者への応急救護活動を実施するため臨時救護所を設置する。

ウ　負傷者等の搬送

- 市は、警察、自衛隊、県等の防災関係機関及びタクシー・バス・患者搬送車両等を有する民間事業者の協力を得て、負傷者の搬送を行う。
- 市は、重傷者搬送のために県から県全域または県外の救急医療施設の応需情報等を収集し、応需可能な後方医療施設を調整・選定する。
- 市は、車両による搬送が困難あるいは緊急の場合は、必要に応じ航空輸送等を要請する。
- 市は、医療機関における最新の被災状況、受入れ可能状況を周知する。

エ　医薬品・資機材の確保

- 市は、医薬品等卸売業者等と連携して医薬品・医療材料を確保する。

【資料_81】医薬品・医療材料の供給

【資料_82】災害時における医薬品等の確保体制

(2)　指定避難所等での医療救護体制の確保

- 市は、避難所及び地域での保健・衛生体制を早期に確立する。
- 市は、避難所の保健衛生環境を調査し、食中毒予防・防疫指導、入浴施設の確保、食中毒・感染症への対応、健康支援・相談を行う。

【資料_83】救護活動

第７節　応援要請

基本方針

- 市は、大規模災害時において必要な災害対応力を確保するため、国、県、他自治体、関係機関及び民間事業者等との連携により応援・受援体制を確保する。対応の詳細は、柏市災害時受援計画に基づき行う。
- 市は、被災状況及び支援ニーズを把握し、応援要請及び受援に係る総合調整を行うとともに、円滑な応急対策活動を実施する。
- 市は、自らが被災した場合は速やかに応援を要請し、自らの被害が軽微な場合は被災地支援を行うことにより、広域的な災害対応に協力する。

(1)　応援要請

【資料_84】緊急応援要請

ア　公的機関等への応援要請

- 市及び消防局は、自衛隊、緊急消防援助隊、その他公的機関による応援が必要と判断した場合は、関係法令等に基づき応援を要請する。

【資料_85】自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

【資料_86】自衛隊県内部隊連絡先

【資料_87】千葉県緊急消防援助隊受援計画における活動拠点及び県救助部隊・消防部隊拠点

【資料_88】自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

イ　協定に基づく応援要請

- 市は、協定に基づき、他自治体、関係機関及び民間企業等に対し、必要な応援を要請する。

【資料_17】応援協定締結自治体

【資料_18】災害時に関する各種協定締結一覧表

ウ　県への応援要請

- 市は、市のみでは対応が困難な場合は、県に対し人的・物的支援その他必要な応援を要請する。

エ　中・長期応援要請

- 市は、復旧・復興に取り組む中で必要な業務や職種（一般職、技術職、専門職）を対象に、数ヵ月から数年にわたる継続業務にかかる応援を要請する。

(2) 応援受入れ体制（受援体制）

ア 受援体制の確立

- 市は、応援機関等を円滑に受入れるための体制を構築し、必要な調整を行う。

イ 受入れ環境の整備

- 市は、応援機関等の活動が円滑に実施できるよう、応援職員の執務スペースや宿泊場所の確保等、必要な活動環境を整備する。

ウ 経費の負担

- 応援団体が支援に要した費用は、協定等に定める方法により支払う。また、協定に基づかない場合は、必要に応じて、応援団体と協議を行う。

(3) 市外被災地・被災者支援

- 市は、協定等に基づき、職員派遣、物資支援その他必要な支援を実施する。
- 市は、被災市において中・長期支援が必要な場合は、広域的支援体制の枠組みの中で、できる限りの支援を継続する。
- 市は、被災地の被害状況により、市外被災者を受入れ、施設や物資の提供等必要な支援を行う。

第 8 節　要配慮者支援

基本方針

- 要配慮者の安全を確保するため、市は、関係機関や住民組織等と連携し、安否確認及び避難支援を行う。
- 市は、要配慮者の状況に応じた生活支援を実施する。

(1)　避難行動要支援者の避難支援

- 市は、柏市社会福祉協議会等と連携し、町会・自治会・区等や民生委員・児童委員の協力のもと、K-Net 登録者名簿並びに個別避難計画に基づき、安否確認・避難支援等の必要な支援を行う。
- 災害発生から 72 時間以内に確認ができない者は、安否不明者の捜索に移行する。
- 市は、高齢者、障害者等に対して、特性や医療的配慮を把握し、継続的な生活支援を行う。

(2)　社会福祉施設等への応急支援

- 市は、利用者及び職員の安否、入所施設の被害状況等を把握し、施設機能の維持を支援する。

(3)　避難所・在宅の要配慮者への支援対策

- 市は、要配慮者に係る相談窓口を開設し、要配慮者に係る相談に応じる。
- 市は、薬剤師や栄養士、歯科衛生士、理学療法士、マッサージ師等と連携して訪問等の支援を行う。
- 市は、在宅の要配慮者に対し、福祉避難所等への移送判断と支援調整を行う。

(4)　福祉避難所対策

- 市は、施設の被害状況や受入れ可否を把握し、福祉避難所の開設を決定する。
- 市は、福祉避難所の要配慮者の受入れ・移動を支援する。
- 市は、福祉避難所の避難者に対して、保健師や看護師等による長期的な経過観察・支援を行うとともに、情報提供の方法への配慮、ニーズの把握を行うとともに福祉避難所の要請に基づき、物資・人員等の運営支援を行う。

(5) 外国人支援対策

- 市は、外国人支援対策本部を設置し、柏市国際交流センター、通訳翻訳ボランティア等との協力体制等を整える。
- 市は、外国人被災者への支援情報を、やさしい日本語で情報提供する。
- 市は、通訳翻訳ボランティアの協力により、避難所を巡回し、通訳支援等を行う。

(6) こどものケア

- 市は、学校、地域住民等と連携して、災害時のこども支援を実施する。
- 市は、担任教員等がこどもの相談対応にあたるよう配慮するとともに、避難所において、こどもが安心して過ごせる場や発達に応じた活動の機会の確保等に努める。

第 9 節　避難対策

基本方針

- 市は、市民等の安全確保のため、適切なタイミングで各避難情報を発令し、立退き避難[4]、屋内安全確保その他必要な避難行動を促す。
- 避難所において避難者が安心して生活できるよう、市は、各避難所運営組織、協定締結機関等と連携して、避難所の支援活動を行う。
- 市は、指定避難所で生活する避難者のほか、在宅避難者等についても必要な支援を行う。
- 市は、仮設住宅への入居等による避難者の減少等に伴い、避難所集約・統合・閉鎖を決定する。
- 市域外への広域避難や一時滞在が必要と判断した場合において、市は、他の市町村への受入れの協議を行い広域避難又は広域一時滞在を実施する。

(1)　避難情報発令

- 市は、気象情報、河川情報、土砂災害に関する情報その他の防災情報を基に、避難所の準備や開設を待たずに、適切なタイミングで、躊躇なく各避難情報を発令する。
- 市は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

【資料_12】指定緊急避難場所・指定避難所一覧
【資料_37】浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧
【資料_89】避難情報について
【資料_143】警戒区域が設定される場合
【資料_144】浸水想定区域における避難情報の発令基準
【資料_145】避難指示等の発令の判断基準の整理

(2)　避難者の誘導

- 市は、対象地域の全ての住民等に情報が伝わるよう、あらゆる手段を用いて避難情報を周知するとともに、災害の状況に応じて、適切な避難方法の周知に努める。
- 消防局は、消防団と連携し、災害の状況等を踏まえて、避難情報の伝達、警戒その他必要な活動を実施する。
- 市は、警察、消防局、消防団、民生委員、地域住民その他関係機関と連携し、避難情報の伝達及び避難誘導を行う。
- 市は、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を含め、多様な避難先への避難を促

4 水害や土砂災害による人命の危険を避けるため、安全な建物の上階等へ移動するか、あるいは土砂災害警戒区域や低地等の危険な区域から安全な避難所等の遠方へ水平に退去する避難行動。

す。

- 学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の安全を確保するため避難誘導を行う。

(3)　避難所の開設・運営

- 市は、災害発生のおそれがある場合において、必要に応じて自主避難所を開設する。
- 市は、施設管理者や地域住民等と協力・連携し、避難所の開設・避難者（ペットを含む）の受入れを行う。
- 市は、各避難所運営組織、協定締結機関等と連携して、避難所の支援活動を行う。
- 市は、性別に配慮した体制で避難所開設・運営担当職員を配置し、避難者の把握や幅広いニーズに対応する。
- 市職員、地域住民、施設管理者を中心に構成した避難所運営組織は、主体的に避難所を運営する。運営に当たっては、こどもや若者の意見を十分に踏まえるものとする。
- 避難所に派遣された市職員は、避難所状況を本部へ報告する。
- 市及び各避難所の運営者は、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等と定期的に情報交換・連携を図りながら、いわゆる、「Ｔ（トイレ）・Ｋ（キッチン＝食事）・Ｂ（ベッド）の充実」を含め、避難所における良好な生活環境の継続的な確保に努める。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所として使用する場所としない場所を区別するとともに、更衣、授乳、救護スペース等を確保する。
- 市は、避難者が減少したときは、避難所集約・統合を決定する。
- 市は、避難者に対する避難対策が完了したときは、避難所の閉鎖を決定する。
- 避難所の閉鎖時期や撤収準備等について、市は、事前に地域の代表者と協議を重ねたうえで避難者全体に説明し、避難者との合意形成を行う。

【資料_90】避難者カード

【資料_91】避難所日誌の書式

【資料_92】避難所入所記録簿の書式

(4)　広域避難対策

- 市は、市域外への広域的な避難または一時滞在が必要と判断した場合において、受入れを求める市町村には直接、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求める。
- 市は、運送事業者と協力し、広域避難又は一時滞在のための避難者の移送を実施する。

第 10 節　帰宅困難者支援

基本方針

● 市は、一斉帰宅による混乱を防ぎ、帰宅困難者の安全確保を図るため、柏警察署、公共交通機関、大規模集客施設等と連携して必要な支援を行う。

(1)　呼びかけ・情報提供

- 市は、市民、企業、学校等に対し、むやみに移動せず、施設内に留まることを、あらゆる手段を用いて呼びかけ、情報提供する。
- 市は、一時滞在施設内や駅等において、帰宅困難者向けの情報を提供する。
- 市は、交通機関の計画運休等や気象予報の状況によりあらかじめ帰宅困難者の発生が予想される場合には、自宅、職場、学校、公共施設等からむやみに移動を開始しないよう呼びかけを行う。

(2)　一時滞在施設・場所の開設・運営

- 市は、一時滞在施設を開設し、県への報告、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等への情報提供を行うとともに、可能な限り、移動支援のための誘導体制の整備と支援物資の配給等の避難者支援を行う。
- 市は、駅前の安全を確保するため、柏警察署へ協力を要請する。
- 市は、風水害の状況及び避難所の開設状況を踏まえ、帰宅困難者の安全確保を図るため、必要に応じて一時滞在施設から避難所への誘導を行い、一時滞在施設を閉鎖する。

(3)　帰宅支援

- 市は、鉄道の運行復旧が見込めない場合、近隣市と調整し、バス保有事業者と連携し代替輸送手段を検討する。
- 市は、主に東京都市圏からの徒歩帰宅困難者の安全確保を図るため、避難所での受入れを行う。

第 11 節　緊急輸送対策

基本方針

- 市は、救助活動や受援活動を円滑に行うため、緊急輸送道路及び輸送手段の確保を行う。
- 市は、人命救助及び応急対策活動を優先し、緊急輸送を実施する。

(1)　緊急輸送道路の確保

- 市は、国、県、柏市建設関連防災ネットワーク、警察等関係機関と連携し、緊急輸送道路及び主要道路の応急補修、障害物除去を行う。

【資料_93】輸送道路の確保をするための作業

(2)　輸送車両等の確保

- 市は、市有車両のほか、千葉県トラック協会との協定や地域の協力者からの提供により、輸送車両を確保する。
- 市は、緊急通行車両について、標章の掲示及び緊急通行車両確認証明書の携帯により適切に運用する。
- 市は、空輸による緊急輸送が可能な場所を選定し、必要に応じてヘリポートを開設する。

【資料_94】緊急輸送（通行）車両確認証明書等

【資料_33】ヘリコプター臨時離発着場一覧

(3)　緊急輸送の実施（調整）

- 市は、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の搬送等について、必要に応じて緊急輸送を実施し、又は関係機関へ要請する。
- 市は、手段として有効と考えられる場合、ヘリコプターを要請し、空輸による緊急輸送を実施する。

【資料_95】緊急輸送関係の様式

(4) 救出救助活動

- 市は、県、警察、消防局及び交通事業者等と連携し、大規模災害により滞留した車両の乗員の保護その他必要な救出救助活動を実施する。
- 市は、滞留車両の解消に長時間を要すると見込まれる場合には、他の交通事業者と相互に連携し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行う。

第 12 節　物資供給・給水

基本方針

- 市は、関係機関と連携して、物資供給体制及び給水体制を確保する。
- 市は、要配慮者及び在宅避難者を含む被災者の生活維持に必要な飲料水、生活用水、食料及び生活必需品を確保し、適切に供給する。

(1)　飲料水・生活用水の供給

- 市は、柏市上下水道局災害対策本部を設置する。
- 市は、柏市管工事協同組合と協力し、上下水道管の被害箇所を特定する。
- 市は、災害時に優先的に給水する医療機関、給水タンクに対し緊急給水を実施する。
- 市は、柏市管工事協同組合等と協力して応急給水所を開設し、地域住民の協力を得て飲料水を配給する。
- 市は、施設管理者や地域住民等の協力を得て、防災用簡易井戸（手こぎ式）から生活用水を配給する。
- 「災害用井戸協力の家」は、町会・自治会・区等内でのルールに従い生活用水を配給する。
- 市は、必要に応じて各関係機関や協定先に給水車等の応援要請を行う。
- 市は、水道水の安全を確保するため、水質検査を速やかに実施する。

(2)　物資集配拠点の開設・運営

- 市は、関係機関と協力して救援物資の受入れ拠点（地域内輸送拠点）を開設し、物資を受け入れる。
- 市は、拠点となる施設が不足する場合には、物資受入れのため、大型テントの提供を自衛隊等に要請する。

(3)　物資の供給

- 市は、運送事業者等と連携して、避難所までの輸送体制・人員・資機材等を確保する。
- 市は、関係事業者と協議し、燃料の供給方針を決定する。
- 市は、防災備蓄倉庫にある物資や、協定を締結している事業者や市内食品工場、柏市公設市場内の卸売業者等から調達した物資について、被災者へ供給する。
- 市は、県、協定市等に対し、物資支援を要請するとともに、必要に応じ、物資の搬入・運搬についても自衛隊等に応援要請する。

【資料_96】物品の受け払い簿の書式

第 13 節　安否不明者の捜索・遺体収容

基本方針

- 市は、災害により安否不明者が発生した場合は、関係機関等と連携して、捜索を行う。
- 市は、犠牲となった遺体について、柏警察署、医療機関等と連携して、遺体対応を行う。

(1)　安否不明者の捜索・公表

- 市は、要捜索者リストの相談窓口を開設し、要捜索者リスト台帳を作成する。
- 市は、要捜索者リストをもとに、柏警察署、自衛隊、消防局、医療機関、地域住民との連携・協力により捜索する。
- 市は、柏市防災福祉 K-Net の登録者で、所在が確認できない者については安否不明者として捜索する。
- 市は、リストを県、近隣市、報道機関等へ提出し、協力を要請する。
- 市は、安否情報を得るために安否不明者の氏名情報等を原則公表する。
- 市は、要捜索者リストと死体処理台帳との照合が確認された場合は、埋火葬許可証を発行し、死亡処理事務を進める。

【資料_97】遺体収容から引き渡しまでの流れ

【資料_98】安否不明者の氏名情報等の公表

【資料_99】安否不明・遺体対応の手続きフロー

【資料_100】安否不明者の捜索受付から火・埋葬までの各様式

(2)　遺体の収容・検視・検案

- 市は、市内葬儀業者・ウイングホール柏斎場への協力を依頼し、遺体の収容を行うとともに、必要に応じて体育館等を遺体安置所に指定する。
- 市は、搬送のほか、医療機関、警察、自衛隊又は市民等からの要請があった時には、市内の引受人のない遺体を収容し、安置する。
- 市は、収容した遺体について、警察、救護本部と連携し、検案書の作成を行う。
- 市は、身元が判明し引取人がいる場合は、遺体を遺族等へ引き渡す。

(3) 遺体の埋火葬

- 市は、遺体数が多数のため火葬場で処理できない場合、県、近隣市に応援を要請する。
- 市は、引取人のいない身元不明遺体について、応急措置として火葬を行う。
- 市は、身元不明遺体について、火葬又は他機関における措置が困難な場合は、遺体を仮埋葬し、火葬可能となり次第、順次火葬する。
- 市は、身元不明遺体について、遺骨、仮埋葬の場所等の管理を徹底する。

【資料_101】火葬場の所在地

第 14 節　二次災害防止対策

基本方針

● 市は、土砂災害や危険物の事故等による二次災害から市民の命を守るため、早期に被害状況を把握、避難行動の判断を決定し、被害の拡大防止を図る。

(1)　土砂災害警戒区域等への立ち入り制限

- 市は、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の巡視や住民情報等からの情報提供により、土砂災害が発生するおそれがある箇所を特定する。
- 市は、余震、土壌雨量等の状況を勘案し、高齢者等避難や避難指示等の避難情報を発令するほか、安全が確認されるまで、あらゆる手段を活用して広報活動を行う。
- 市は、警察官、消防団員、町会・自治会・区等の協力により、高齢者、幼児、傷病者、障害者その他単独での避難が困難な人を優先し、避難誘導を行う。
- 市は、避難指示を発令した時は、警戒区域の設定を検討するとともに柏警察署及び道路管理者と協議し、道路交通規制区域及び迂回路の設定を行う。

【資料_5】土砂災害発生の恐れがある箇所

(2)　被災建築物応急危険度判定

- 市は、応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施計画を作成の上、判定作業を実施する。
- 市は、判定作業実施のために、地元判定士や県等へ支援要請を行う。
- 市は、市民に対して、判定実施状況等の広報、相談窓口の設置を行う。
- 市は、判定業務終了時には、実施本部を解散する。

(3)　被災宅地応急危険度判定

- 市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、二次災害の恐れがある場合、被災宅地応急危険度判定本部を設置し、判定実施計画を作成し、判定作業を実施する。
- 市は、判定作業実施のために、地元判定士や県等へ支援要請を行う。
- 市は、市民に対して、判定実施状況等の広報、相談窓口の設置を行う。
- 市は、判定業務終了時には、実施本部を解散する。

(4) 危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置

ア 高圧ガス保管施設

- 消防局は、高圧ガス関係事業所に対し、災害時における設備点検及び応急措置の実施について必要な指導を行う。
- 事業者は、設備の点検を実施し、漏洩防止等の安全確保措置を講ずる。

イ 石油類等危険物保管施設

- 消防局は、関係事業所に対し、設備点検及び応急措置の実施について必要な指導を行う。
- 事業者（管理者、危険物保安監督者等）は、設備の点検を実施し、流出・火災防止措置を講ずる。

ウ 火薬類保管施設

- 事業者は、施設が危険な状態となった場合、関係法令に基づき必要な危険防止措置を講じ、消防局、警察及び所管行政庁へ通報する。
- 消防局は、事業者及び関係機関から必要な情報の提供を受け、安全を確保した上で、消防活動を実施する。
- 消防局は、災害の状況に応じ、消防警戒区域その他必要な区域を設定する。
- 施設の責任者は、火薬類を安全な場所へ移送又は安全措置を講ずるとともに、関係者以外の立入を禁止する。
- 柏警察署は、施設の責任者と連携し、火薬類を安全な場所に移すとともに、立入禁止の措置及び危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。
- 関東東北産業保安監督部は、事業者に対し危険防止措置の指導又は緊急措置命令等を行う。

エ 毒物・劇物保管施設

- 消防局は、警戒区域の設定、延焼防止並びに汚染拡大防止のための消防活動を行う。
- 柏警察署は、中毒防止の広報及び立入規制、避難等の安全措置を講ずるとともに、施設管理者への指示・援助を行う。
- 市は、関係機関と連携し被災者の救護及び避難誘導を行う。
- 事業者は、漏出防止及び除毒等の応急措置を実施する。

オ 危険物等輸送車両

- 消防局は、事故情報の収集及び関係機関との情報共有を行い、必要に応じ警戒区域の設定及び広報を実施する。
- 市は、消防局及び関係機関から提供された情報に基づき、住民への広報、避難情報の発令その他必要な措置を行う。
- 柏警察署は、周囲の状況により安全な場所へ輸送車両の誘導を行う。

- 日本貨物鉄道（株）は、事故の拡大防止措置及び関係機関への通報を行う。
- 関東東北産業保安監督部は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発令する。
- 関東運輸局は、危険物輸送に関する指導及び体制確保を行う。

(5) 地震水害対策

- 市は、「本地域防災計画（風水害等編）」並びに「消防計画」に基づき、地震水害等の発生に対する水防活動を実施する。

第 15 節　ライフライン応急対策

基本方針

● ライフラインは市民生活の生命線となるため、市は、早期に復旧作業を実施するとともに復旧に関する情報提供を確実に行う。

(1)　上水道施設

・ 市は、柏市管工事協同組合、県水政課、北千葉広域水道企業団、日本水道協会千葉県支部と連携して、水道施設（水源地）、水道管路等の被害確認、応急復旧工事計画を策定し、復旧工事を行う。

(2)　下水道施設

・ 市は、柏市建設関連防災ネットワーク等と連携して、下水道施設（汚水管、雨水管、処理場）、千葉県手賀沼下水道事務所、千葉県江戸川下水道事務所の被害を確認し、復旧工事計画を策定し、復旧工事を行う。
・ 市は、汚水管の被害区域に緊急広報を実施するとともに、柏警察署に協力を要請し、交通規制区域を設定する。

(3)　電力施設

・ 東京電力パワーグリッド（株）は、非常災害対策本部を設置し、関係機関と連携のうえ優先度に応じた応急復旧を行う。
・ 市は、当該事業者と連携し、応急対策に協力する。

(4)　都市ガス施設等

・ 京葉ガス（株）及び京和ガス（株）は、災害対策本部を設置し、関係機関と連携のうえ優先度に応じた応急復旧を行う。
・ 市は、当該事業者と連携し、応急対策に協力する。

(5)　通信施設

・ NTT 東日本（株）、（株）NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）は、災害対策本部を設置し、関係機関と連携のうえ優先度に応じた応急復旧を行う。
・ 市は、当該事業者と連携し、応急対策に協力する。

(6) 鉄道施設等

- 鉄道事業者は、災害対策本部を設置し、運転規制等の初動措置、乗客の安全確保、避難誘導及び救護を行う。

第 16 節　公共施設等の応急対策

基本方針

● 市は、風水害等の発生に伴う公共施設等の被害軽減のため、関係機関と連携して、応急復旧活動を行う。

(1)　道路・橋りょう

- 市は、市内道路、橋りょうの陥没、亀裂、障害物等の被害調査を行い、被害を把握する。
- 市は、柏市建設関連防災ネットワークと連携して工事体制の確立し、優先順位が高い箇所から設計・復旧工事を行う。
- 市は、交通規制区域及び迂回路を設定するとともに、規制に伴い危険が生じる場合には柏警察署に協力を要請する。

(2)　河川保全及び内水排除施設

- 市は、河川施設等の巡視を実施し、被害状況を把握のうえ応急措置及び応急排水を行う。
- 柏土木事務所は、河川管理施設の応急措置を実施するとともに、市の対策に対する技術的援助及び総合調整を行う。
- 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所は、所管施設の被害状況を把握し、浸水被害の拡大防止を図るため応急復旧を実施するとともに、市からの要請に応じて技術的指導・助言を行う。

【資料_102】河川施設管理体制

(3)　文化財の保護

- 文化財の所有者（管理者）は、文化財の被害状況を調査し、県または市へ報告する。
- 市は、所有者（管理者)、関係機関と連携して、文化財の保護活動を行う。

第 17 節　住宅応急対策

基本方針

● 市は、被災者の居住の安定を確保するため、応急的な住まいの確保及び住宅再建支援を行い、早期の生活再建を支援する。

(1)　市営，県営住宅等の提供

• 市は、市内の公営住宅、社宅等の空き状況を調査し、借り上げを行い、被災者へ提供する。

(2)　被災住宅の応急修理

• 市は、住宅が半壊・半焼等の被害を受け、自らの資力で住家の修理ができない市民、かつ修理により当面のとりあえずの日常生活を営むことができる市民に対し、被災住宅の応急修理を実施する。

(3)　賃貸型応急仮設住宅

• 市は、賃貸型応急仮設住宅の必要数を算定し、不動産団体等に協力を依頼する。
• 市は、被災者の申出書等を受付け、県と調整し、県の借り上げにより、民間賃貸住宅を提供する。

(4)　建設型応急仮設住宅の確保

• 市は、応急仮設住宅建設方針を策定し、柏市建設関連防災ネットワーク、県、協定締結自治体等と連携して応急仮設住宅を建設し、被災者へ提供する。

【資料_103】応急仮設住宅建設候補地一覧

(5)　市営住宅の応急復旧

• 市は、市営住宅の被害状況を調査し、必要に応じて市営住宅の応急復旧を行う。

第 18 節　保健・衛生

基本方針

- 市は、被災に伴う健康被害、感染症の発生、災害関連死を防止するため、保健衛生活動や継続的な健康管理を行う。
- 市は、迅速な生活環境の改善のために消毒やし尿・廃棄物処理を行うとともに、保護及び逸走等による被害防止のためにペットの保護管理に努める。

(1)　健康管理(保健活動)

- 市は、避難所及び応急仮設住宅の被災者、在宅被災者の健康状態を把握し、保健指導、健康相談及び心のケアを実施する。
- 市は、要配慮者の健康管理に留意し、必要に応じ関係機関と連携して支援を行う。

(2)　食品衛生

- 市は、避難所等における飲食物の衛生管理について指導を行うとともに、食中毒の予防を図る。
- 市は、炊き出し実施者及び給食提供事業者に対し、衛生管理の徹底を指導する。
- 市は、食中毒が疑われる事案が発生した場合は、原因究明及び拡大防止措置を講ずる。

(3)　防疫活動(消毒ほか)

- 市は、感染症の発生防止等保健衛生上必要な場合、衛生指導及び消毒等の防疫活動を実施する。
- 市は、避難所及び応急仮設住宅の被災者、在宅被災者に対し、手洗いの励行、生活環境の衛生確保等の指導を行う。
- 市は、感染症が発生した場合は、関係機関と連携し、患者の把握及びまん延防止措置を行う。

(4)　被災動物の保護・収容

- 飼育者がわからない、負傷又は放し飼い状態のペット等について、市は、関係機関と連携し救護、保護等を行うとともに、飼育者の把握に努める。
- 市は、避難所における、収容場所・衛生管理等のルール策定について助言するとともに、支援活動を行う。
- 市は、特定動物について、飼育者や警察等から情報を収集し、必要な処置を行う。

第 19 節　廃棄物処理

基本方針

- 市は、二次災害を防止し、復旧作業を円滑に進めるため、建物や工作物、樹木等の倒壊に伴う障害物を速やかに除去するとともに、発生状況の把握に基づく災害廃棄物の効率的な処理を行う。
- 市は、生活・公衆衛生の確保及び感染症の発生を防止するため、生活ごみやし尿の適正な処理に努める。

(1)　障害物の除去

- 市は、住宅関係の障害物の除去を、柏市建設関連防災ネットワークと連携して行う。
- 道路管理者は、自動車、遺体等の特殊なものを除く道路上の障害物の除去を関係機関と連携して行う。
- 市は、管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、障害物の除去を関係機関及び市内の土木業者等と協力して行う。
- 市は、倒壊建物の解体又は撤去等にあたり、環境監視体制の配備を図るとともに、環境汚染防止の強化を図る。

(3)　災害廃棄物処理対策

- 市は、発生廃棄物（種別及び発生量）を推定し、水害では災害廃棄物の腐敗、風害では危険物・有害物等が混入した災害廃棄物散乱等に留意し、廃棄物の収集・処理方針を決定、候補地の地域住民との調整を経て、仮置き場を選定し、収集・運搬体制を構築する。
- 市は、がれき等の自己搬入を受入れるとともに、状況に応じて特別回収を実施する。
- 市は、避難所ごみや一般ごみ等の生活廃棄物や災害廃棄物（片付けごみ）の収集運搬方法を決定し、収集処理を行う。

【資料_104】ごみ処理施設の現況・仮置き場の選定

(4)　し尿の処理

- 市は、下水道、関連施設の被害情報を収集し、仮設トイレの設置方針及びし尿の収集・処理方針を決定し、し尿の処理を行う。
- 市は、トイレ不足の解消を図るため、防災備蓄及び流通在庫を確保し、仮設トイレの設置対応を行う。
- 市は、し尿処理施設の被害状況に応じて、し尿の埋め立て（土壌還元）を検討する。

【資料_105】仮設トイレの設置

【資料_106】収集・処理の応援要請

第 20 節　応急教育・保育

基本方針

- こどもの安全を第一とし、状況に応じ、臨時休校・休園等適切な措置を講じる。
- 市は、速やかな応急教育の実施により、こどもの活動の場を確保する。
- こどもが受ける心理的ダメージは、表現できない場合やすぐに表れない場合があるため、学校、地域住民等と連携して、災害時のこども支援を実施する。

(1)　学校等における初動対策

- 学校及び園は、災害発生直後、傷病者の応急措置、避難等、園児・児童・生徒の安全確保と保護を優先して活動する。
- 学校及び園は、保護者への引渡し及び引渡しできない園児・児童・生徒の保護・保育を行う。
- 市、市教育委員会並びに学校は、状況に応じ、臨時休校・休園等適切な措置を講じる。

(2)　応急教育の実施

- 学校は、施設や通学路の被害状況を把握し、応急教育実施のための場所を確保する。また、教科書・学用品を調達し、授業の再開ができる環境を整備する。
- 市は、専門機関、地域住民等と連携して、こどもの心のケア対策を行う。

【資料_107】応急教育の実施

(3)　就学援助の実施

- 市は、被災者の被災状況に応じて、保育料・利用料・授業料の減免や学用品費や給食費等の支給（就学援助）を行う。

(4)　応急保育

- 園は、施設の被害状況を把握し、保育の早期再開ができる環境を整備する。

第 21 節　ボランティアとの連携

基本方針

● 市は、被災者支援及び応急復旧活動を円滑に進めるため、ボランティア受入体制を確保し、被災者ニーズとの適切な調整を行う等ボランティア活動を支援する。

(1)　ボランティア受入れ体制の整備

- 市は、災害ボランティアセンターの設置を検討し、社会福祉協議会に設置を要請する。
- 市は、被災者ニーズを把握し、ボランティア受入方針を検討・決定する。

(2)　災害ボランティアセンターの運営

- 市は、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動を支援する。
- 市は、報道機関を通じてボランティアの呼びかけを行う。
- 市は、ボランティアの活動拠点や資機材の提供等、その支援に努める。
- 災害ボランティアセンターは、ボランティアの募集・受付等を行い、活動地へのボランティアの派遣支援を行う。

第 22 節　災害救助法の適用

基本方針

● 市は、災害救助を迅速かつ円滑に行うため、災害救助法の適用に係る県への報告及び要請並びに救助の実施を行う。

(1)　救助の実施に関する事務手続き

ア　救助法の適用

- 市は、被害が適用基準に該当する又は該当することが見込まれる場合は、直ちに県に報告し、災害救助法の適用を申請する。
- 県は、市からの報告を踏まえ、災害救助法の適用を決定する。
- 市は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する救助を補助する。
- 市は、災害の事態が急迫して、県の救助の実施を待つことができないときには救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。
- 県は、救助を迅速に行う必要があるときは、市に救助を行わせることができる。

【資料_108】災害救助法の適用基準

【資料_109】災害救助法による救助の内容、程度、方法及び期間

イ　救助実施状況の報告

- 市は、救助の実施状況等を継続的に取りまとめ、県に報告する。
- 県は、市からの報告を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

ウ　救助費用の精算

- 市は、災害救助法に基づく救助に要した費用について、所定の様式及び関係書類を整備し、保存する。
- 市は、救助に要した費用について取りまとめ、県を経由して内閣総理大臣に報告し、精算を行う。
- 県は、市からの報告を取りまとめ、費用の精算手続きを行う。

第 23 節　水防

基本方針

- 市は、洪水、内水氾濫その他の水害による被害を軽減するため、関係機関と連携し、水防活動その他必要な応急対策を実施する。
- 市は、河川、排水施設その他の重要施設の状況を監視し、浸水被害の防止及び軽減に努める。

1)　水防活動

- 市は、河川、堤防等の巡視及び警戒を行い、異常を確認した場合は速やかに必要な措置を講じる。
- 市は、浸水被害の防止又は軽減を図るため、関係機関と連携し、水防活動を実施する。
- 市は、河川及び内水の状況を把握し、樋管その他の水防施設について適切な操作及び管理を行う。
- 市は、水防のため緊急の必要がある場合には、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- 市は、緊急通行により損失を受けた者に対し、その損失を補償する。
- 市は、堤防の決壊その他重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と連携し、被害拡大防止のための応急措置を実施する。
- 市は、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して活動を実施する。

【資料_146】水防工法

【資料_147】水防活動書類様式

【資料_148】市内の樋管設置場所

(2)　費用負担・公用負担

- 市は、法に基づき水防活動に要した費用を負担する。
- 市は、水防のため緊急の必要がある場合は、法に基づき公用負担の権限を有する証明書を提示するとともに、公用負担命令書を交付した上で、その権限を行使することができる。
- 市は、公用負担権限の行使により損失を受けた者に対し、その損失を補償する。

第 24 節　雪害対策

基本方針

- 市は、大雪による人的被害及び社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、気象情報及び被害情報の収集に努めるとともに、市民等への注意喚起、道路機能の確保その他必要な応急対策を実施する。
- 市は、国、県、警察、消防その他関係機関と連携し、積雪及び路面凍結による交通障害の軽減並びに市民生活の早期安定に向けた対策を実施する。

(1)情報収集及び広報

- 市は、大雪警報その他の気象情報に留意するとともに、人的被害、建物被害、ライフライン被害及び交通機関の運行状況等の情報を収集する。
- 市は、雪害によるライフライン被害、公共交通機関の運行状況その他必要な情報を市民及び事業者に提供するとともに、安全確保に必要な注意喚起を行う。

（2）道路機能の確保

- 市は、緊急輸送路その他防災上重要な道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、道路の除雪、凍結防止その他必要な措置を実施する。
- 市は、除雪が必要な場合には、国、県その他の道路管理者と密接に連絡調整を行い、相互に協力して道路交通の確保に努める。
- 市は、必要に応じて地域住民、関係団体及び関係事業者の協力を得て、除雪活動を実施する。

【資料_149】交通量による除雪目標と内容の一般基準

（3）救出救助活動

- 市は、県、警察、消防及び交通事業者等と連携し、大規模な積雪により滞留した車両の乗員の保護その他必要な救出救助活動を実施する。
- 市は、滞留車両の解消に長時間を要すると見込まれる場合には、他の交通事業者と相互に連携し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行う。

（4）帰宅困難者支援

- 市は、交通機関の計画運休等や気象予報の状況により事前に帰宅困難者の発生が予想される場合には、自宅や職場、学校等からむやみに移動を開始しないよう呼びかけを行う。

風水害等編（水防計画）

第２章　復旧・復興計画

本章の基本的な考え方

市は、被災者の生活再建及び地域の復旧・復興を着実に進めるとともに、その過程で得られた知見や課題を平時からの備えや地域づくりに反映し、災害に強いまちづくりを推進する。

第１節　生活安定・安全対策

基本方針

- 罹災証明書は住宅の応急修理等の被災者の生活再建を図る上で必要となることから、市は、早期の復旧・復興につなげるため、遅滞なく交付する。
- 市は、混乱防止と被災者の不安解消のため、災害相談窓口を直ちに開設する。
- 市は、被災者の生活を確保するため、被災した市民、事業者の速やかな再建を支援する。
- 市は、離職者に対しては、雇用支援制度の情報提供と手続きの迅速化に努める。
- 一般市民及び他の市町村等から寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するため、市は、関係機関と協力して活動を実施する。

(1)　罹災証明の発行

- 市は、被害を受けた住家等の被害調査（認定調査）を行い、調査結果を集約して罹災台帳を整備する。
- 市は、罹災者の申請により、罹災証明書を発行する。
- 市は、罹災証明書の発行対象外の被害に対して、被災届出証明書を発行する。
- 市は、迅速かつ効率的な発行のため、体制の整備や申請手続きのデジタル化等に取り組む。

【資料_111】罹災証明・被災届出証明の発行
【資料_112】住家被害程度の認定基準
【資料_113】家屋被害調査票
【資料_114】罹災証明申請書

(2)　被災者台帳の整備

- 市は、被災者台帳を整備し、被災者の基本情報、被害状況及び支援状況等を一元的に管理する。

(3)　相談窓口の設置

- 市は、必要に応じて、被災者又はその関係者からの問合せの相談に応じるための災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。
- 県は、県庁内に被災者総合相談窓口を設置し、被災者への情報提供を行う。
- 柏警察署は、相談所を開設し警察関係の相談業務にあたる。

【資料_115】被災者支援事業一覧

(4)　災害弔慰金等の支給及び貸付制度

- 市は、被災者に対して、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給、災害援護資金、生活福祉資金等の貸付を実施する。

【資料_116】支援金の支給・貸付

【資料_117】被災者生活再建支援金の支給の手続き

(5)　租税等の特別措置

- 市は、被災状況に応じ、市税、介護保険料等の納税緩和・減免措置を行う。
- 国及び県は、法令等に基づき租税の特別措置を災害の状況により実施する。

(6)　義援金品の受入れ・配分

- 市は、義援金品を受け付け、保管する。
- 市は、義援金品の配分計画を策定し、必要に応じ柏市赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に被災者へ分配する。

【資料_118】義援金品受入・配分

【資料_119】義援金品領収書の書式

(7)　その他の被災者の自立に対する支援

- 県は公共職業安定所を通じて早期再就職を促進し、就業の斡旋等の雇用対策を行う。
- 市は、離職者の状況を県に報告するとともに、状況によっては、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。
- 市は、中小企業や農業者等の復旧を促進するため、資金融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な対策を講じる。
- 日本郵便（株）は、災害救助法適用時において、郵便物の料金免除、郵便葉書等の無償交付及び金融・保険業務の非常取扱い等を実施する。
- 千葉労働局は、離職者の把握に努めるとともに、早期再就職の促進及び雇用保険の特例措置による失業給付等を実施する。
- 日本放送協会は、災害救助法に基づく受信料免除について、検討、実施する。

第２節　公共施設の災害復旧

基本方針

● 市及び関係機関は、市民の生活基盤を整えるため、被災した施設等の原形復旧をするとともに、再発を防止するための対策や改良を実施する。

(1)　災害復旧事業計画

- 市は、被害の状況及び原因を的確に把握し、所管施設ごとに災害復旧事業計画を速やかに策定する。
- 市は、策定に当たって、原形復旧を基本としつつ、防災機能の向上に資する改良を適切に反映する。
- 市及び関係機関は、被害の程度及び緊急性を勘案して優先順位を定め、計画的かつ迅速に復旧を実施する。

(2)　激甚災害の指定

ア　激甚災害指定の手続

- 市は、被害状況及び被害に対する措置の概要を、速やかに県に報告する。
- 県は、市からの報告を踏まえ、必要に応じて国に報告する。
- 国は、県からの報告を基に、必要に応じて中央防災会議に意見を聴き、激甚災害としての指定の可否を判断する。

【資料_120】激甚災害指定の手続き
【資料_121】激甚災害指定基準
【資料_122】局地激甚災害指定基準

イ　被害状況等の報告

- 市は、激甚災害指定基準等を踏まえ、災害発生から応急措置完了までの間、被害状況等を継続的に県に報告する。

(3)　災害復旧に伴う財政援助の確保

- 市は、災害復旧に要する経費について、国及び県の財政援助制度の活用を図るとともに、被害状況に応じて県と連携し必要な財政支援を国に要望する。
- 市は、財政援助に必要な関係資料を整備し、被害状況及び復旧に要した経費を県に報告する。
- 市は、激甚災害指定等が行われた場合は、特別財政援助その他の特例措置の活用を図る。

第３節　災害復興

基本方針

- 市は、被災者の生活再建及び地域の復興を総合的かつ計画的に推進する。
- 市は、将来の災害に強いまちづくりを目指し、関係機関及び市民等と連携して復興施策を実施する。

(1)　災害復興本部の設置

- 市は、大規模な被害が発生した場合において、復興施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。
- 市は、被害状況を踏まえ復興の基本的方向を決定し、関係部局間の調整及び復興施策の統括を行う。
- 市は、有識者、関係機関及び市民等の意見を反映するための震災復興検討委員会を設置し、合意形成を図る。

(2)　災害復興計画の策定

- 市は、災害復興基本方針を策定するとともに、当該方針に基づき災害復興計画を策定する。
- 市は、災害復興計画の策定に当たり、市街地復興計画に関する都市計画決定その他必要な行政上の手続を実施する。
- 市は、当該計画に基づき、被災者の生活再建、公共施設及び都市基盤の復旧並びに安全なまちづくりの推進に係る震災復興事業を実施する。

【資料_123】災害復旧事業計画・震災復興事業

大規模事故編

第１章　応急・復旧・復興対策計画

本章の基本的な考え方

市及び関係機関は、平時からの安全管理、訓練及び関係機関との連携体制を活かし、大規模事故等の特性に応じて応急対策、復旧及び復興対策を総合的に実施する。

第１節　応急活動体制

基本方針

- 市は、大規模事故等による被害の拡大防止及び市民の安全確保を図るため、災害の規模及び状況に応じた応急活動体制を確立する。
- 市は、災害発生のおそれがある段階から、施設利用者及び職員の安全確保を図る。
- 市は、災害対応を継続するため、人員、施設、情報通信その他必要な資源の確保に努める。
- 市は、関係機関との連携のもと、情報収集及び意思決定に必要な体制を整え、災害応急対策を総合的に実施する。

(1)　市の応急活動体制の整備

- 市は、大規模事故等による被害又は被害のおそれがある場合は、情報を収集し、状況を把握するとともに、対策の必要が生じた場合に速やかに実施できるよう備える。
- 市は、状況に応じて、情報収集体制、事故警戒本部（警戒配備）又は災害対策本部（非常配備）のいずれかの体制を整備する。
- 職員は、発生した被害又は発生するおそれのある被害の規模に応じて、あらかじめ定められた配備体制基準に基づき参集する。

【資料_150】事故警戒本部

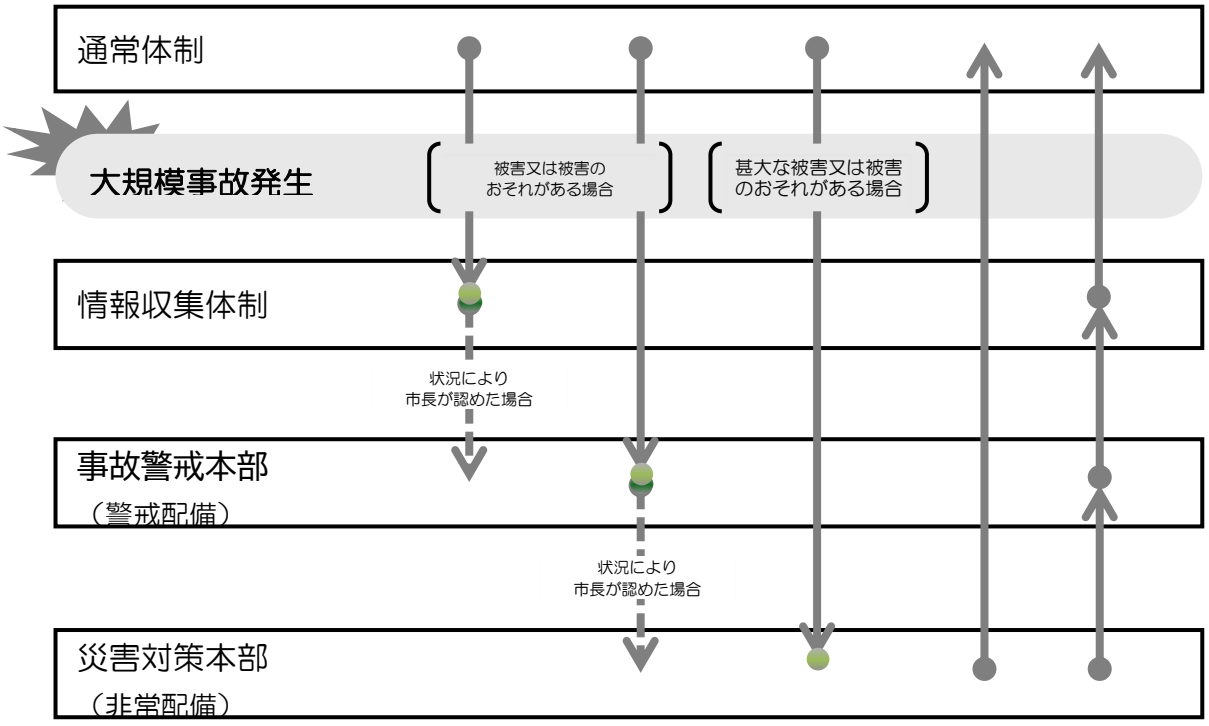


図 1　体制の移行

(2)　災害対策本部の設置等

ア　設置

- 市は、配備基準に該当する災害の発生又は発生のおそれがある場合その他必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。
- 市は、災害対策本部を設置したときは、被害状況を把握し地域における応急対策を円滑に実施するため、地区災害対策本部を設置する。
- 市は、災害の規模・状況等により、必要と認めるときは、被災地にあって災害対策本部の事務の一部を行うため、災害現地に現地災害対策本部を設置する。

【資料_52】災害対策本部の組織図
【資料_53】災害対策本部の事務分掌
【資料_54】代替本部
【資料_55】本部長不在時の職務代行
【資料_56】本部の運営等
【資料_57】内部活動報告
【資料_58】関係機関通知先
【資料_59】　地区災害対策本部の連携（イメージ）

イ　廃止

- 市は、災害の危険がなくなり応急対策がおおむね終了したと認められる場合には、災害対策本部等を廃止する。
- 市は、災害対策本部を廃止したときは、直ちに関係機関に通知する。

第２節　大規模火災対策計画

基本方針

● 市は、多数の死傷者、避難者等の発生又は発生するおそれのある大規模火災に対し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

(1)　大規模火災応急対策

- 市は、火災の発生状況及び被害状況を迅速に把握し、関係機関と情報共有を行う。
- 消防局は、消防関係計画に基づき必要な活動体制を確立し、消防活動を実施するとともに、必要に応じて相互応援協定及び関係計画等に基づき消防機関に応援を要請する。
- 市及び消防局は、救助・救急活動を実施するとともに、必要に応じて、国及び他市町村に応援を要請する。
- 市及び柏警察署等は、必要に応じて避難誘導及び避難所の開設を行う。
- 市及び消防局は、災害の状況に応じ、関係機関と連携して警戒区域の設定、立入制限その他必要な措置を行う。
- 柏警察署は、関係機関の協力のもと警戒活動を実施する。
- 柏警察署及び道路管理者は、交通の安全及び緊急輸送路の確保を図るため、交通規制その他必要な交通対策を実施する。
- 医療・救護、防疫活動等は、震災編に定めるところによる。

第３節　危険物等災害対策計画

基本方針

● 市は、危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物による事故災害の被害の拡大を防止するため、関係事業者及び関係機関と連携して応急対策を実施する。

(1)　危険物等（危険物）応急対策

- 危険物施設の責任者は、災害発生時には直ちに消防局、柏警察署及びその他関係機関へ通報又は連絡するとともに、近隣への延焼及び二次災害の防止のため、必要な初動措置を実施する。
- 危険物施設の責任者は、避難計画により、従業員等の避難を実施する。
- 消防局は、関係機関と連携し、危険物火災等の特性に応じた消防活動及び救助活動を実施する。
- 市及び消防局は、災害の状況に応じ、関係機関と連携して警戒区域の設定、立入制限その他必要な措置を行う。
- 柏警察署は、関係機関の協力のもと警戒活動及び交通規制活動、交通対策活動を実施する。
- 県、労働基準監督署、市及びその他の関係機関等は、災害の発生原因の究明に当たる。

【資料_151】危険物災害対策計画における応急対策

【資料_152】危険物施設設置状況

(2)　危険物等（高圧ガス）応急対策

- 高圧ガス事業者は、施設における災害発生時には直ちに、消防局、警察及びその他関係機関へ通報する。
- 高圧ガス事業者は、速やかに当該事業所内に災害対策本部を設置し、二次災害の発生を防止するため防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた応急対策を実施する。
- 高圧ガス事業者は、漏洩したガスが毒性又は可燃性がある場合には、拡散状況の把握及び被害拡大防止措置に努める。
- 消防局は、事業者及び関係機関から活動に必要な情報の提供を受け、安全を確保した上で、消防活動及び救助・救急活動を実施するとともに、関係機関と必要な情報共有を行う。
- 防災関係機関は、事業所と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。
- 市及び消防局は、災害の状況に応じ、関係機関と連携して警戒区域の設定、立入制限その他必要な措置を行う。
- 柏警察署は、関係機関の協力のもと警戒活動及び交通規制活動、交通対策活動を実施する。

- 県、労働基準監督署、市及びその他の関係機関等は、災害の発生原因の究明に当たる。

【資料_153】高圧ガス災害対策における応急対策

(3) 危険物等（火薬類）応急対策

- 火薬類取扱事業者は、災害発生時には直ちに消防局、警察その他関係機関へ通報する。
- 火薬類取扱事業者は、爆発その他の危険を防止するため、消防局及びその他防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急対策を実施する。
- 消防局は、状況により東日本高速道路㈱関東支社、市及びその他防災関係機関に連絡する。
- 市及び消防局は、事業所の責任者と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な消火活動等の応急措置を実施する。
- 市及び消防局は、災害の状況に応じ、関係機関と連携して警戒区域の設定、立入制限その他必要な措置を行う。
- 柏警察署は、関係機関の協力のもと警戒活動及び交通規制活動、交通対策活動を実施する。
- 県、労働基準監督署、市及びその他の関係機関等は、災害の発生原因の究明に当たる。

【資料_154】火薬類災害対策における応急対策事項

【資料_155】火薬類取扱事業所

(4) 危険物等（毒物劇物）応急対策

- 毒物劇物取扱事業者は、保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合、市、消防局、柏警察署及びその他関係機関へ通報する。
- 毒物劇物取扱事業者は、漏出防止、除害その他の被害拡大防止措置を実施する。
- 消防局は、緊急通報を受けた場合、市その他防災関係機関との連絡調整を行う。
- 消防局は、事業者及び関係機関から毒物劇物の情報提供を受け、安全を確保した上で，消防活動を実施する。
- 消防局は、大量流出事故に際しては、医療機関と連携し、被災者の救出・救護及び避難誘導を実施する。
- 市は、毒物劇物による水源汚染のおそれがある場合は、関係機関へ通報し、必要な措置を講じる。
- 市及び消防局は、災害の状況に応じ、関係機関と連携して警戒区域の設定、立入制限その他必要な措置を行う。
- 県、労働基準監督署、市及びその他の関係機関等は、災害の発生原因の究明に当たる。

【資料_156】毒物劇物災害対策における応急対策事項

第４節　航空機災害対策計画

基本方針

● 市は、大規模な航空機災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(1)　航空機災害応急対策

- 市は、事故情報を迅速に収集し、県に事故発生の報告を行う。
- 市は、各関係機関と緊密に情報共有を行い、周辺居住者、事業所及び通行者等に対する広報や報道対応を行う。
- 消防局は、火災が発生又は発生する恐れがある場合、その状況に応じた体制をとり、消防活動を行うとともに、必要に応じて協定等に基づく応援要請を行う。
- 市及び消防局は、救助・救急活動を実施するとともに、必要に応じて国及び他市町村に応援を要請する。
- 医療機関は、負傷者に対し適切な医療活動を行うとともに、患者の急増等に対処するため、医療機関相互で密接な情報交換を行う。
- 市及び消防局は、災害の状況に応じ、関係機関と連携して警戒区域の設定、立入制限その他必要な措置を行う。
- 柏警察署は、関係機関の協力のもと警戒活動及び交通規制活動、交通対策活動を実施する。
- 救援、医療・救護、防疫活動等は、震災編に定めるところによる。

【資料_157】航空機災害対策における応急対策事項

【資料_158】航空機災害（民間等航空機の場合）の情報伝達系統図

【資料_159】航空機災害（自衛隊機の場合）の情報伝達系統図

第５節　鉄道災害対策計画

基本方針

● 市は、多数の死傷者等の発生が予測される鉄道災害の被害の拡大を防止するため、関係機関と連携して応急対策を実施する。

(1)　鉄道災害応急対策

- 鉄道事業者は、乗客の安全確保、負傷者の救出・救助、初期消火等その他必要な応急措置を実施する。
- 鉄道事業者は、事故の状況を的確に把握し、消防局、警察その他関係機関へ通報するとともに、市及び県に報告する。
- 鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。
- 市は、事故の規模等に応じ、関係法令等に基づき、必要な応援を要請するとともに、自衛隊による支援が必要と認める場合、県に対し自衛隊の災害派遣要請を求める。
- 市は、事故の原因者と緊密に連携し、周辺居住者、事業所及び通行者等に対する広報や報道対応を行う。
- 市及び柏警察署等は、避難所の開設、避難誘導を行う。
- 消防局は、関係機関と連携し、消火活動、救助・救急活動を実施するとともに、必要に応じて応急救護所を開設する。
- 医療機関は、負傷者に対し適切な医療活動を行うとともに、医療機関相互で密接な情報交換を行う。
- 柏警察署は、関係機関の協力のもと警戒活動及び交通規制活動、交通対策活動を実施する。
- 医療・救護、防疫活動等は、震災編に定めるところによる。

【資料_160】鉄道災害対策における応急対策事項

【資料_161】鉄道災害時の情報伝達系統図

【資料_162】鉄道事業者による応急・復旧対策の概要

第６節　道路災害対策計画

基本方針

● 市は、危険物等を積載する車両の事故等により多数の死傷者等が発生する道路上の災害の被害の拡大を防止するため、関係機関と連携して応急対策を実施する。

(1)　道路災害応急対策

- 輸送事業者は、危険物等の流出事故が発生した時は、直ちに消防局へ通報する。
- 輸送事業者は、事故現場周辺の安全確保、拡散防止及び防除を実施する。
- 消防局は、事故発生を市及びその他の防災関係機関に連絡する。
- 消防局は、関係機関と連携し、危険物等の特性に応じた消防活動を実施する。
- 柏警察署は、関係機関の協力のもと警戒活動及び交通規制活動、交通対策活動を実施する。
- 市及び消防局は、災害の状況に応じ、関係機関と連携して警戒区域の設定、立入制限その他必要な措置を行う。
- 市及び柏警察署は、地域住民等に対する広報や報道対応を行う。
- 医療機関は、傷病者に対して医療活動を行うとともに、医療機関相互に密接な情報交換を行う。
- 多数の傷病者等が発生した場合の医療・救護活動等は、震災編に定めるところによる。

【資料_163】道路災害対策における応急対策事項

第７節　水道水質事故対策計画

基本方針

● 市は、水質事故等による給水停止又は給水停止となるおそれがある場合、給水への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携して応急対策を実施する。なお、人的被害が発生した場合は、柏市危機管理基本計画に基づき対応を行う。

(1)　水道水質事故応急対策

- 北千葉広域水道企業団は、水質事故の発生又は発生のおそれを把握した場合は、市へ速やかに情報提供を行う。
- 市は、状況に応じて災害対策本部を設置する。
- 市は、関係機関に給水停止情報を伝達するとともに市民への広報活動を行う。
- 市は、関係機関と連携し、飲料水、生活用水を確保する。
- 市は、給水所が立地する施設管理者及び、柏市管工事協同組合や市民に応急給水活動への協力を要請する。給水所での給水が困難な要配慮者等には、町会・自治会・区等や福祉関係団体と連携し、ペットボトル飲料水等を配布する。
- 市は、災害拠点病院等、人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車する。

【資料_27】コミュニティエリア別防災資源一覧

【資料_31】応急給水優先病院一覧

【資料_164】水道水質事故対策における応急対策事項

第８節　富士山等の噴火に伴う降灰対策計画

基本方針

● 市は、富士山等の噴火に伴う降灰による被害の軽減を図るため、関係機関と連携して応急対策を実施する。

(1)　降灰応急対策

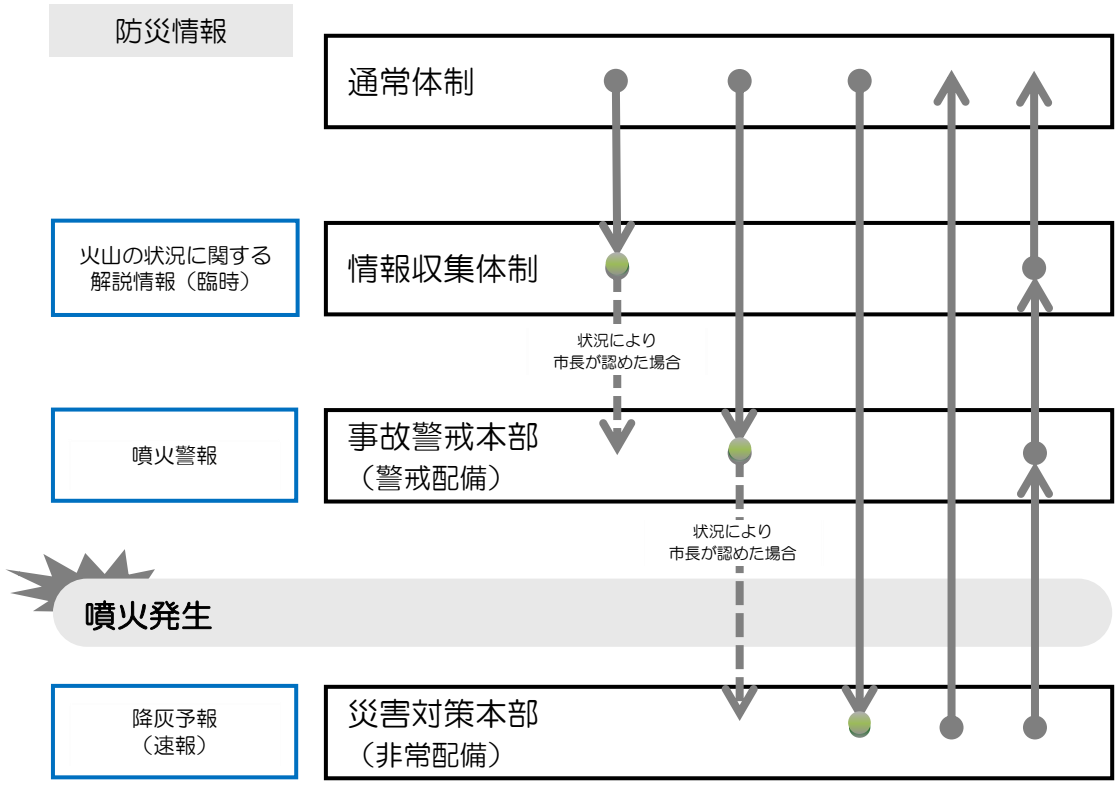


図 2　体制の移行

- 市は、県指針に基づき、気象庁の情報に応じて震災編に定める情報収集体制、事故警戒本部（警戒配備）、災害対策本部（非常配備）のいずれかの体制を整備する。
- 市は、降灰状況及び火山情報を収集し、市民への周知及び注意喚起を行う。
- 市は、降灰による健康被害及び生活への影響の軽減を図るため、大気環境及び水質に関する情報を収集するとともに、水質汚濁、健康への影響に関する情報提供・相談、医療機関及び福祉施設への支援その他必要な対策を実施する。
- 市は、降灰の影響により住家被害を受けた市民のために避難所を開設する。また、避難所の運営にあたっては、降灰の影響による被災者の健康状態に配慮する。

- 市は、降灰の影響により住家への居住が困難となった市民に対し、仮設住宅の提供等を支援する。
- 市は、降灰の影響により給水量が減少する場合、避難所への給水体制を確立する。
- 市は、停電への対応として、各事業者から情報を収集し、県と連携して重要施設の継続的な電力維持を支援する。
- 市は、通信事業者から情報を収集し、県と連携し、電力供給が必要な基地局に必要な支援を行う。
- 市は、降灰による上下水道施設への影響を把握し、関係機関と連携して施設機能の維持及び復旧を図るとともに、県内水道事業体からの応援要請があった場合は支援の調整をする。
- 市は、降灰による道路への影響を把握し、道路管理者その他の関係機関と連携し、通行規制を行うとともに、放置車両の除去、優先路線から路面及び側溝等の降灰除去等を実施する。
- 土地所有者又は管理者は、管理する敷地内の火山灰除去を行う。
- 市は、各家庭から排出された火山灰を回収し、適正な処理を実施する。交通障害により、回収が困難な場合には、各家庭での保管を広報する。
- 各事業者は、排出された火山灰の処理を実施する。
- 市は、降灰除去の実施にあたり、仮置き場の確保に努めるとともに、一時保管場所及び処分場所を設置する。また、処理機能が不足する場合には、広域処理体制の構築を検討する。
- 市は、降灰により帰宅が困難となった者に対し、一時滞在施設への誘導、帰宅支援等を実施する。
- 市は、降灰による市民生活及び事業活動への影響を軽減するため、被災者支援、農業者支援、生活必需品の確保及び供給、生活関連情報の提供その他必要な対策を実施する。
- 市は、県の要請に応じて、他都道府県避難者の受入れを実施する。

【資料_165】富士山等の噴火に伴う降灰対策の配備体制

【資料_166】富士山等の噴火に伴う降灰対策事項

第９節　放射性物質事故対策計画

基本方針

● 市は、放射性物質事故による市民の生命及び身体への影響を軽減するため、関係機関と連携して応急対策及び復旧・復興対策を実施する。

(1)　放射性物質事故応急対策

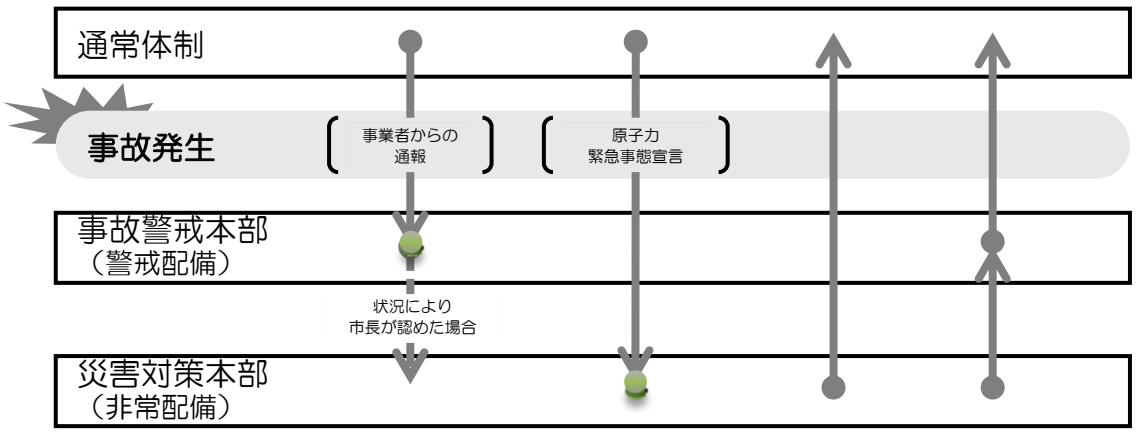


図 3　体制の移行

- 放射性物質取扱事業者、原子力事業者その他関係機関は、放射性物質の漏洩、核燃料物質の運搬中の事故その他の異常事象を把握した場合は、速やかに市、警察、国・県へ通報するとともに、被害拡大防止のために必要な対策を行う。
- 市は、事故を覚知した場合、事故警戒本部又は災害対策本部を設置する。また、原子力緊急事態宣言が発出された場合には、災害対策本部を設置し、県と連携し、情報収集を行う。
- 市は、未確認の放射性物質が発見された場合、県・国に報告する。
- 消防局は、事業者、国、県その他関係機関から、放射性物質の種類、放射線量、汚染状況その他活動に必要な情報の提供及び専門的助言を受け、消防活動を実施する。
- 消防局及びその他関係機関は、救助・救急活動を実施する。
- 市は、救助・救急活動の実施にあたり、広域支援が必要な場合には、関係機関に患者受入れを要請をする。
- 市は、周辺住民等の退避が必要な場合には、退避施設を決定し、関係機関と連携し、退避誘導を実施する。
- 市は、事故現場の汚染状況を検査するとともに、国・県の指示等に基づき、周辺住民等への検査を実施する。
- 市は、県その他関係機関と連携し、放射線モニタリングの結果を把握するとともに、放射

性物質による影響の把握に努める。

- 市は、モニタリング結果を広報するとともに、市民等の問い合わせに係る窓口を設置する。
- 市は、国の指示等に基づき、必要に応じて屋内退避、飲料水及び飲食物の摂取制限その他の防護措置を実施する。
- 市は、必要に応じて広域避難者の受入れを行い、住宅等の滞在施設の提供に努める。

【資料_167】放射性物質事故の応急対策事項

【資料_168】ＯＩＬ[1]と防護措置について

【資料_169】食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

(2)　放射性物質事故復旧・復興対策

- 放射性物質取扱事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。
- 市は、国や県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。
- 市は、国及び県と連携し、空間放射線量その他の監視結果に関する情報提供を継続する。
- 市は、市民の不安軽減を図るため、健康相談、健康管理及び情報提供を実施する。
- 市は、県及び近隣市等と連携し、放射性物質事故に伴う風評被害の発生を抑制する。
- 市は、放射性物質に汚染された廃棄物等について、国や県の指示、関係法令に基づき適切な処理がされるよう必要な措置を講じる。

1 原子力災害や放射性物質漏洩事故時に、市民の防護措置（避難や一時移転等）を速やかに開始するかどうかを、実際の空間線量率等の測定値に基づいて客観的に判断するための基準値。



柏市地域防災計画
令和９年３月
発行／柏市防災会議　　編集／柏市危機管理部危機管理政策課